

大竹市第3次障害者基本計画

大竹市第6期障害福祉計画

大竹市第2期障害児福祉計画

令和3年3月

大 竹 市

はじめに

本市では、市のまちづくりにおける最上位の計画として、令和3年3月に、大竹市まちづくり基本構想を策定しました。基本構想で掲げるまちの将来像の実現に向けた中・長期的な施策等の方向性は、第1期大竹市まちづくり基本計画（令和3年3月策定）で示しており、障害者施策については、「健康・福祉」分野において、基本構想で掲げた「誰もが自分らしく生きるまち」、「見守り支え合うまち」の実現に向け、「障害のある人が自分らしく生きるための支援」や「見守り支え合う地域福祉の推進」などに取り組むこととしています。



近年、国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法等の改正が行われ、自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者、障害児とその家族の方のニーズにきめ細かく対応するための支援の充実、障害福祉サービスの量の確保と質の向上を図るための環境整備等が求められています。

こうした状況を踏まえ、この度「ともに認め合い、支えあうまち」を目標とする「大竹市第3次障害者基本計画・大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、関係機関等とより連携を深めながら障害福祉サービス等の充実を図り、市民の皆様と共に地域共生社会の実現に向けて、本計画を着実に進めて参りたいと考えておりますので、引き続き、障害福祉の推進へ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大竹市地域自立支援協議会」の皆様をはじめ、調査にご協力をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

大竹市長 入山 欣郎

目次

第1章	計画の基本的な考え方 ……………	1
1	計画策定の背景と趣旨……………	1
2	計画の位置づけ……………	2
3	計画の期間……………	3
4	計画に定める事項……………	3
5	計画の構成……………	4
6	計画の策定の方法……………	4
第2章	障害者等の動向 ……………	5
1	人口の動向……………	5
2	障害者等の動向……………	6
第3章	障害福祉サービス等の利用状況等 ……………	15
1	令和2年度における成果目標の達成状況……………	15
2	障害福祉サービス等の利用状況……………	18
3	地域生活支援事業の実施状況……………	26
第4章	障害者等の福祉ニーズ等及び関係団体等の意向等の把握 ……………	32
1	障害者等に対するアンケート……………	32
2	関係団体等に対する調査……………	54
第5章	本市における障害福祉の課題 ……………	60
第6章	計画の基本理念と目標 ……………	64
1	上位計画における位置づけ……………	64
2	計画の基本理念……………	65
3	計画の目標……………	65
4	障害者施策の方針……………	66
5	施策の体系……………	67
第7章	施策の方針 ……………	68
1	健康で安心して暮らせるまちづくり……………	68
2	生き生きと暮らせるまちづくり……………	75
3	ふれあい豊かな共生のまちづくり……………	79
4	安全で快適に暮らせるまちづくり……………	82
5	地域で支える総合的な体制づくり……………	85

第8章	障害福祉計画・障害児福祉計画	87
1	計画の基本的な考え方	87
2	重点的な取組の方針	90
3	障害者等の将来見通し	92
4	成果目標の設定	93
5	障害福祉サービス等の推進	96
6	地域生活支援事業の推進	107
7	サービス見込量確保のための方策	114
第9章	計画の推進方策	116
1	市民意識の醸成	116
2	計画の推進体制づくり	116
3	大竹市地域自立支援協議会の機能強化	116
4	計画の進行管理	117
資料編		
資料1	計画策定の経緯	119
資料2	大竹市地域自立支援協議会	120
資料3	用語解説	123

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国では、障害者等の増加と高齢化が進んでおり（脚注-1）、今後、さらなる高齢化の進行、障害の重度化、介護者の高齢化などが懸念される中で、障害特性に応じた総合的な支援を行うことが求められています。

こうした中、国においては、平成17年11月に、障害者等の自立した地域生活を支援するため「障害者自立支援法」が成立しました。平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されました。

平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）がそれぞれ施行されたほか、同年6月には「発達障害者支援法」が一部改正されるなど、障害者支援の充実が図られています。

また、平成28年6月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、障害者等が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められています。

本市においては、平成27年3月に「大竹市第2次障害者基本計画」（計画期間：平成27～令和2年度、以下「第2次基本計画」といいます。）、平成30年3月に「大竹市第5期障害福祉計画及び大竹市第1期障害児福祉計画」（計画期間：平成30～令和2年度、以下「第5期福祉計画等」といいます。）を策定し、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していますが、いずれの計画も今年度に計画期間を経過するため、改定を行う必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

このような背景を踏まえ、第2次基本計画及び第5期福祉計画等の成果と課題に対応するとともに、障害者等のための施策に関する基本的な計画である「大竹市第3次障害者基本計画」及び「大竹市第6期障害福祉計画、大竹市第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するもの（以下、一体的な計画を「本計画」といいます。）で、本市における障害者等の日常生活及び社会生活の総合的な支援を通じて、障害者等の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。

脚注-1：障害者の高齢化率は、身体障害者H28年約73%（H23年約69%）、知的障害者H28年約16%（H23年約9%）、精神障害者H29年約37%（H26年約37%）となっている。（高齢化率は、身体及び知的障害者は在宅、精神障害者は外来における割合（障害者白書令和元年版））

-2：「障害者」、「障害児」の表記について、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号）では、「障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）」とされていることから、本計画においても基本指針を受け、障害者及び障害児をいう場合は「障害者等」と表記する。

2 計画の位置づけ

(1) 大竹市第3次障害者基本計画

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として策定します。

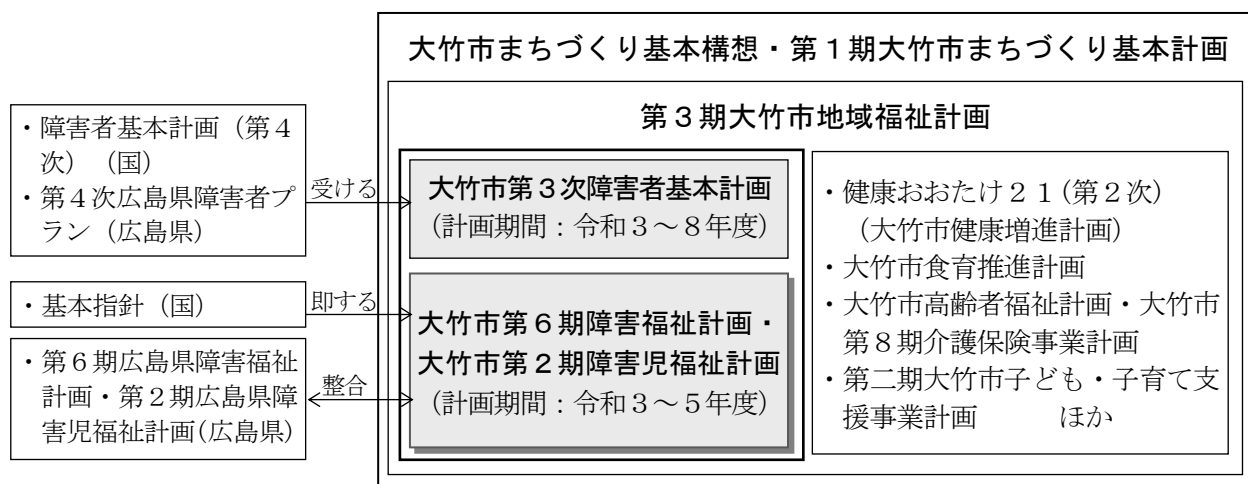
計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）、「第4次広島県障害者プラン」（広島県、平成31年3月策定）を受けるとともに、「大竹市まちづくり基本構想・第1期大竹市まちづくり基本計画」、福祉・保健分野の計画との整合に配慮しながら策定します。

(2) 大竹市第6期障害福祉計画及び大竹市第2期障害児福祉計画

大竹市第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として、また、大竹市第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」として、両計画を一体的に策定します。

計画は、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）に即するとともに、「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」（広島県）、「大竹市まちづくり基本構想・第1期大竹市まちづくり基本計画」及び「大竹市第3次障害者基本計画」との整合に配慮しながら策定します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

大竹市第3次障害者基本計画の計画期間は、令和3～8年度とします。

また、大竹市第6期障害福祉計画及び大竹市第2期障害児福祉計画の期間は、令和3～5年度とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者基本計画	大竹市第3次障害者基本計画					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		

4 計画に定める事項

(1) 障害者計画

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、策定しなければならない」とされています。

(2) 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第2項及び第3項の規定により、次の事項について定めます。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 障害児福祉計画

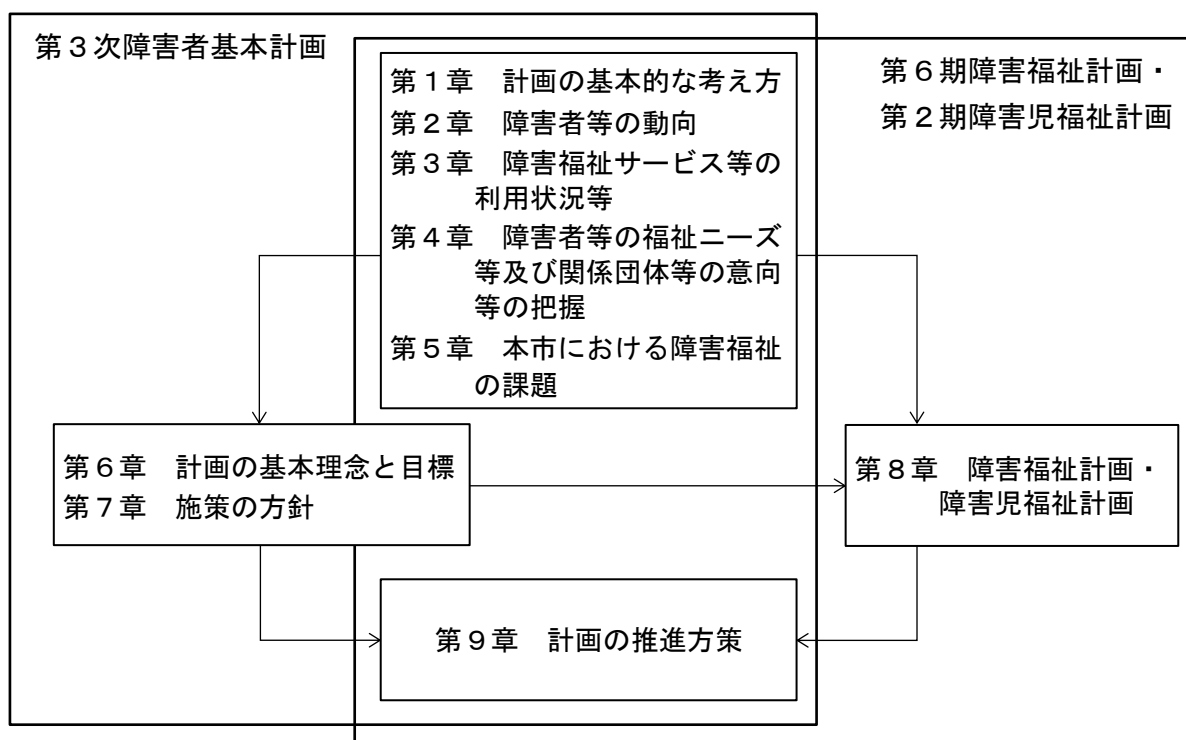
障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第2項及び第3項の規定により、次の事項について定めます。

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

図 本計画の構成



6 計画の策定の方法

(1) 大竹市地域自立支援協議会における協議

本計画の策定にあたっては、「大竹市地域自立支援協議会」において、計画の内容等に関する協議を行います。

(2) 障害者等に対するアンケートの実施

障害者等の実態、障害福祉サービス等の現状と今後のニーズなどを把握し、本計画策定の基礎資料とするため、障害者等に対するアンケートを実施しました。

(3) 関係団体等に対する調査の実施

障害者関係団体、サービス提供事業所の障害福祉に関する意見、意向を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、関係団体等に対する調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

(5) 国、広島県、圏域との整合等

本計画は、国の定める「基本指針」に即するとともに、広島県の策定する「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」との整合を図りながら策定します。

また本市は、廿日市市とともに、広島県が設定する「障害保健福祉圏域」のうち「広島西障害保健福祉圏域」に属しており、圏域内における連携に配慮しながら計画を策定します。

第2章 障害者等の動向

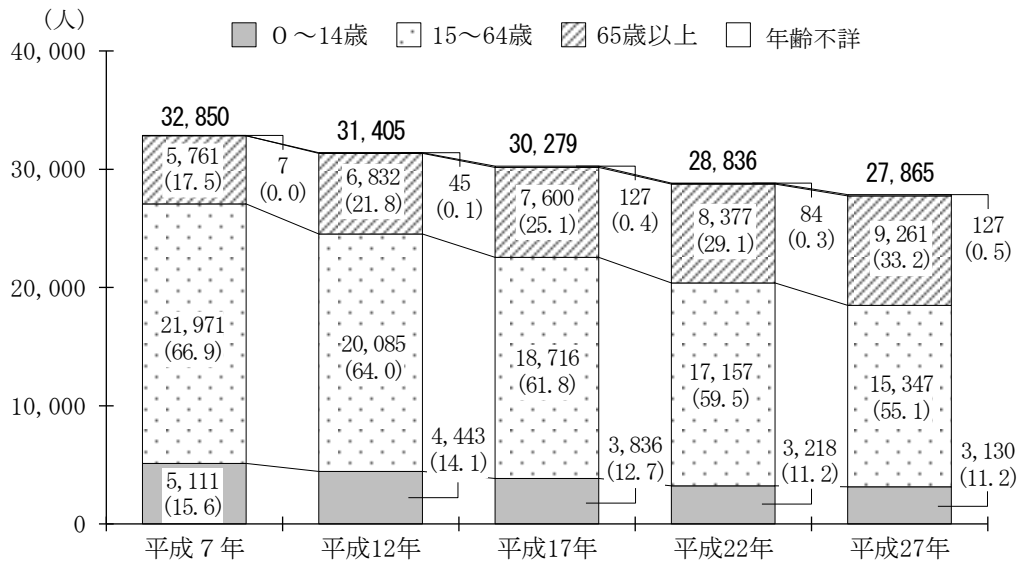
1 人口の動向

本市の総人口は減少を続けており、平成27年は27,865人となっています。

また、年齢三区分別にみると、0～14歳、15～64歳人口は減少、65歳以上人口が増加しています。

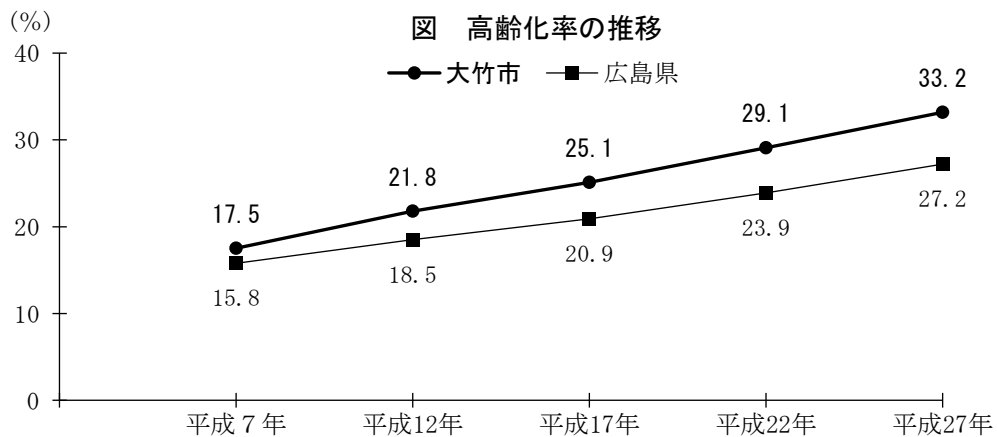
平成27年の高齢化率（65歳以上人口の割合）は33.2%で、広島県を6.0ポイント上回っています。

図 年齢三区分別人口の推移



資料：国勢調査

注：図中()内の数値は、割合(%)を示す。



資料：国勢調査

2 障害者等の動向

(1) 障害者等の推移

本市の障害者等（障害者手帳所持者数）は、平成30年度以降増加しており、令和2年度は1,569人となっています。（脚注）

手帳別には、身体障害者手帳所持者数が最も多く、令和2年度は67.4%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が高まりつつあります。

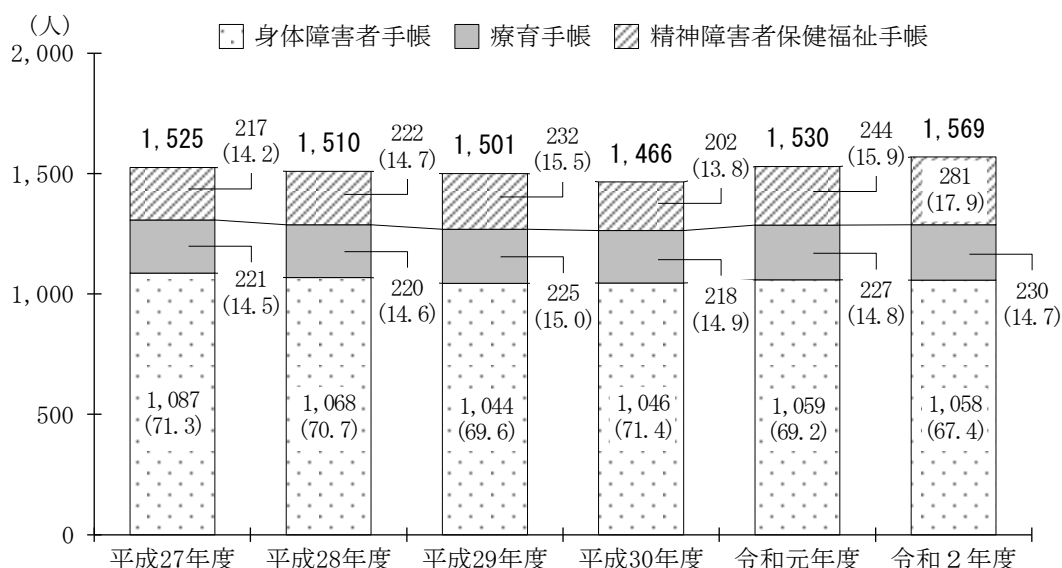
表 障害者手帳所持者数の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	1,087	1,068	1,044	1,046	1,059	1,058
療育手帳	221	220	225	218	227	230
精神障害者保健福祉手帳	217	222	232	202	244	281
合計	1,525	1,510	1,501	1,466	1,530	1,569

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

注：手帳を重複して所持している場合は、それぞれでカウントした。

図 障害者手帳所持者数の推移



資料：市福祉課（以下同様）

注-1：各年度4月1日時点

-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

-3：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。
(以下同様)

脚注：平成30年度に障害者手帳所持者数が減少しているのは、障害者手帳等の管理システム更新（平成29年度実施）の際、住民基本台帳との突合を行い、転出者等を整理したことによるものである（以下同様）。平成30年度以降は、年に1回、手帳所持者数の検証を行っている。

(2) 身体障害者等（身体障害者手帳所持者）

身体障害者手帳所持者数は、令和2年度は1,058人となっています。

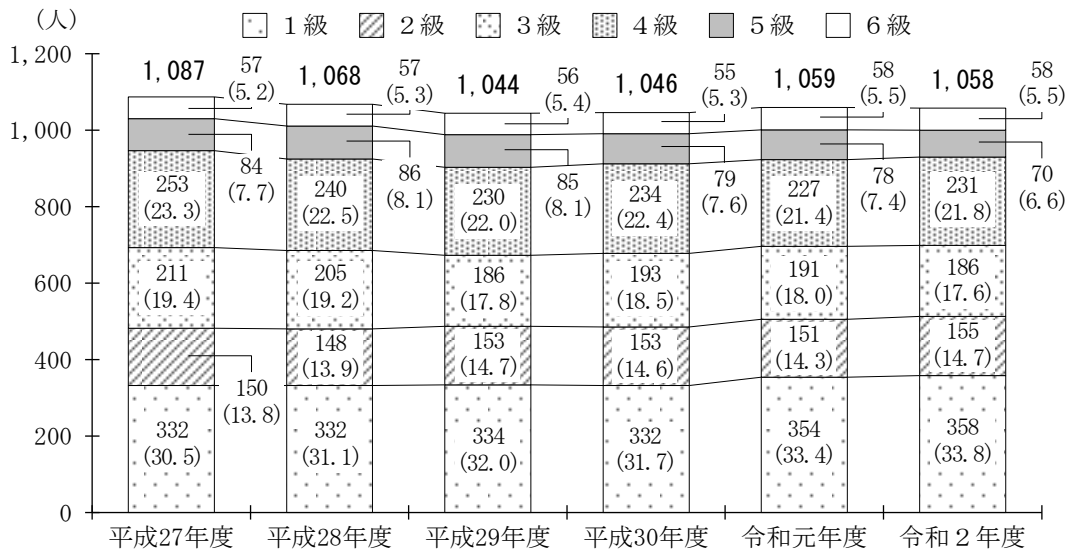
等級別にみると、最重度である1級が最も多く、次いで4級、3級の順となっています。

表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 級	332	332	334	332	354	358
2 級	150	148	153	153	151	155
3 級	211	205	186	193	191	186
4 級	253	240	230	234	227	231
5 級	84	86	85	79	78	70
6 級	57	57	56	55	58	58
合 計	1,087	1,068	1,044	1,046	1,059	1,058

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



注-1：各年度4月1日時点

注-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

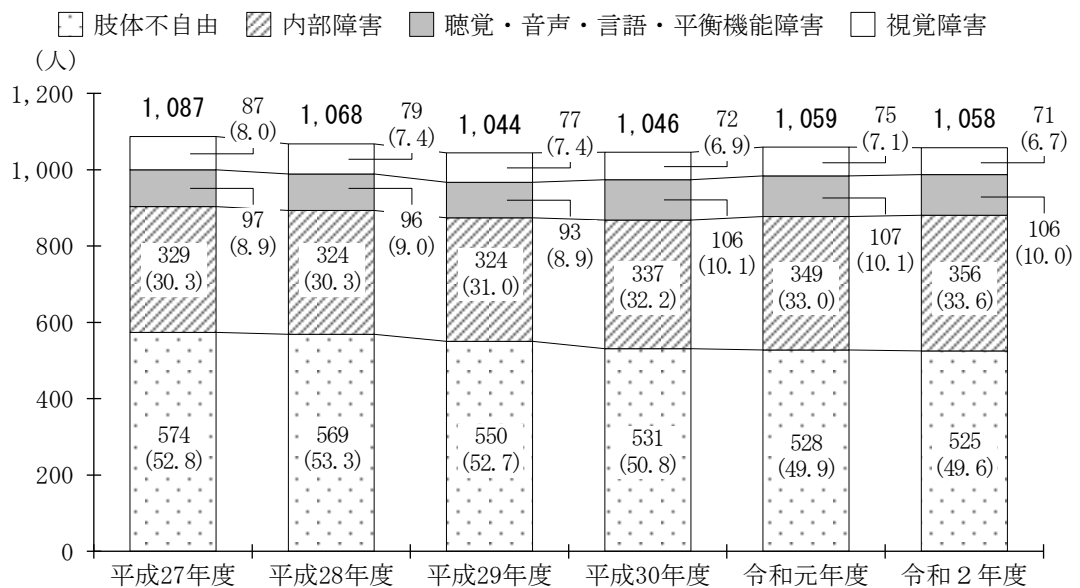
部位別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が最も多くなっています。

表 身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
肢体不自由	574	569	550	531	528	525
内部障害	329	324	324	337	349	356
聴覚・音声・言語 ・平衡機能障害	97	96	93	106	107	106
視覚障害	87	79	77	72	75	71
合計	1,087	1,068	1,044	1,046	1,059	1,058

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）



注-1：各年度4月1日時点

-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

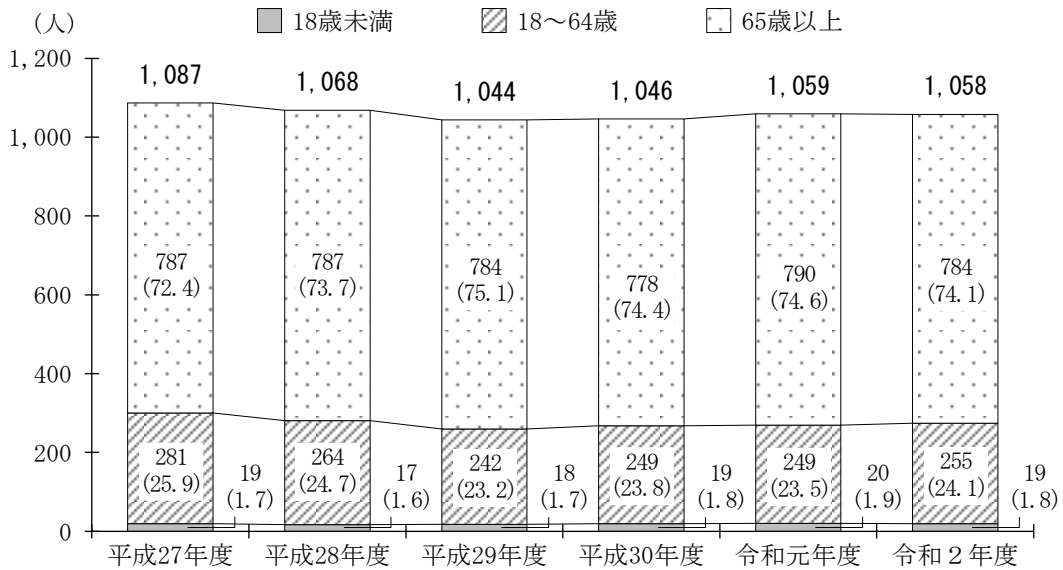
年齢別に身体障害者手帳所持者数をみると、令和元年度以降、各年齢層とも概ね横ばいです。

表 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	19	17	18	19	20	19
18～64歳	281	264	242	249	249	255
65歳以上	787	787	784	778	790	784
合計	1,087	1,068	1,044	1,046	1,059	1,058

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



注-1：各年度4月1日時点
 注-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

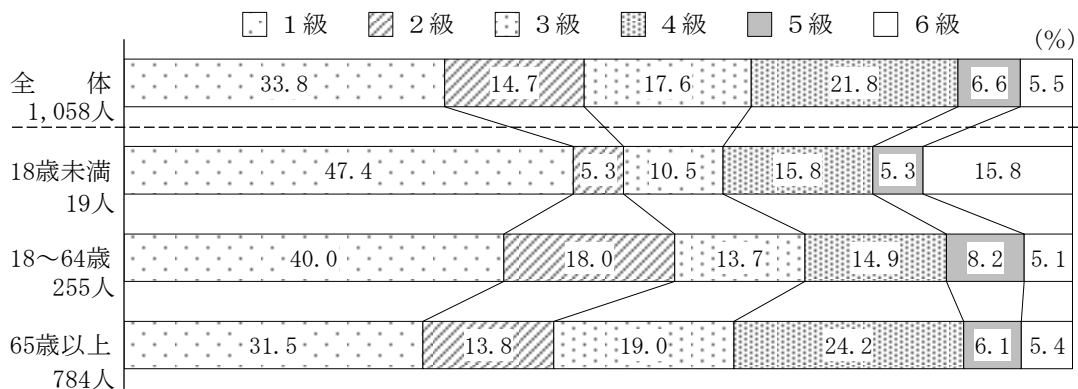
年齢・等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、18歳未満、18~64歳では1級、65歳以上では1級、4級が多い状況にあります。

表 身体障害者手帳所持者数（年齢・等級別）（令和2年度） (人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	9	1	2	3	1	3	19
18~64歳	102	46	35	38	21	13	255
65歳以上	247	108	149	190	48	42	784
合計	358	155	186	231	70	58	1,058

資料：市福祉課（4月1日時点）

図 身体障害者手帳所持者数の割合（年齢・等級別）（令和2年度）



注：4月1日時点

(3) 知的障害者等（療育手帳所持者）

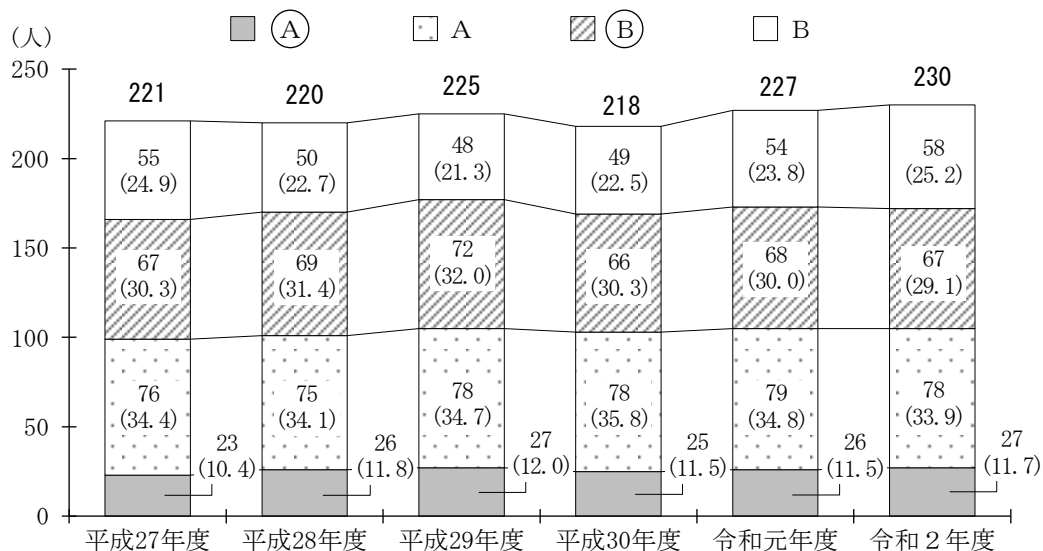
療育手帳所持者数は、平成30年度以降増加しており、令和2年度は230人となっています。等級別にみると、重度であるAが最も多く、次いで(B)，B，(A)の順となっています。

表 療育手帳所持者数（等級別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最重度(A)	23	26	27	25	26	27
重度A	76	75	78	78	79	78
中度(B)	67	69	72	66	68	67
軽度B	55	50	48	49	54	58
合計	221	220	225	218	227	230

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 療育手帳所持者数の推移（等級別）



注-1：各年度4月1日時点

注-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

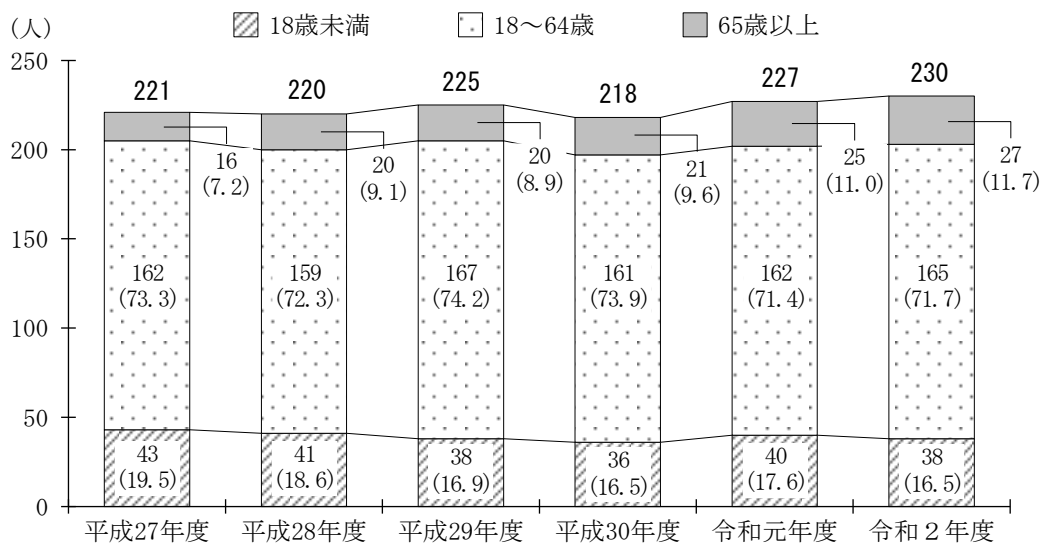
年齢別に療育手帳所持者数をみると、18歳未満、18～64歳は概ね横ばいで推移していますが、平成30年度以降、65歳以上が増加しており、全体に占める割合も高まりつつあります。

表 療育手帳所持者数（年齢別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	43	41	38	36	40	38
18～64歳	162	159	167	161	162	165
65歳以上	16	20	20	21	25	27
合計	221	220	225	218	227	230

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 療育手帳所持者数の推移（年齢別）



注-1：各年度4月1日時点
 注-2：図中()内の数値は、割合(%)を示す。

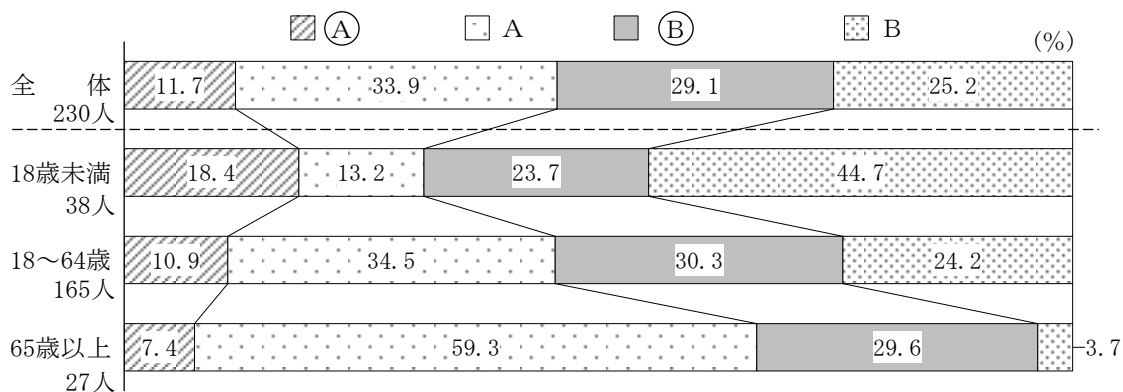
年齢・等級別に療育手帳所持者数をみると、18歳未満ではB，18～64歳ではA，**ⓑ**，65歳以上ではAが多くなっています。

表 療育手帳所持者数（年齢・等級別）（令和2年度） (人)

区分	最重度 Ⓐ	重度A	中度 ⓑ	軽度B	合計
18歳未満	7	5	9	17	38
18～64歳	18	57	50	40	165
65歳以上	2	16	8	1	27
合計	27	78	67	58	230

資料：市福祉課（4月1日時点）

図 療育手帳所持者数の割合（年齢・等級別）（令和2年度）



注：4月1日時点

(4) 精神障害者等（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度以降増加しており、令和2年度は281人となっています。

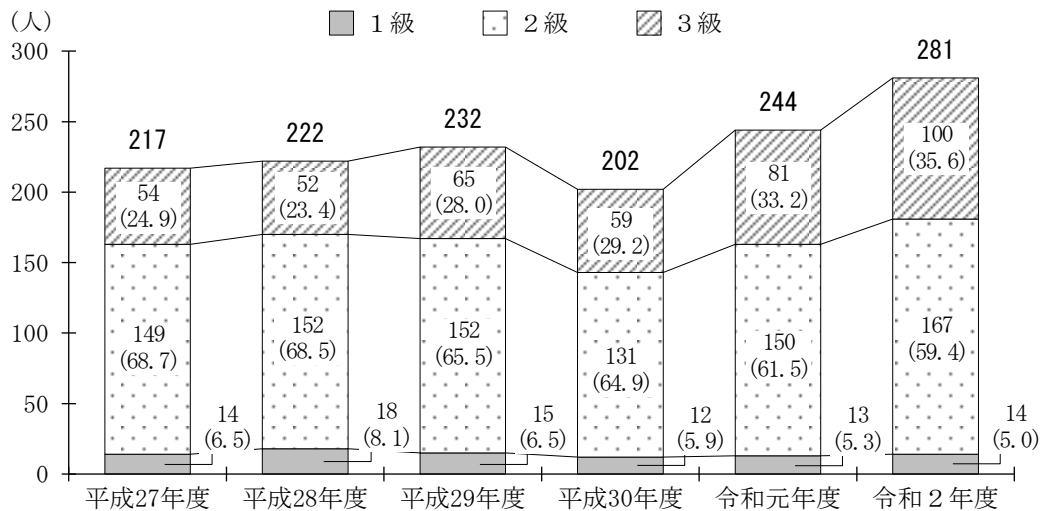
等級別にみると、2級が最も多く、次いで3級、1級の順となっています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 級	14	18	15	12	13	14
2 級	149	152	152	131	150	167
3 級	54	52	65	59	81	100
合 計	217	222	232	202	244	281

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



注-1：各年度4月1日時点

-2：図中（ ）内の数値は、割合(%)を示す。

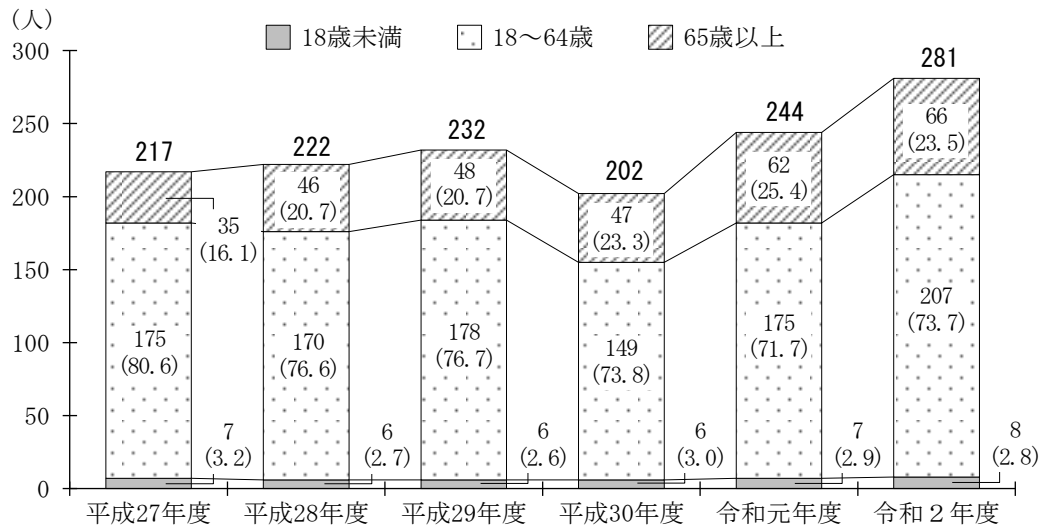
年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成30年度以降、18～64歳、65歳以上が増加しています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	7	6	6	6	7	8
18～64歳	175	170	178	149	175	207
65歳以上	35	46	48	47	62	66
合 計	217	222	232	202	244	281

資料：市福祉課（各年度4月1日時点）

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

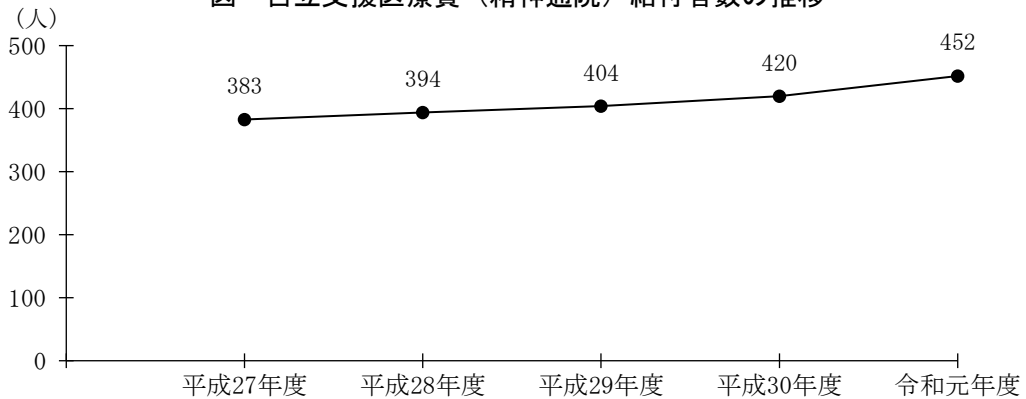


注-1：各年度4月1日時点

注-2：図中（ ）内の数値は、割合(%)を示す。

自立支援医療費（精神通院）給付者数は増加が続き、令和元年度は452人となっています。

図 自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移



資料：広島県

注：各年度3月31日時点

(5) 重複障害者等（手帳重複所持者数）

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を重複して所持している人は68人で、身体障害者手帳と療育手帳の重複所持が47人と多くなっています。

表 手帳重複所持者数（令和2年度） (人)

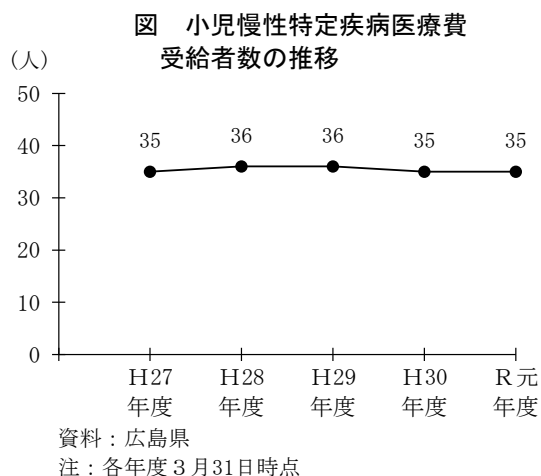
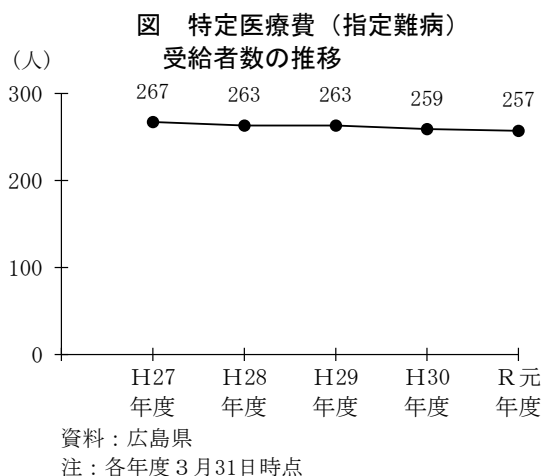
	身体・療育	身体・精神	療育・精神	すべての手帳	合計
手帳所持者数	47	12	8	1	68

資料：市福祉課（4月1日時点）

(6) 難病患者

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和元年度 257人で、減少傾向にあります。

また、小児慢性特定疾病医療費受給者数は、令和元年度35人で、概ね横ばいで推移しています。



※1：特定疾患医療費助成制度とは、原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が定める指定難病（333疾病）に該当する場合、医療費の負担軽減のため、特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行うものである。

※2：小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、慢性的な疾病を抱える子どもの医療費の自己負担分の一部を助成するものである。

(7) 障害支援区分の認定状況

令和2年度の障害支援区分の認定者数は36人となっています。

認定区分は「区分2」と「区分3」が25.0%で最も高く、次いで「区分5」が19.4%となっています。

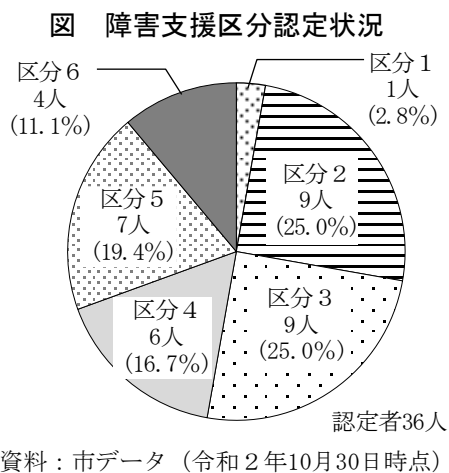


表 障害支援区分認定者数（令和2年度）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
認定者数	1	9	9	6	7	4	36

資料：市福祉課（10月30日時点）

※：障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1～区分6までの6段階（区分6が支援の度合いが最も高い）で認定される。認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

第3章 障害福祉サービス等の利用状況等

1 令和2年度における成果目標の達成状況

第5期福祉計画等で設定した成果目標の達成状況は、次のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 福祉施設入所者の削減

福祉施設入所者の削減目標として、削減者数を5人（削減率12.5%）と設定しました。現時点の削減者数は5人（削減率12.5%）で、目標を達成しています。

H28年度 施設入所者 ①	目標（R2年度）			→	実績（R2年度）			
	施設入所者 ②	削減者数 ③ (①-②)	削減割合 ③/①*100		施設入所者 ④	削減者数 ⑤ (①-④)	削減割合 ⑤/①*100	達成状況
40人	35人	5人	12.5%		35人	5人	12.5%	達成

注：実績は令和2年10月時点（以下同様）

イ 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行目標として、移行者数を4人（移行率10.0%）と設定しましたが、移行者数は2人（移行率5.0%）で、目標数に届いていません。

H28年度 施設入所者 ①	目標（R2年度）		→	実績（R2年度）		
	地域生活 移行者数 ②	移行率 ②/①*100		地域生活 移行者数 ③	移行率 ③/①*100	達成状況
40人	4人	10.0%		2人	5.0%	未達成

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置することを目標とし、令和元年度に「広島西圏域精神障害者地域生活支援推進協議会」を設置しました。

	目標 (R2年度)	→	実績(R2年度)	
				達成状況
保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置		設置	達成

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、令和2年度末までに広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し「地域生活支援拠点等の整備」を目標に設定しましたが、現時点で未整備です。

	目標 (R2年度)	実績(R2年度)	
		未整備	達成状況
地域生活支援拠点等の整備	整備	未整備	未達成

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行目標として、移行者数1人と設定しましたが、現時点で移行者はいない状況です。

H28年度 一般就労 移行者数 ①	目標(R2年度)		実績(R2年度)		
	一般就労 移行者数 ②	移行割合 ②/①	一般就労 移行者数 ③	移行割合 ③/①	達成状況
0人	1人	-	0人	-	未達成

イ 就労移行支援事業利用者数

就労移行支援事業利用者数目標として、利用者数を6人/月(平成28年度実績に対して2割増)と設定しましたが、現時点で利用者は3人/月で、目標数に届いていません。

H28年度 就労移行支援 事業利用者数 ①	目標(R2年度)		実績(R2年度)		
	就労移行 支援事業 利用者数 ②	利用割合 ②/①	就労移行 支援事業 利用者数 ③	利用割合 ③/①	達成状況
5人/月	6人/月	2割増	3人/月	-	未達成

ウ 就労移行支援事業所数

令和2年度末までに、就労移行支援事業所の開設及び同事業所における就労移行率の目標を3割以上と設定しましたが、現時点で、事業所の開設には至っていません。

H28年度 就労移行支援 事業所数	目標(R2年度)			実績(R2年度)			
	就労移行 支援事業 所数 ①	移行率3 割以上の 事業所数 ②	就労移行率 3割以上の 事業所数 ②/①*100	就労移行 支援事業 所数 ③	移行率3 割以上の 事業所数 ④	就労移行率 3割以上の 事業所数 ④/③*100	達成状況
なし	1事業所	1事業所	100%	なし	-	-	未達成

エ 就労定着支援事業利用による支援開始1年後の職場定着率

就労定着支援を利用してから1年後の職場定着率の目標を100%と設定しました。現時点の利用者は3人、職場定着率は100%で、目標を達成しています。

目標 (R2年度)				実績 (R2年度)		
就労定着支援事業利用者数(見込)			支援開始1年後の職場定着率	就労定着支援事業利用者数	支援開始1年後の職場定着率	達成状況
H30年度	R1年度	R2年度				
0人	1人	1人	100%	3人	100%	達成

(5) 障害児支援の提供体制の整備

令和2年度末までに「児童発達支援センターの設置」、「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置」を目標として設定しました。

広島西障害保健福祉圏域において、いずれも1か所を設置しています。

		目標 (R2年度)	実績 (R2年度)	
			達成状況	
児童発達支援センターの設置		1か所	1か所	達成
重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所の設置	1か所	1か所	達成
	放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	1か所	達成

2 障害福祉サービス等の利用状況

第5期福祉計画等における障害福祉サービス等の利用状況は、次のとおりです。

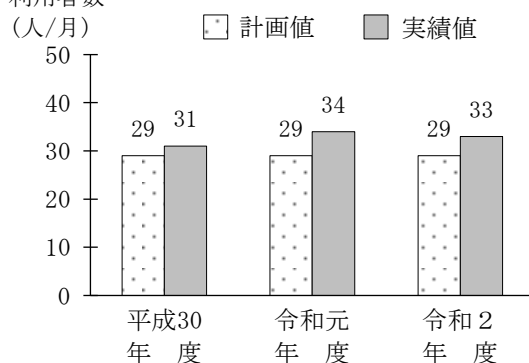
(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（合計）をみると、利用者数は計画値を上回り、利用時間は下回っています。

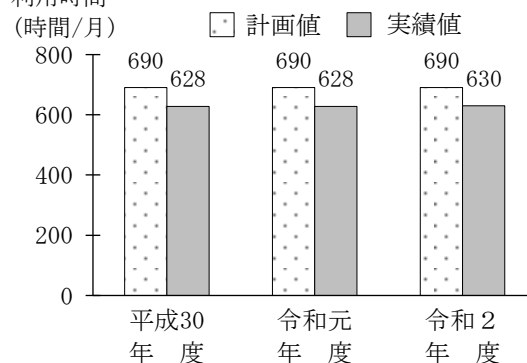
各サービスについてみると、居宅介護は利用者数、利用時間とも計画値を上回っています。重度訪問介護は、令和元年度を除き、利用がありません。

【訪問系サービス】（合計）

利用者数
(人/月)

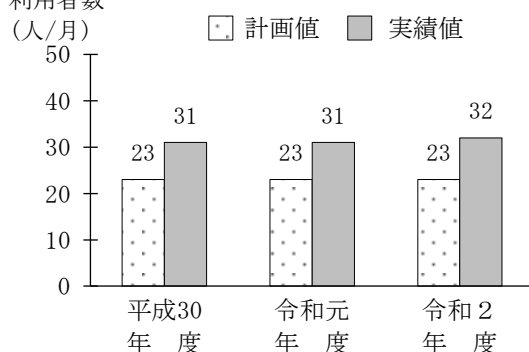


利用時間
(時間/月)

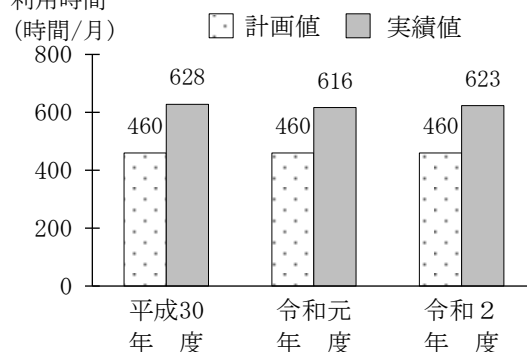


【居宅介護】

利用者数
(人/月)

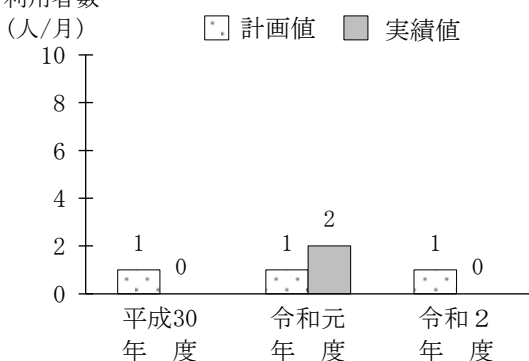


利用時間
(時間/月)

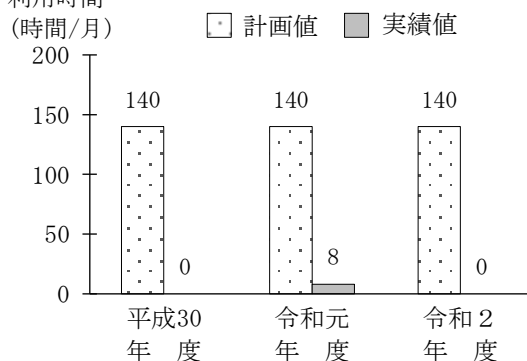


【重度訪問介護】

利用者数
(人/月)



利用時間
(時間/月)

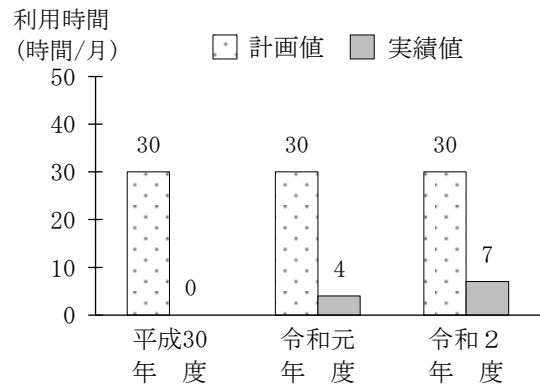
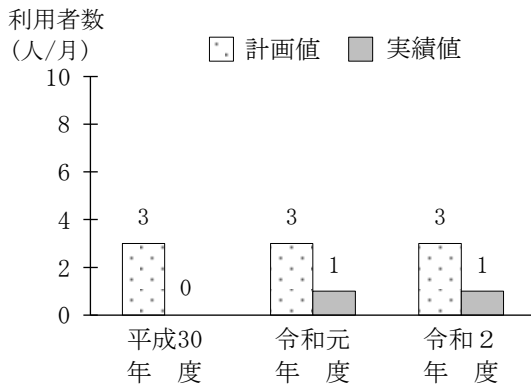


資料：市福祉課（平成30～令和元年度は各年度3月、令和2年度は10月実績（以下同様））

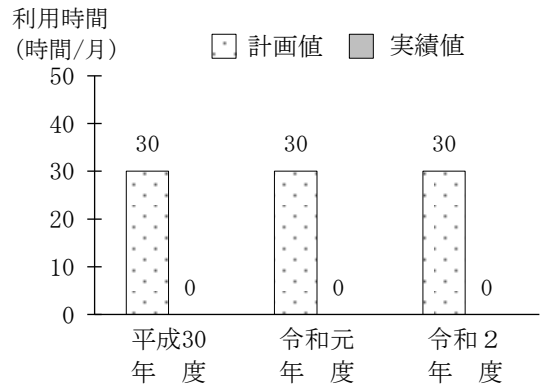
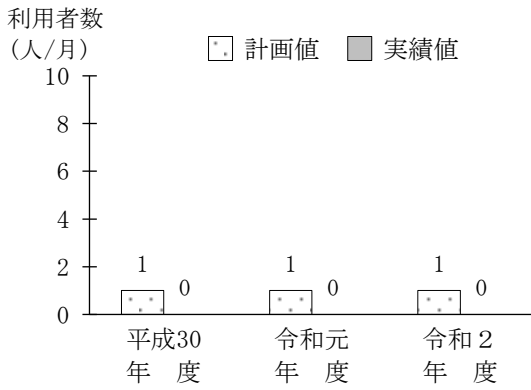
また、同行援護は、利用者数、利用時間とも計画値を下回っています。

行動援護、重度障害者等包括支援は、利用を見込んでいましたが、いずれも利用がありません。

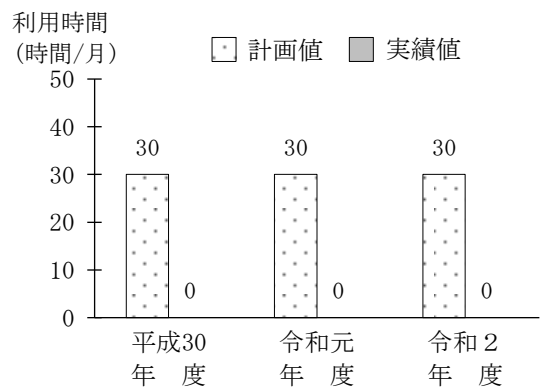
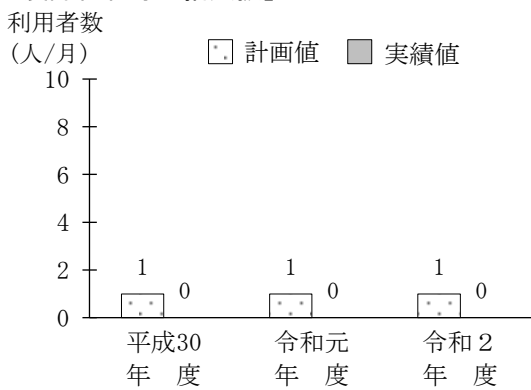
【同行援護】



【行動援護】



【重度障害者等包括支援】



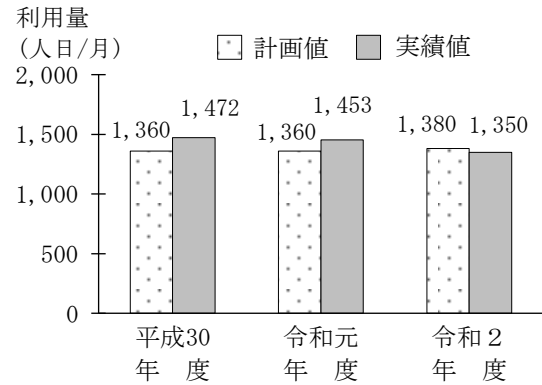
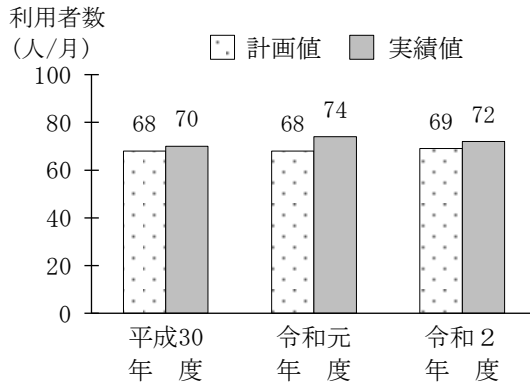
(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、利用量とも概ね計画どおりです。

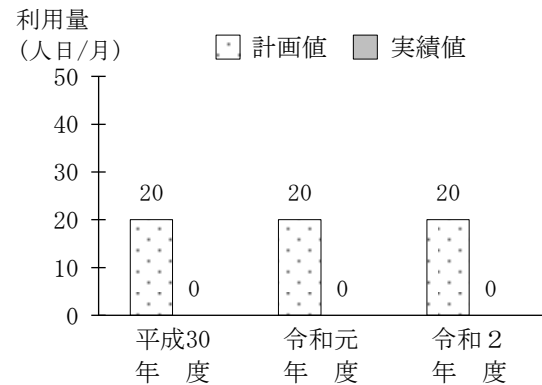
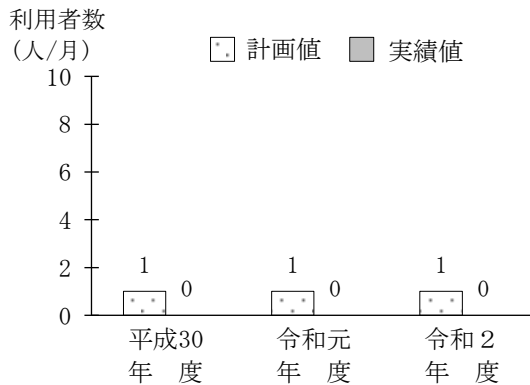
自立訓練（機能訓練）は、各年度とも利用がありません。

自立訓練（生活訓練）は、利用者数は概ね計画どおり、利用量は計画値を下回り、減少しています。

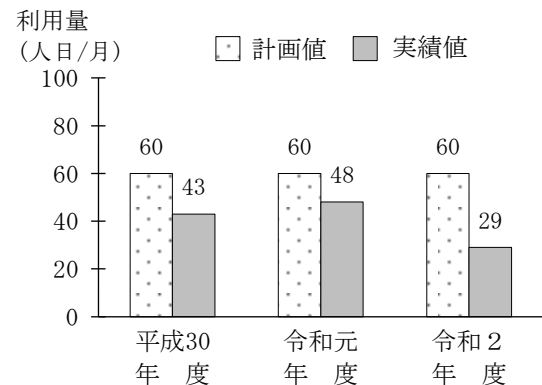
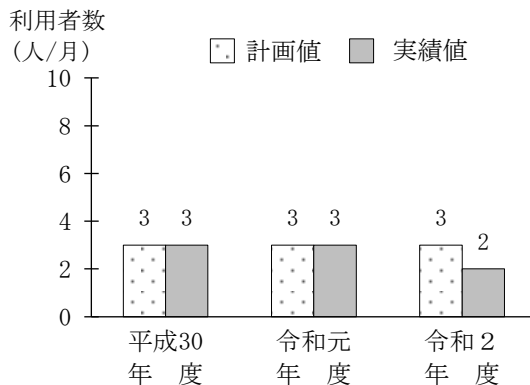
【生活介護】



【自立訓練(機能訓練)】



【自立訓練(生活訓練)】

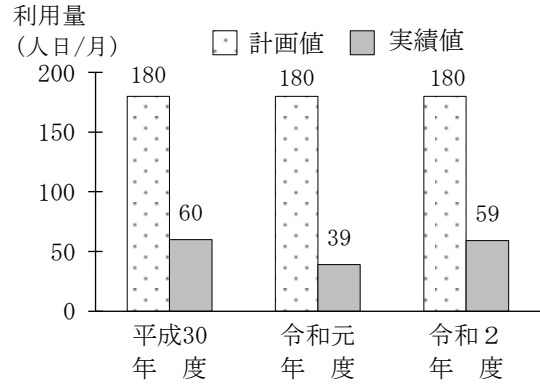
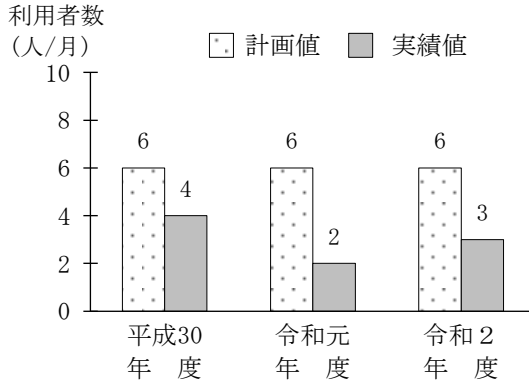


就労移行支援については、利用者数、利用量とも計画値を下回っています。

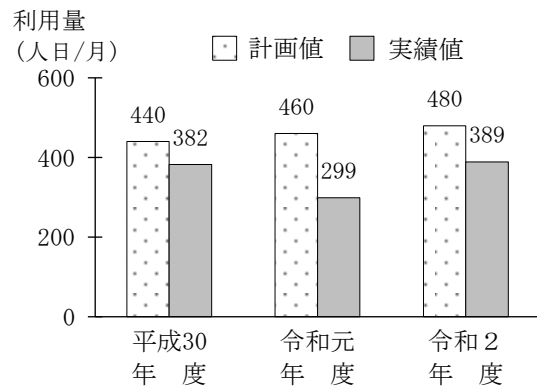
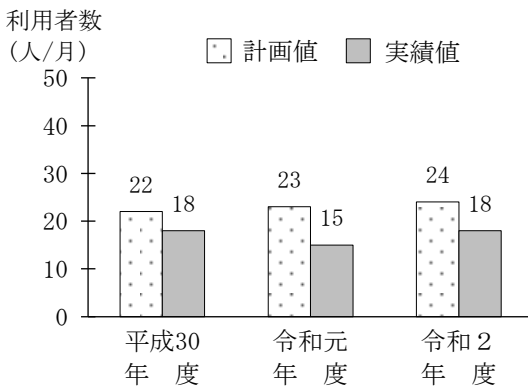
就労継続支援A型は、利用者数、利用量とも計画値を下回っています。

就労継続支援B型については、利用者数は概ね計画どおり、利用量はやや下回っていますが、いずれも増加傾向にあります。

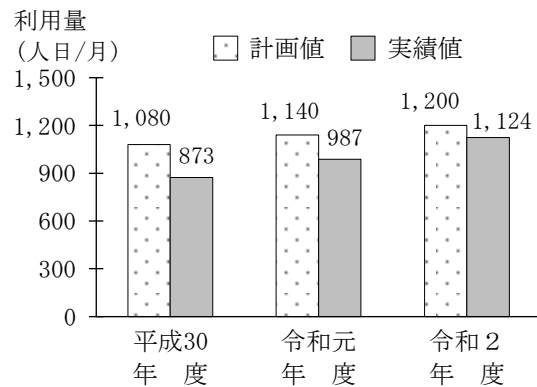
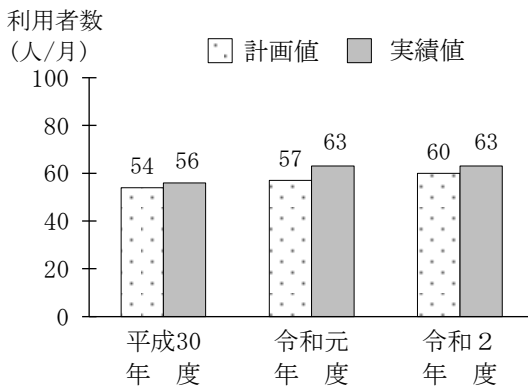
【就労移行支援】



【就労継続支援A型（雇用型）】



【就労継続支援B型（非雇用型）】

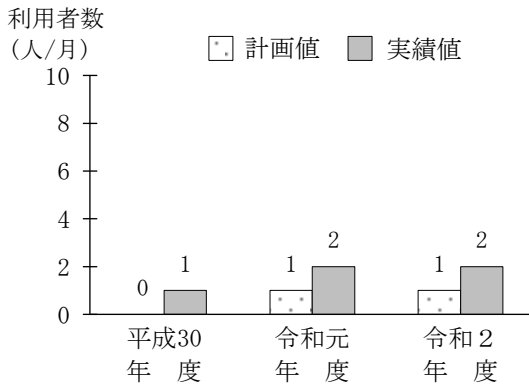


就労定着支援，療養介護の利用者数は，いずれも概ね計画どおりです。

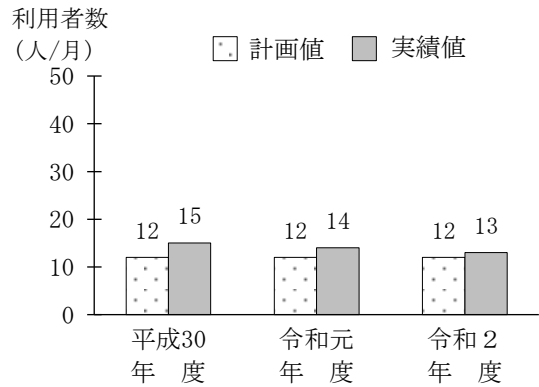
短期入所（福祉型）は，利用者数は概ね計画どおり，利用量は令和元年度以降上回り，増加傾向にあります。

短期入所（医療型）は，令和元年度以降，利用がありません。

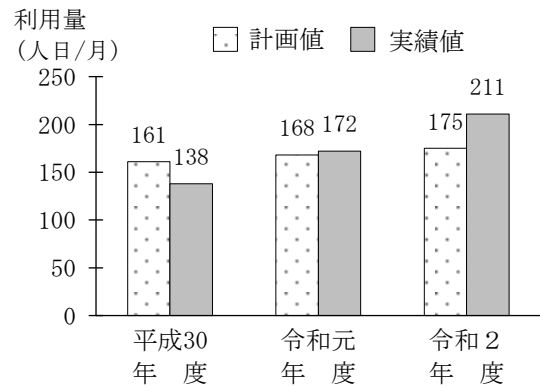
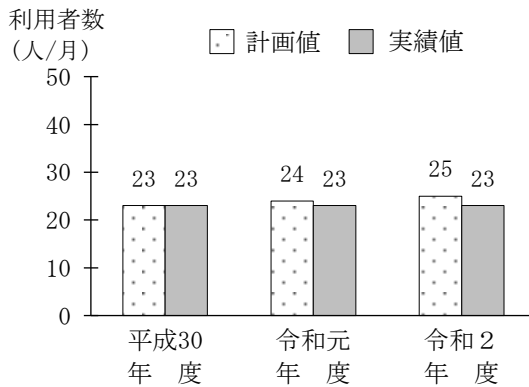
【就労定着支援】



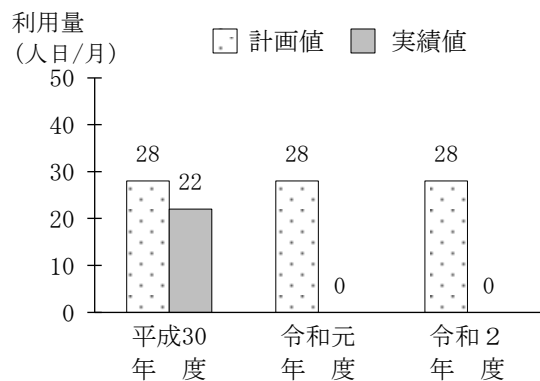
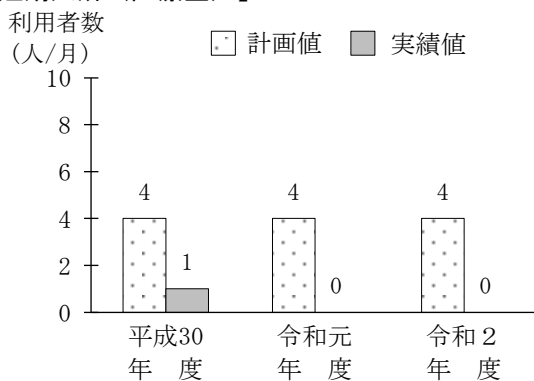
【療養介護】



【短期入所（福祉型）】



【短期入所（医療型）】

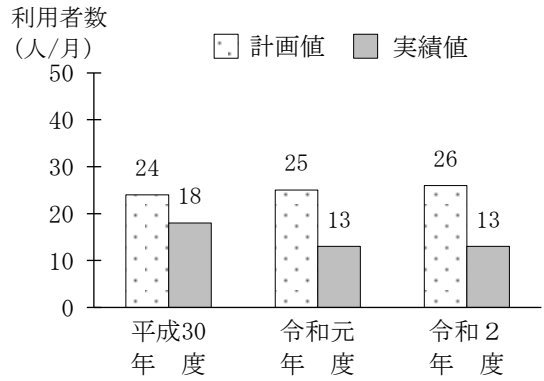


(3) 居住系サービス

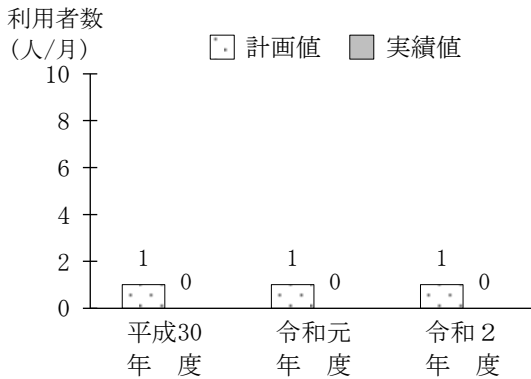
共同生活援助（グループホーム）は計画値を下回り，施設入所支援は概ね計画どおりです。

自立生活援助は，利用がありません。

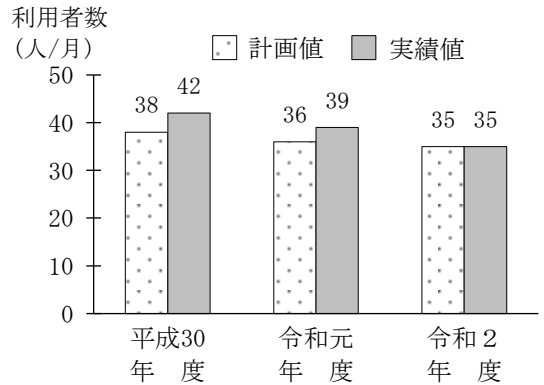
【共同生活援助（グループホーム）】



【自立生活援助】



【施設入所支援】

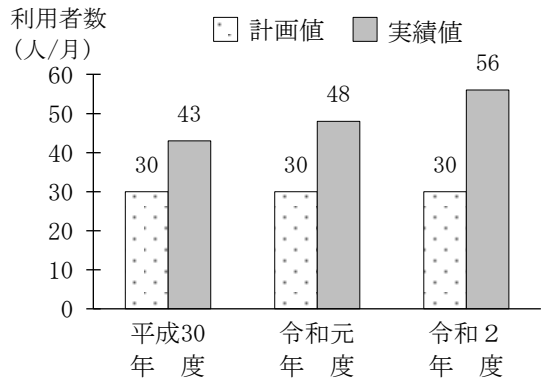


(4) 相談支援

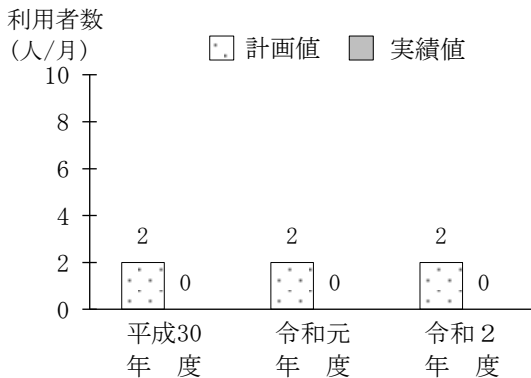
計画相談支援は，計画値を大きく上回り，増加傾向にあります。

地域移行支援，地域定着支援は，利用がありません。

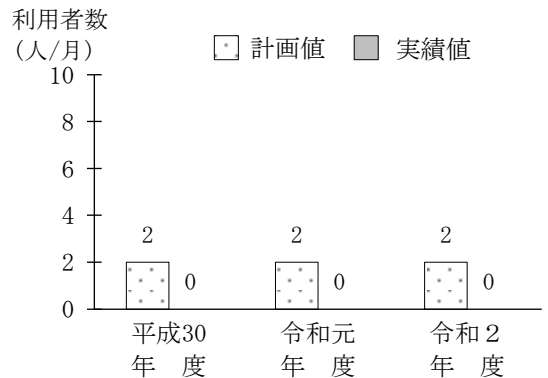
【計画相談支援】



【地域移行支援】



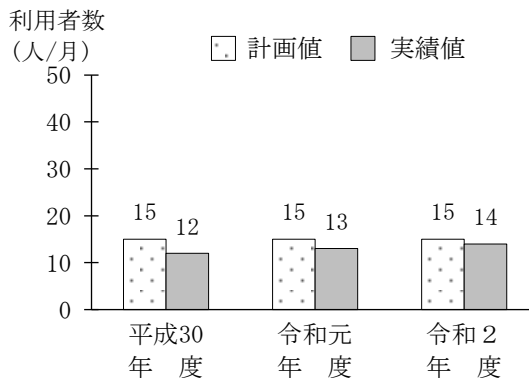
【地域定着支援】



(5) 障害児を対象としたサービス

障害児相談支援は、概ね計画どおりです。

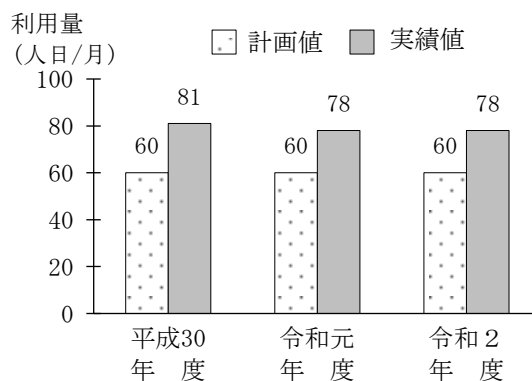
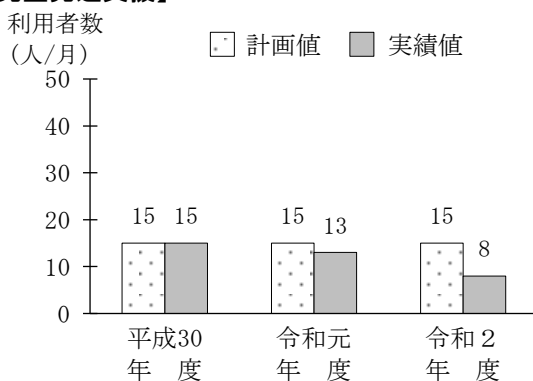
【障害児相談支援】



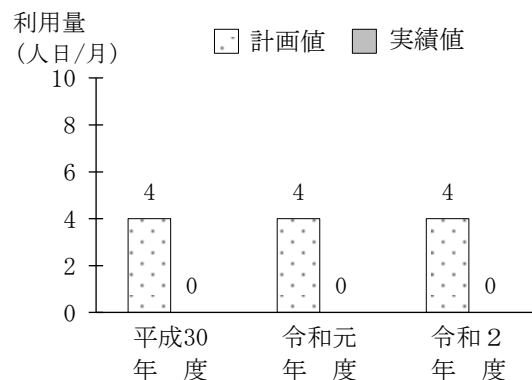
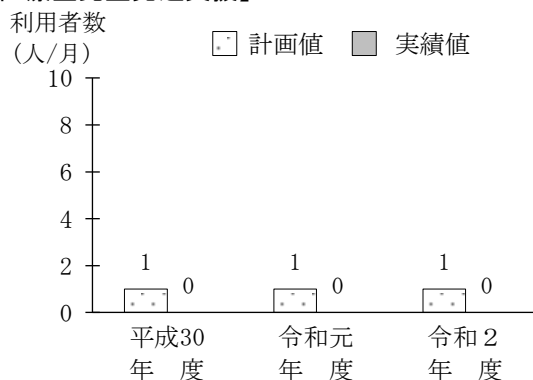
児童発達支援については、利用者数は令和2年度を除き概ね計画どおり、利用量は計画値を上回っています。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、いずれも利用がありません。

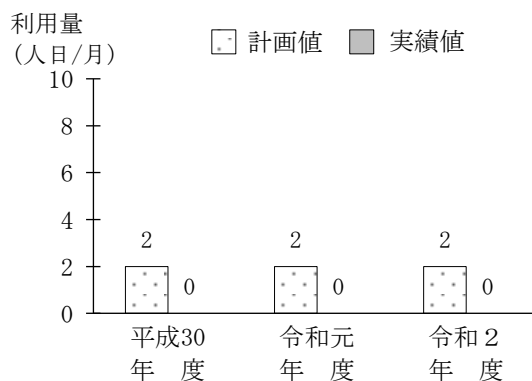
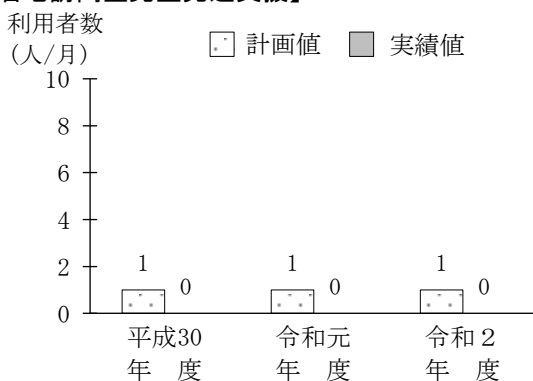
【児童発達支援】



【医療型児童発達支援】



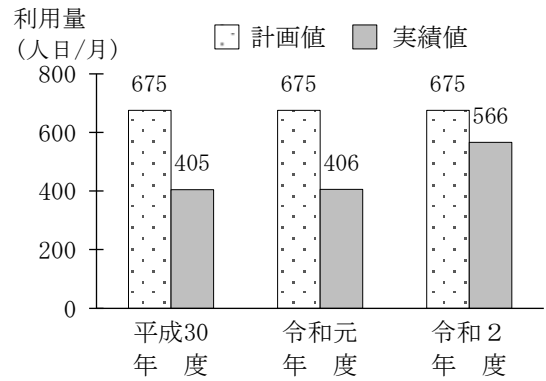
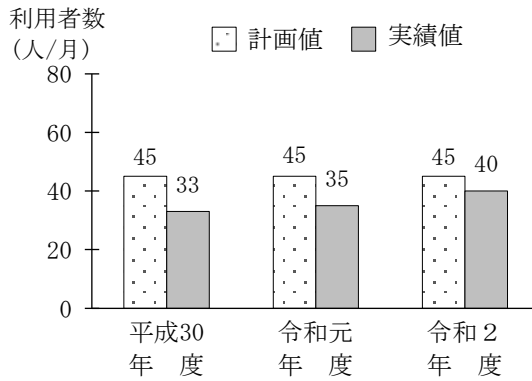
【居宅訪問型児童発達支援】



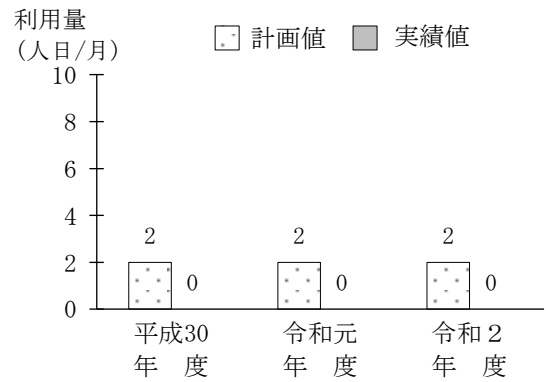
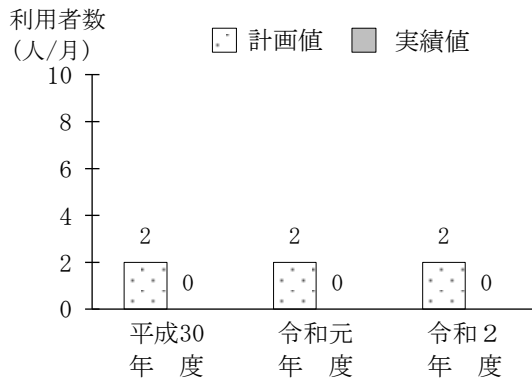
放課後等デイサービスは、利用者数、利用量とも計画値を下回っていますが、増加しています。

保育所等訪問支援は、利用がありません。

【放課後等デイサービス】



【保育所等訪問支援】



3 地域生活支援事業の実施状況

第5期福祉計画等における地域生活支援事業の実施状況は、次のとおりです。

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業は、ともに実施しています。

表 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業名	-	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

イ 相談支援事業

障害者相談支援事業は、令和元年度以降4か所で実施、相談支援機能強化事業も実施しています。

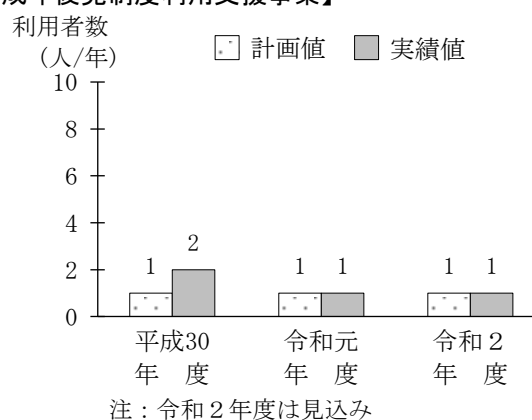
表 相談支援事業

事業名	区分	単位	-	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	実施か所	か所	計画	3	3	3
			実績	3	4	4
相談支援機能強化事業	-	-	計画	実施	実施	実施
			実績	実施	実施	実施

ウ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成30年度に2人、以降、各年度1人の利用です。

【成年後見制度利用支援事業】

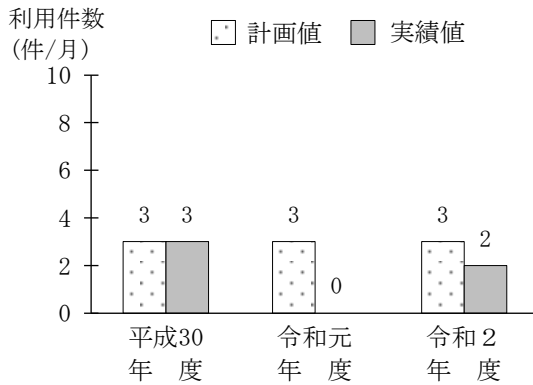


資料：市福祉課（以下同様）

エ 意思疎通支援事業

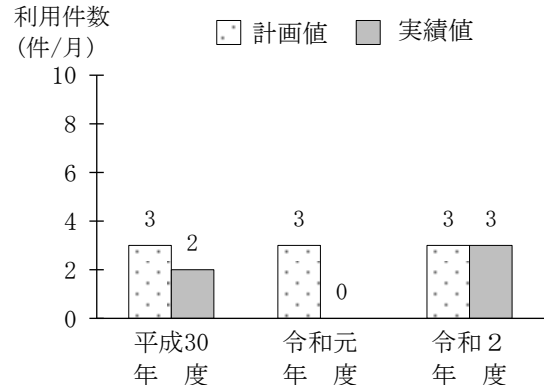
手話通訳者・奉仕員派遣事業，要約筆記奉仕員派遣事業は，平成30年度，令和2年度とも，概ね計画どおりです。（令和元年度（令和2年3月実績）は，新型コロナウイルス感染症の流行により，利用がありませんでした。）

【手話通訳者・奉仕員派遣事業】



注：平成30～令和元年度は各年度3月，令和2年度は10月実績

【要約筆記奉仕員派遣事業】



注：平成30～令和元年度は各年度3月，令和2年度は10月実績

手話通訳者設置事業は，広島市と連携して設置しています。

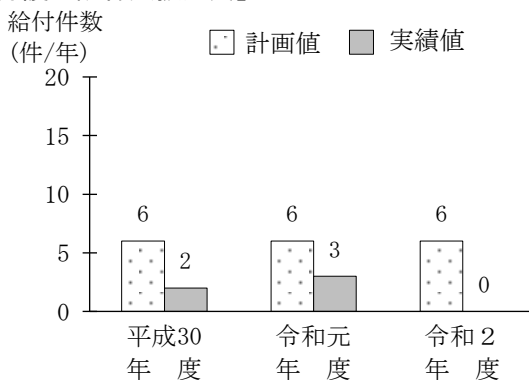
表 手話通訳者設置事業

事業名	-	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業	計画	設置	設置	設置
	実績	設置	設置	設置

オ 日常生活用具給付等事業

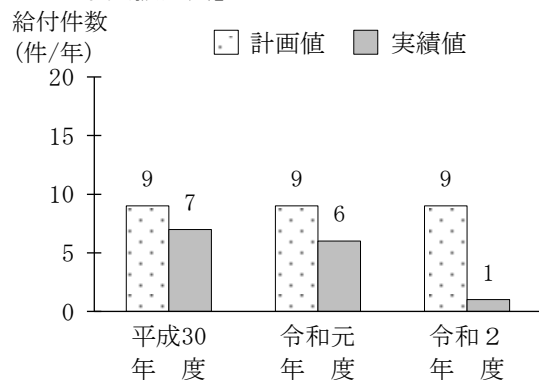
介護・訓練支援用具，自立生活支援用具は，いずれも計画を下回っています。

【介護・訓練支援用具】



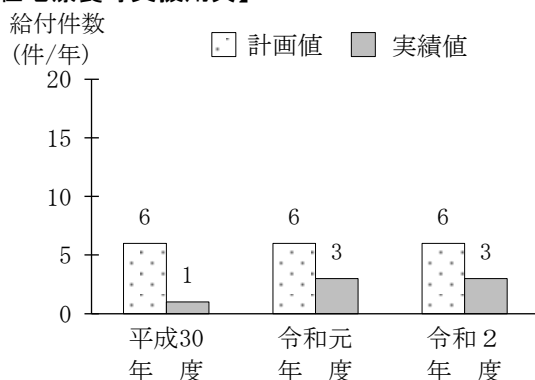
注：日常生活用具給付等事業の令和2年度は，10月末時点の決定件数

【自立生活支援用具】

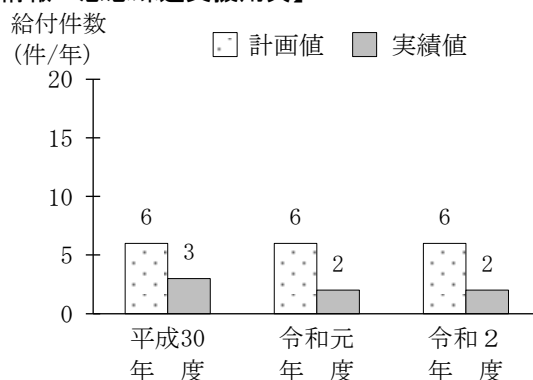


在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，居宅生活動作補助用具（住宅改修費）についても，いずれも計画を下回っています。
 排泄管理支援用具は，概ね計画どおりです。

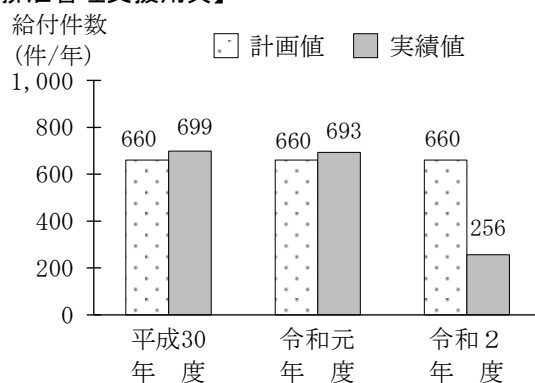
【在宅療養等支援用具】



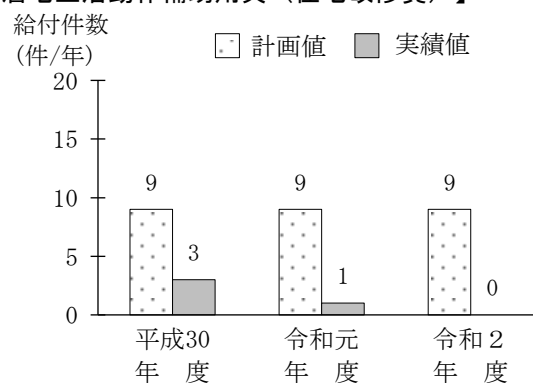
【情報・意思疎通支援用具】



【排泄管理支援用具】



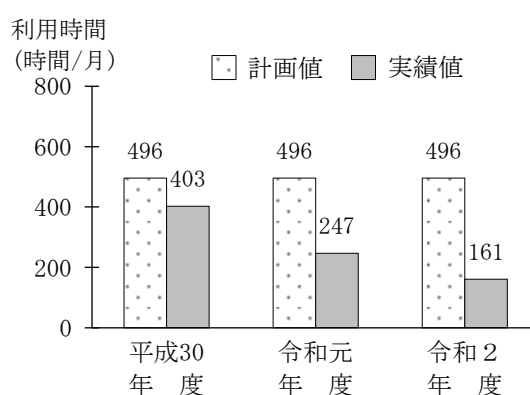
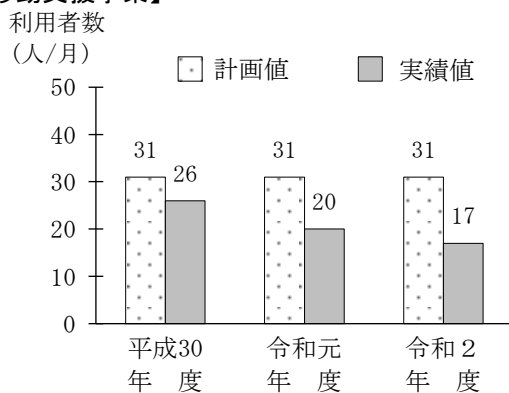
【居宅生活動作補助用具（住宅改修費）】



カ 移動支援事業

移動支援事業は，利用者数，利用時間とも計画値を下回り，減少傾向にあります。
 減少の要因として，新型コロナウイルス感染症の流行が考えられます。

【移動支援事業】

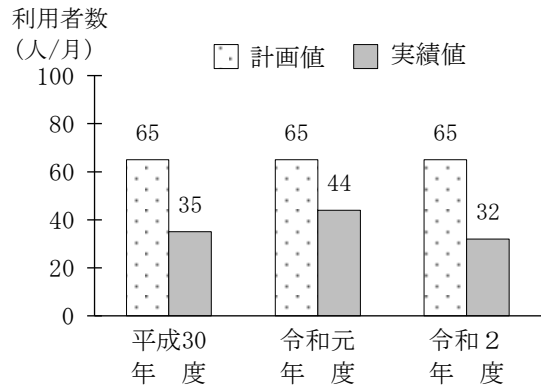


注：平成30～令和元年度は各年度3月，令和2年度は10月実績

キ 地域活動支援センター

地域活動支援センター I 型は 1 か所で実施，利用者数は計画値を下回っています。

【地域活動支援センター I 型】



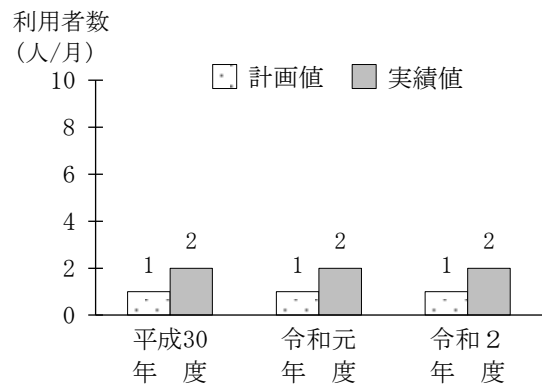
注：平成30～令和元年度は各年度 3 月，令和 2 年度は 10 月実績

(2) 任意事業

ア 身体障害者等訪問入浴サービス事業

身体障害者等訪問入浴サービス事業は 1 か所で実施，利用者数は概ね計画どおりです。

【身体障害者等訪問入浴サービス事業】

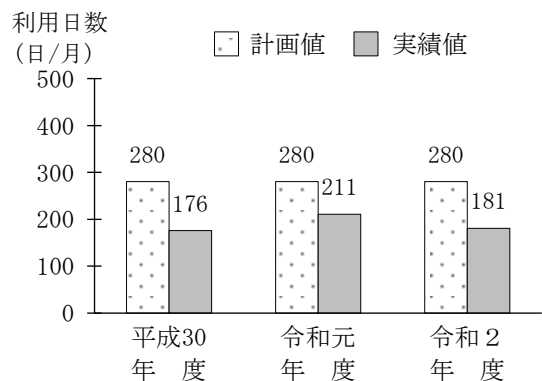
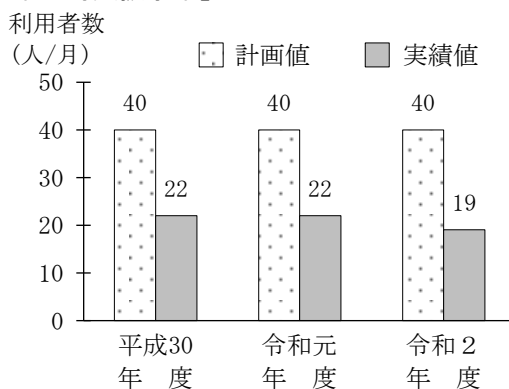


注：平成30～令和元年度は各年度 3 月，令和 2 年度は 10 月実績

イ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は，利用者数，利用日数とも計画値を下回っています。

【日中一時支援事業】

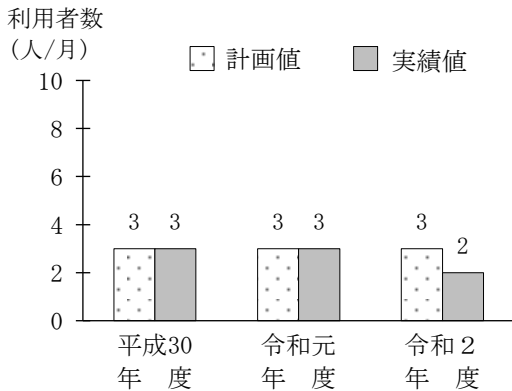


注：平成30～令和元年度は各年度 3 月，令和 2 年度は 10 月実績

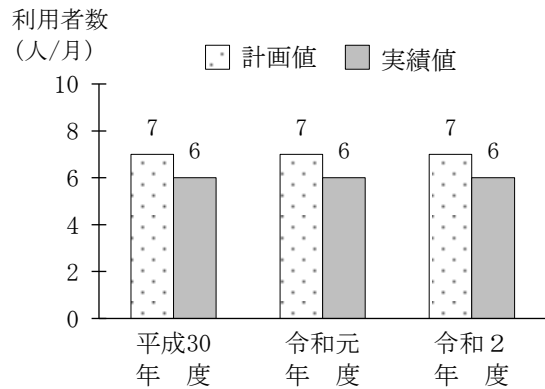
ウ 社会参加促進事業

点字・声の広報等発行事業の利用者数は、点訳、音訳とも概ね計画どおりです。

【点字・声の広報等発行事業：点訳】



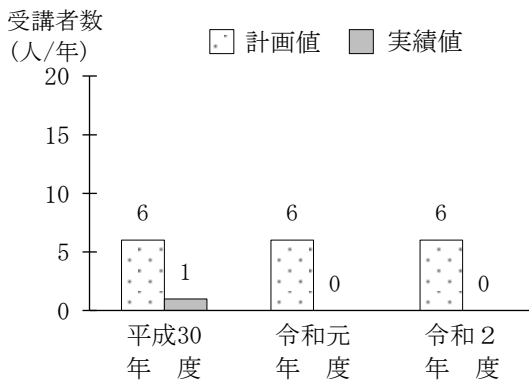
【点字・声の広報等発行事業：音訳】



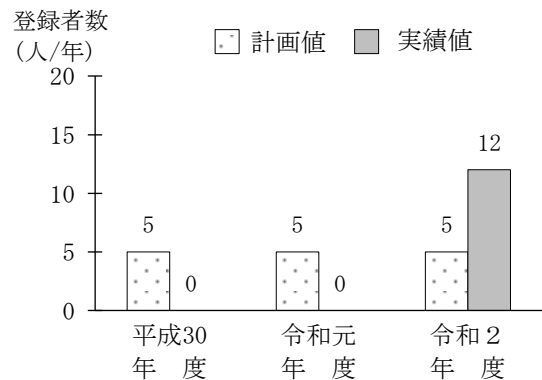
注：平成30～令和元年度は各年度3月，令和2年度は10月実績

また、奉仕員養成事業については、点訳受講者数は計画を下回り、手話登録者数、要約筆記登録者数は、令和元年度までは計画を下回っていましたが、令和2年度に大きく上回っています。

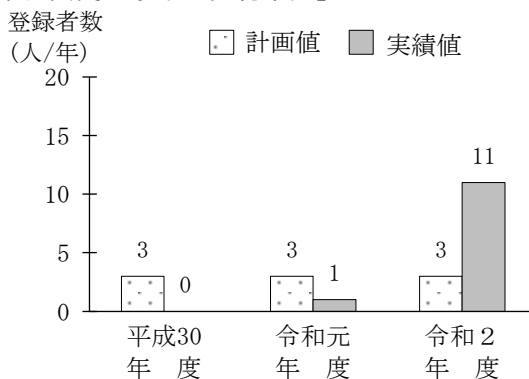
【奉仕員養成事業：点訳】



【奉仕員養成事業：手話】



【奉仕員養成事業：要約筆記】

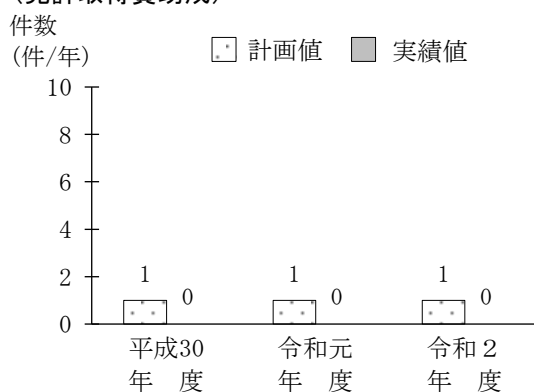


注：令和2年度は見込み

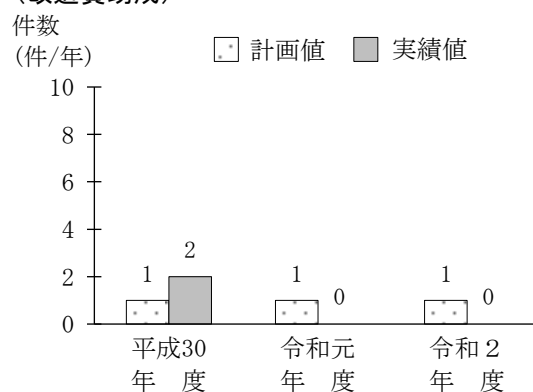
自動車運転免許取得費・改造費助成事業について、免許取得費助成は利用がありません。改造費助成は平成30年度に利用がありましたが、令和元年度以降は利用がありません。

【自動車運転免許取得費・改造費助成事業】

(免許取得費助成)



(改造費助成)



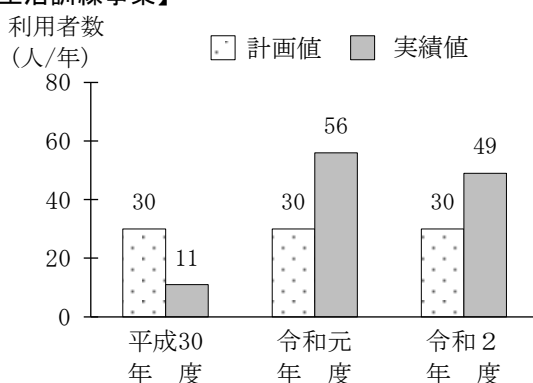
注：令和2年度は見込み

エ 生活支援事業

生活訓練事業は1か所で実施，利用者数は，令和元年度以降，計画値を大きく上回っています。

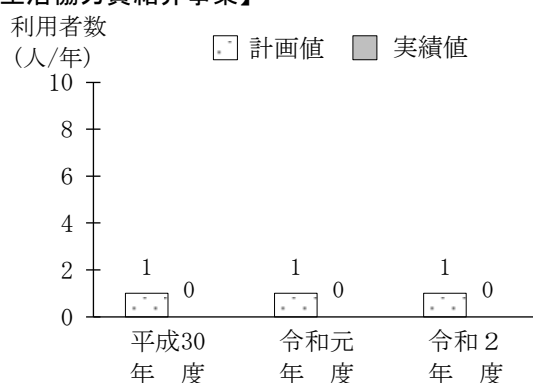
生活協力員紹介事業は，利用がありません。

【生活訓練事業】



注：令和2年度は見込み

【生活協力員紹介事業】



第4章 障害者等の福祉ニーズ等及び関係団体等の意向等の把握

1 障害者等に対するアンケート

障害福祉サービス等に関する現状と今後のニーズを把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者等に対するアンケートを実施しました。

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

主な調査内容	・障害の状況，介助の状況，外出の状況，日中の生活，相談に関すること ・障害福祉サービス等の利用状況・利用意向，地域防災 等
調査対象者	・障害者手帳所持者又は障害福祉サービス等を利用している障害者等 1,477人を対象とした。
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・令和2年8月28日～9月18日
有効回収率	・配布数 1,477件（障害者：1,422人，障害児：55人） ・有効回収数 664件（障害者：633人，障害児：31人） ・有効回収率 45.0%（障害者：44.5%，障害児：56.4%）

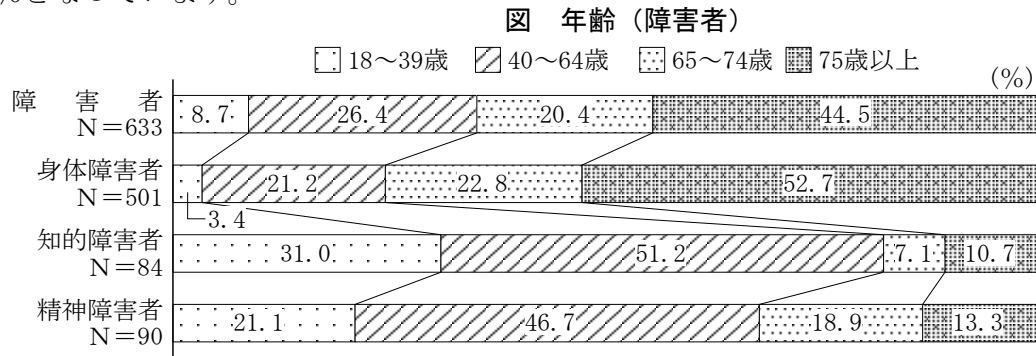
(2) 調査結果の概要

ア 回答者の属性

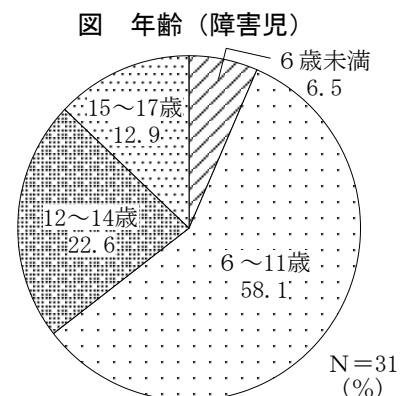
(7) 年齢

障害者全体での年齢別割合は、「75歳以上」が44.5%で最も高く、65歳以上の割合をみると64.9%となっています。

障害別に65歳以上の割合をみると、身体障害者75.5%，知的障害者17.8%，精神障害者32.2%となっています。



障害児の年齢別割合は、「6～11歳」が58.1%で最も高く、「12～14歳」22.6%，「15～17歳」12.9%，「6歳未満」6.5%の順となっています。



注-1：Nは有効回答者数，図中数値は割合を示す。

-2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため，合計が100%にならない箇所がある。

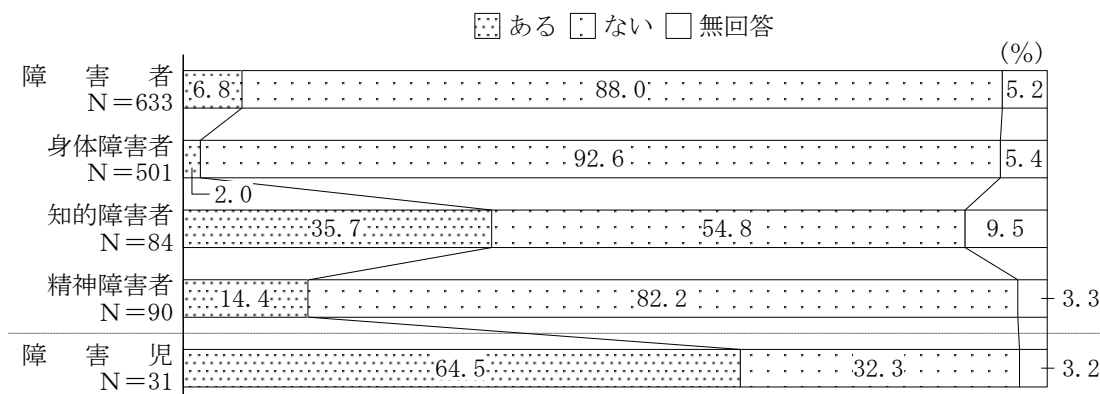
-3：手帳を複数持っている場合は，それぞれの障害で集計したため，全体件数と障害種別合計件数は合わない。

(イ) 発達障害の診断

発達障害と「診断されたことがある」と答えた人の割合は、障害者全体で 6.8%，障害別には、身体障害者 2.0%，知的障害者35.7%，精神障害者14.4%となっており、知的障害者で高くなっています。

また、障害児は64.5%で、6割以上と高い状況にあります。

図 発達障害の診断状況

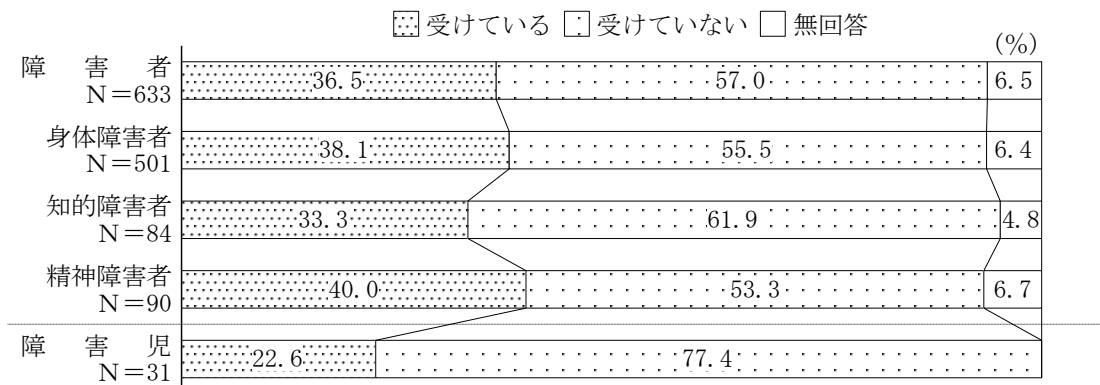


(ウ) 医療的ケアの状況

医療的ケアを「受けている」と答えた人の割合は、障害者全体では36.5%，障害別では、身体障害者38.1%，知的障害者33.3%，精神障害者40.0%となっており、精神障害者で4割となっています。

また、障害児は22.6%となっています。

図 医療的ケアの状況

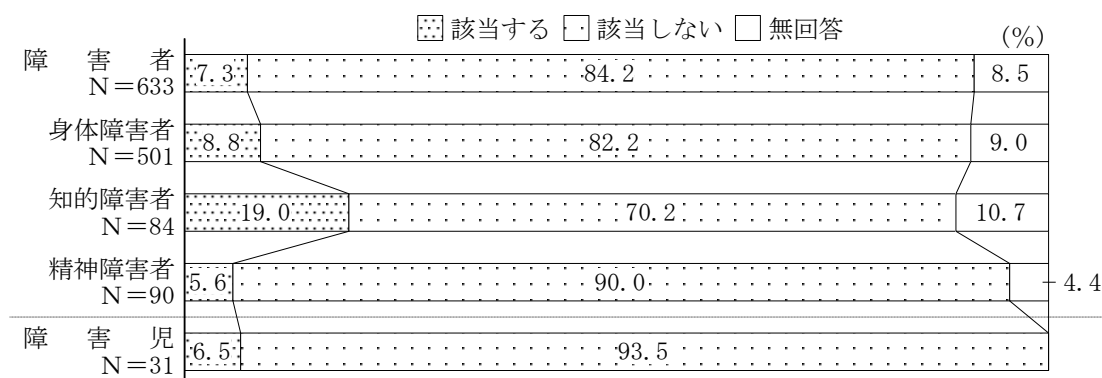


(I) 重症心身障害の状況

重症心身障害に「該当する」と答えた人の割合は、障害者全体で 7.3%，障害別では、身体障害者 8.8%，知的障害者 19.0%，精神障害者 5.6%となっており、知的障害者で高くなっています。

また、障害児は 6.5%となっています。

図 重症心身障害の診断状況

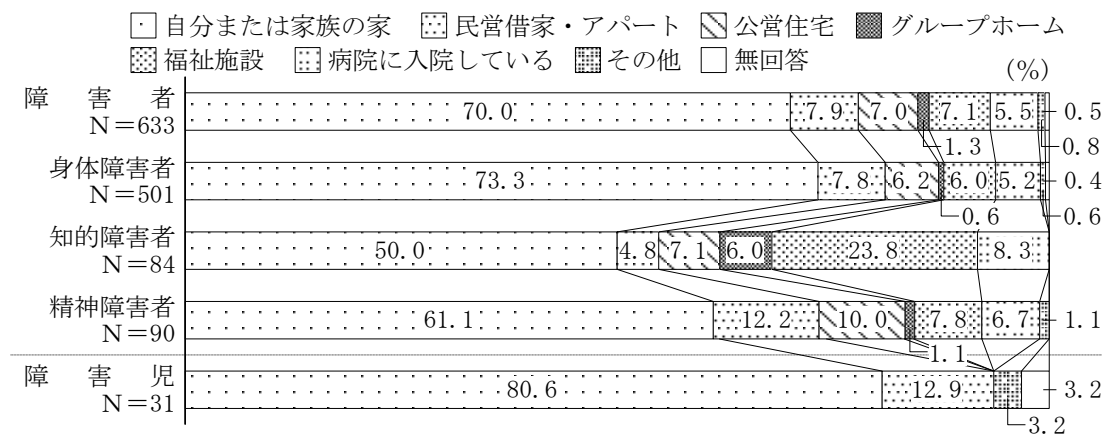


イ 住まいや暮らしについて

(7) 現在住んでいる場所

現在住んでいる場所は、「自分または家族の家」と答えた人の割合が、障害者全体では 70.0%，障害児 80.6%で、それぞれ最も高くなっています。

図 現在住んでいる場所

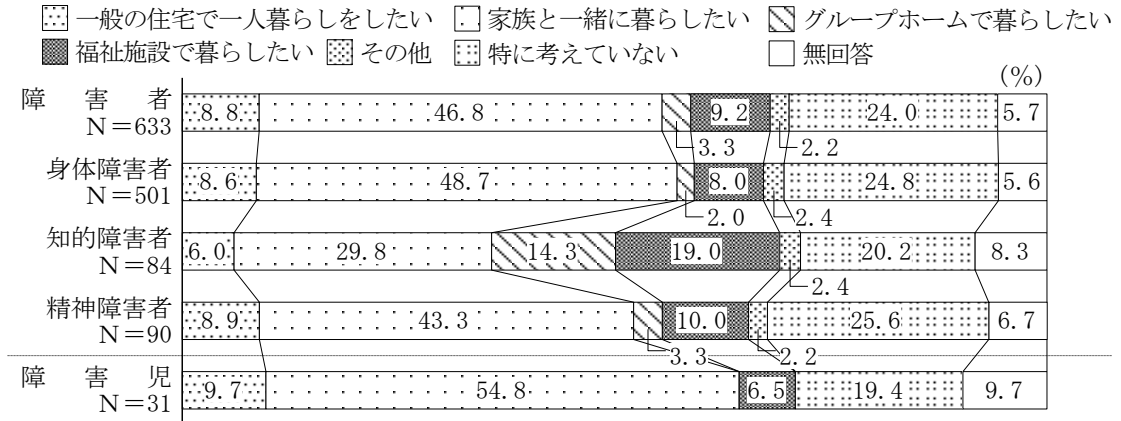


(イ) 将来希望する暮らし方

将来希望する暮らし方について、障害者全体では「家族と一緒に暮らしたい」と答えた人の割合が 46.8%で最も高く、次いで「特に考えていない」 24.0%，「福祉施設で暮らしたい」 9.2%となっています。

障害児では、「家族と一緒に暮らしたい」が 54.8%で最も高く、次いで「特に考えていない」 19.4%，「一般の住宅で一人暮らしをしたい」 9.7%となっています。

図 将来希望する暮らし方

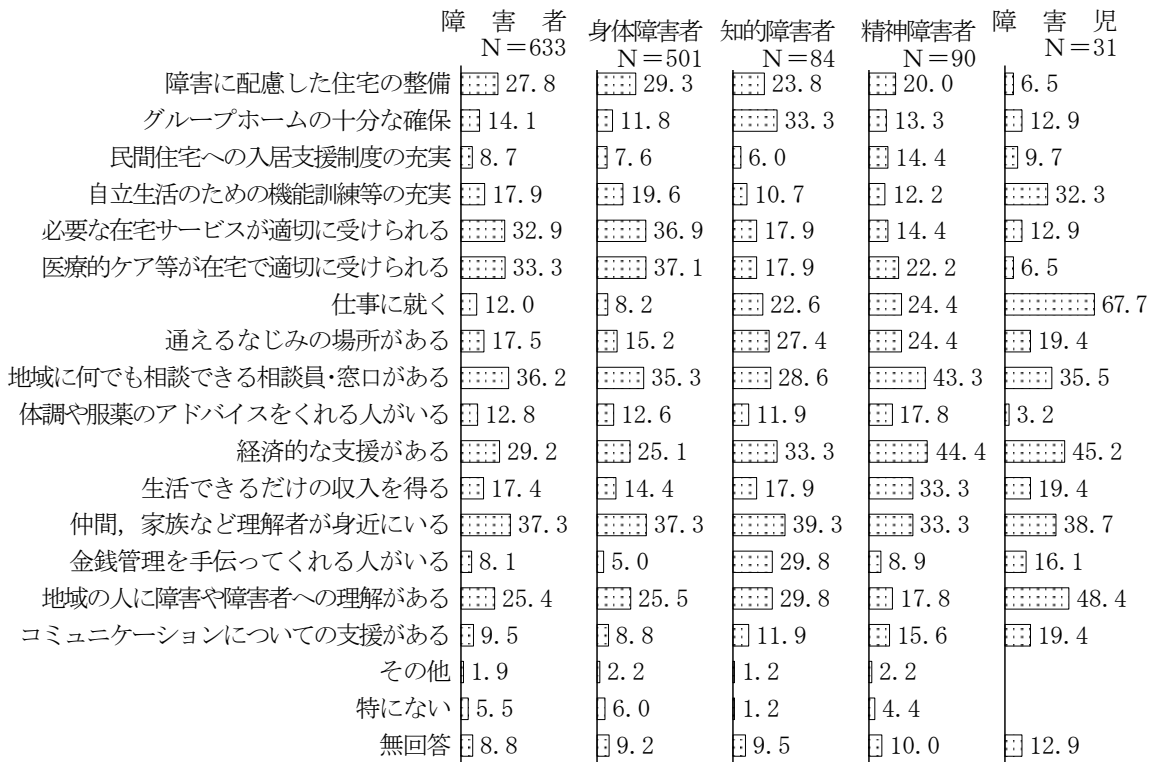


(7) 障害者等が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援

障害者等が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援については、障害者全体では「仲間、家族など理解者が身近にいる」(37.3%)、「地域に何でも相談できる相談員・窓口がある」(36.2%)、「医療的ケア等が在宅で適切に受けられる」(33.3%)、「必要な在宅サービスが適切に受けられる」(32.9%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「仕事に就く」(67.7%)、「地域の人に障害や障害者への理解がある」(48.4%)、「経済的な支援がある」(45.2%)などの割合が高くなっています。

図 障害者等が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援 (複数回答, 回答数5つ以内) (%)



ウ 介助者の状況

(7) 介助者との関係

障害別に、介助者との関係をみると、身体障害者では「配偶者」、知的障害者では「父親・母親」、「施設・グループホームの職員」、精神障害者では「配偶者」、「父親・母親」と答えた人の割合が高くなっています。

障害児では、「父親・母親」が83.9%と、最も高くなっています。

図 介助者との関係（複数回答，回答数無制限） (%)

	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
父親・母親	10.6	6.0	39.3	23.3	83.9
配偶者(夫または妻)	33.3	38.5	2.4	24.4	
子ども(子どもの配偶者含む)	18.3	22.6	1.2	2.2	
兄弟・姉妹	6.5	5.8	10.7	11.1	19.4
その他の家族・親戚など	2.5	2.4	7.1	2.2	6.5
ホームヘルパー	3.9	4.2	4.8		
施設・グループホームの職員	12.5	10.8	34.5	8.9	3.2
その他	1.9	1.6	4.8	3.3	
介助は必要ない	16.0	15.0	7.1	22.2	16.1
介助してくれる人はいない	4.3	4.6	1.2	4.4	
無回答	10.1	9.8	14.3	8.9	

(イ) 主な介助者について

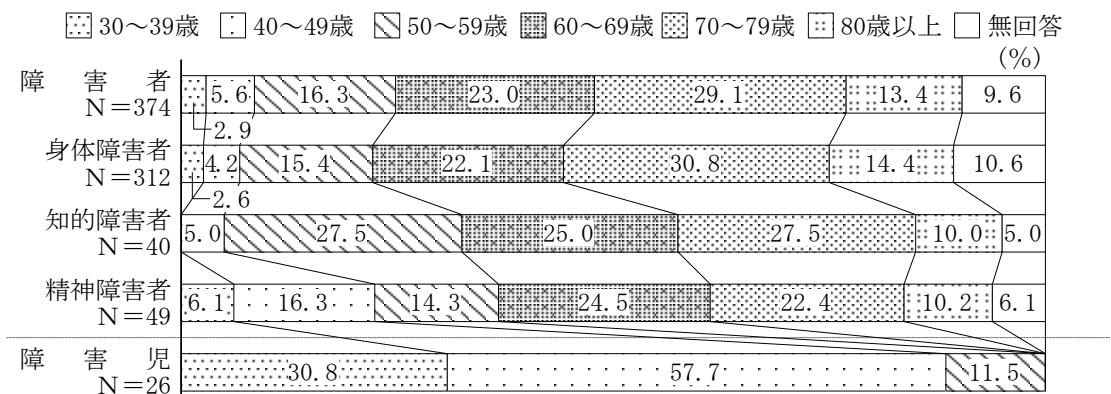
① 年齢

主な介助者の年齢別割合は、障害者全体では「70～79歳」が29.1%で最も高く、「60～69歳」23.0%、「50～59歳」16.3%が続きます。60歳以上の介助者の割合は65.5%と高い状況にあります。

障害別に60歳以上の介助者の割合をみると、身体障害者67.3%、知的障害者62.5%、精神障害者57.1%で、身体障害者、知的障害者で6割を超えて高い状況にあります。

また、障害児では「30～39歳」が30.8%、「40～49歳」が57.7%、「50～59歳」が11.5%となっています。

図 主な介助者の年齢



(「ウ(7) 介助者との関係」で「父親・母親」「配偶者(夫または妻)」「子ども(子どもの配偶者含む)」「兄弟・姉妹」「その他の家族・親戚など」のいずれかを答えた人)

② 介助者の緊急時における対応

主な介助者の緊急時における対応は、障害者全体では、「別居している他の家族に頼む」，「施設や病院などに一時的に依頼する」をあげた人の割合が高くなっています。

一方で「自分で何とかする」が23.3%，「どうしたらよいか分からない」が11.2%となっています。

障害児では、「同居している他の家族に頼む」が9割を超えて高くなっています。

図 介助者の緊急時における対応（複数回答，回答数無制限）（%）

	障害者 N=374	身体障害者 N=312	知的障害者 N=40	精神障害者 N=49	障害児 N=26
同居している他の家族に頼む	21.7	18.3	45.0	30.6	92.3
別居している他の家族に頼む	26.5	27.9	15.0	18.4	38.5
近所の人や知人・ボランティア等に頼む	6.1	6.7		2.0	
ホームヘルパーに依頼する	10.2	11.9	5.0	6.1	
施設や病院などに一時的に依頼する	26.5	25.0	50.0	24.5	11.5
自分で何とかする	23.3	24.4	7.5	26.5	3.8
どうしたらよいか分からない	11.2	10.3	22.5	12.2	26.9
その他	3.5	3.2	7.5	4.1	
無回答	9.1	9.9	5.0	8.2	

（「ウ(7) 介助者との関係」で「父親・母親」「配偶者（夫または妻）」「子ども（子どもの配偶者含む）」「兄弟・姉妹」「その他の家族・親戚など」のいずれかを答えた人）

③ 介助していて困ること、不安に思うこと

主な介助者が介助していて困ること、不安に思うことについて、障害者全体では「将来に対して不安がある」（44.9%），「精神的に疲れる」（30.2%）をあげた人の割合が高くなっています。

障害児についても「将来に対して不安がある」（57.7%），「精神的に疲れる」（42.3%）をあげた人の割合が高くなっています。

図 介助していて困ること、不安に思うこと（複数回答，回答数無制限）（%）

	障害者 N=374	身体障害者 N=312	知的障害者 N=40	精神障害者 N=49	障害児 N=26
経済的負担が大きい	21.9	19.9	12.5	40.8	11.5
福祉サービスの負担が大きい	8.6	9.0	10.0	4.1	19.2
介助で仕事や家事ができない	6.4	6.1	5.0	12.2	15.4
介助で自由に外出できない	10.7	11.5	2.5	10.2	11.5
介助で自分の時間がもてない	9.9	9.6	5.0	14.3	19.2
睡眠不足になりがち	14.7	15.7	7.5	16.3	11.5
腰痛など体が疲れる	23.8	24.7	25.0	18.4	7.7
精神的に疲れる	30.2	27.9	27.5	49.0	42.3
将来に対して不安がある	44.9	41.3	77.5	46.9	57.7
その他	2.7	2.6	2.5	2.0	15.4
特になし	17.4	19.2	7.5	4.1	19.2
無回答	13.4	14.4	10.0	14.3	

（「ウ(7) 介助者との関係」で「父親・母親」「配偶者（夫または妻）」「子ども（子どもの配偶者含む）」「兄弟・姉妹」「その他の家族・親戚など」のいずれかを答えた人）

エ 外出について

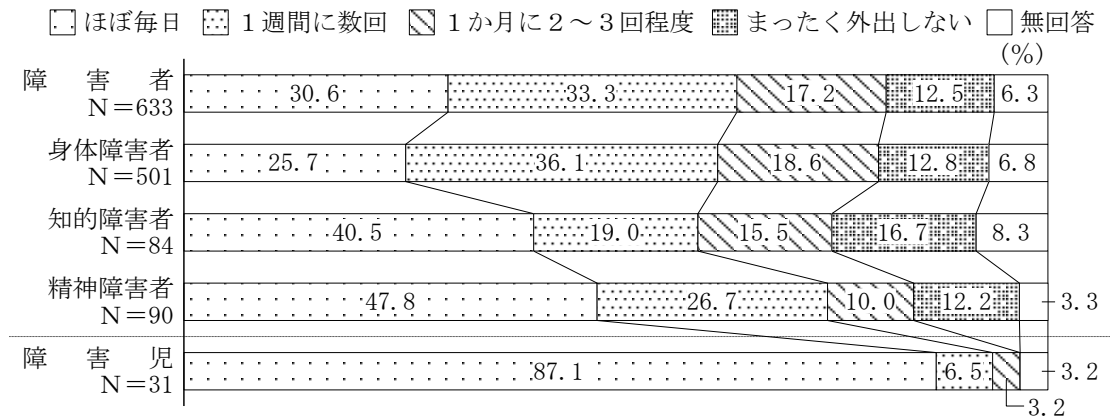
(7) 外出頻度

外出頻度は、障害者全体では「1週間に数回」と答えた人の割合が33.3%で最も高く、次いで「ほぼ毎日」が30.6%、「1か月に2～3回程度」17.2%となっています。

一方で、「まったく外出しない」の割合は、障害者全体で12.5%、障害別には、身体障害者12.8%、知的障害者16.7%、精神障害者12.2%となっており、知的障害者でやや高い状況にあります。

障害児では、「ほぼ毎日」が87.1%と高い状況にあります。

図 外出頻度



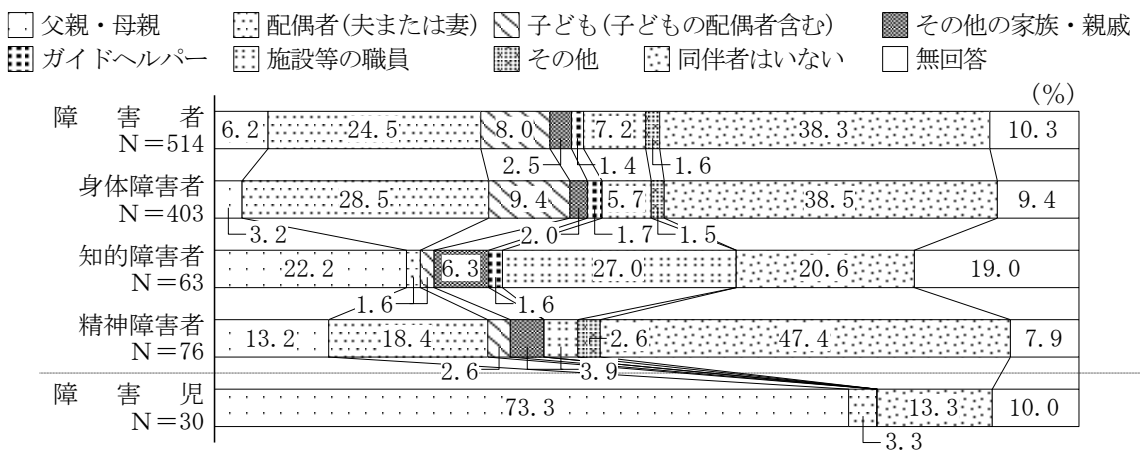
(イ) 外出時の主な同伴者

外出時の主な同伴者は、障害者全体では「配偶者」と答えた人の割合が24.5%と高くなっています。

一方で「同伴者はいない」が、障害者全体で38.3%、障害別には、身体障害者38.5%、知的障害者20.6%、精神障害者47.4%で、精神障害者で高い状況にあります。

障害児では、「父親・母親」が73.3%で最も高く、「同伴者はいない」は13.3%となっています。

図 外出時の主な同伴者



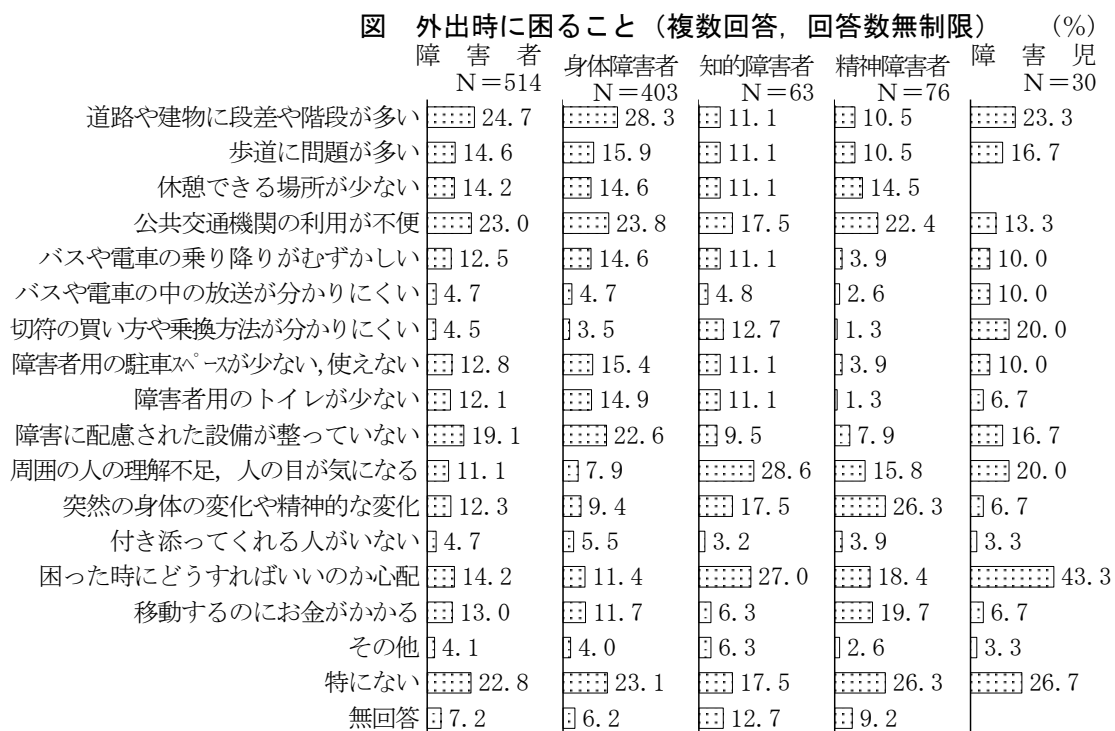
(「エ(7) 外出頻度」で「ほぼ毎日」「1週間に数回」「1か月に2～3回程度」のいずれかを答えた人)

(ウ) 外出時に困ること

外出時に困ることは「道路や建物に段差や階段が多い」(24.7%)、「公共交通機関の利用が不便」(23.0%)などがあげられています。

障害別にみると、身体障害者では「道路や建物に段差や階段が多い」、知的障害者では「周囲の人の理解不足、人の目が気になる」、「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者では「突然の身体の変化や精神的な変化」の割合が高くなっています。

障害児では、「困った時にどうすればいいのか心配」(43.3%)、「道路や建物に段差や階段が多い」(23.3%)などがあげられています。



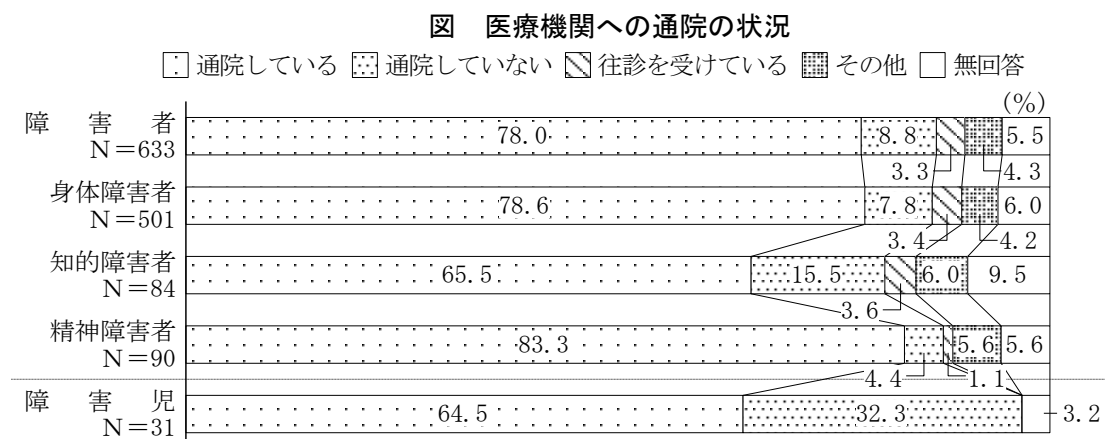
(「エ(ア) 外出頻度」で「ほぼ毎日」「1週間に数回」「1か月に2～3回程度」のいずれかを答えた人)

オ 医療・保健について

(ア) 医療機関への通院の状況

医療機関へ「通院している」と答えた人の割合は、障害者全体で78.0%、障害別には、身体障害者78.6%、知的障害者65.5%、精神障害者83.3%で、精神障害者で特に高い状況にあります。

障害児についても、「通院している」が64.5%と、高くなっています。



(イ) 診療などで困っていること

診療などで困っていることは、障害者全体では「交通費の負担が大きい」(13.7%)、「医療費の負担が大きい」(13.4%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では、「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」, 「医療費の負担が大きい」(それぞれ22.6%) , 「交通費の負担が大きい」(16.1%)の割合が高くなっています。

図 診療などで困っていること (複数回答, 回答数無制限) (%)

	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
かかりつけ医がない	2.4	2.2	3.6	1.1	
通院時に介助してくれる人がいない	3.9	4.0	4.8	5.6	
専門的な治療を行う医療機関が近くにない	11.2	11.6	6.0	13.3	22.6
専門的なリハビリができる機関が近くにない	6.3	7.6	2.4	4.4	9.7
軽病室で受入れてくれる医療機関が近くにない	5.4	5.8	6.0	4.4	3.2
気軽に往診を頼める医師がない	7.7	8.6	1.2	3.3	6.5
歯科診療を受けられない	2.8	3.0	4.8	1.1	9.7
医療費の負担が大きい	13.4	11.8	8.3	24.4	22.6
交通費の負担が大きい	13.7	13.2	11.9	21.1	16.1
その他	4.6	4.6	4.8	5.6	6.5
特にない	40.9	40.7	44.0	36.7	41.9
無回答	16.3	16.8	16.7	15.6	9.7

カ 日中の生活について

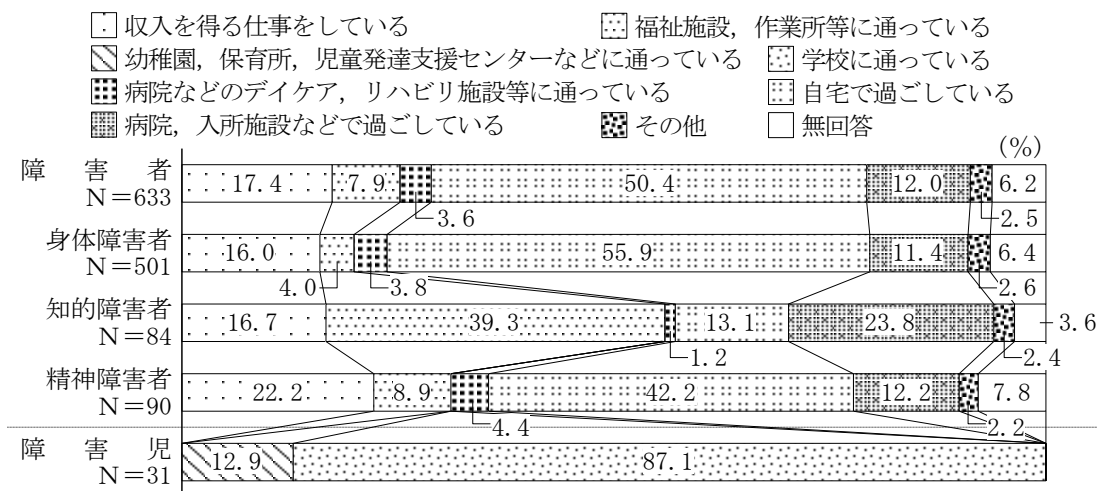
(ア) 平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方について、障害者全体では「自宅で過ごしている」と答えた人の割合が50.4%で最も高く、次いで「収入を得る仕事をしている」が17.4%、「病院, 入所施設などで過ごしている」が12.0%となっています。

障害別には、身体障害者、精神障害者で「自宅で過ごしている」、知的障害者で「福祉施設, 作業所等に通っている」と答えた人の割合が、それぞれ最も高くなっています。

障害児は、「学校に通っている」が87.1%、「幼稚園, 保育所, 児童発達支援センターなどに通っている」が12.9%となっています。

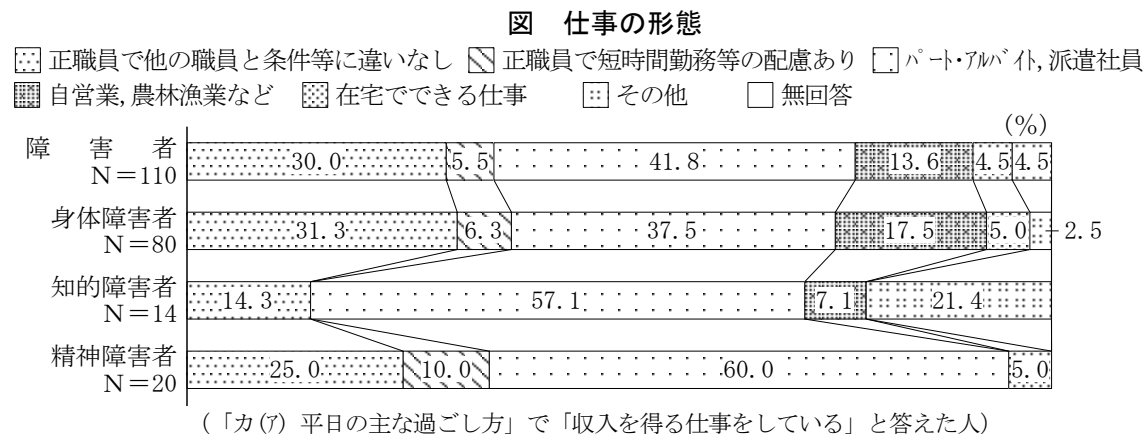
図 平日の主な過ごし方



(イ) 就労について

① 現在の仕事の形態（収入を得る仕事をしている人）

現在の仕事の形態は、障害者全体では「パート・アルバイト、派遣社員」と答えた人の割合が41.8%で最も高く、次いで「正職員で他の職員と条件等に違いなし」が30.0%となっています。

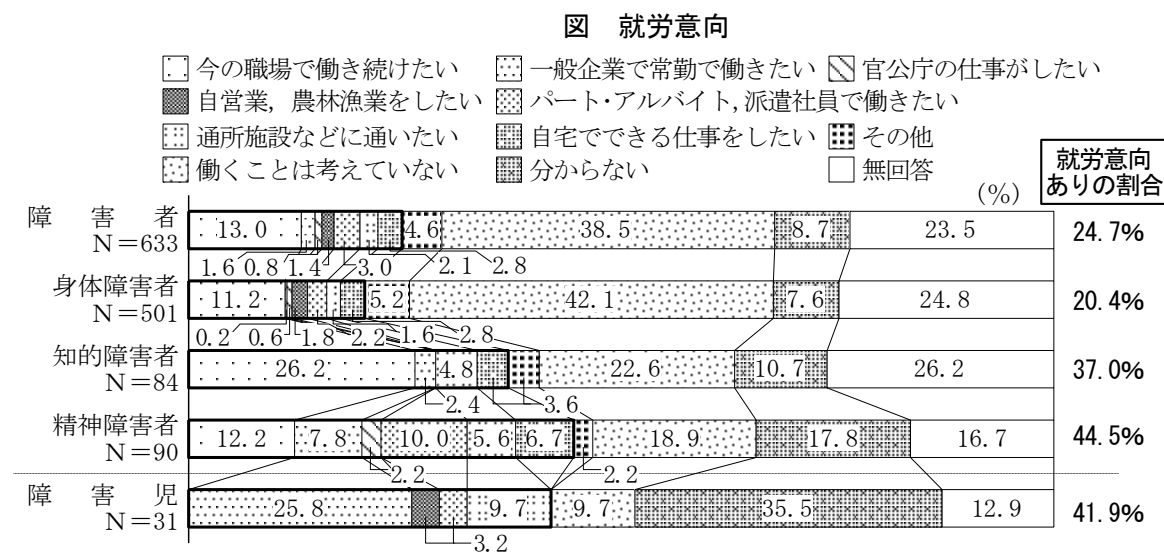


② 今後の就労意向

就労意向のある人の割合（「今の職場で働き続けたい」～「自宅でできる仕事をしたい」の合計）は、障害者全体で24.7%、障害別には、身体障害者20.4%、知的障害者37.0%、精神障害者44.5%で、知的障害者、精神障害者で高くなっています。

一方で、「働くことは考えていない」と答えた人の割合は、障害者全体では38.5%、障害別には、身体障害者42.1%、知的障害者22.6%、精神障害者18.9%で、身体障害者で高い状況にあります。

身体障害者で就労意向のある人の割合が低いのは、回答者のうち65歳以上の高齢者の割合が約8割と高いことによるものと考えられます。



③ 就労するために必要だと思うこと

障害者等が就労するために必要だと思うことは、障害者全体では「障害に応じた仕事がある」(36.8%)、「就労できる場所の増加」(22.3%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「障害に応じた仕事がある」(48.4%)、「就労できる場所の増加」(45.2%)をあげた人の割合が、特に高くなっています。

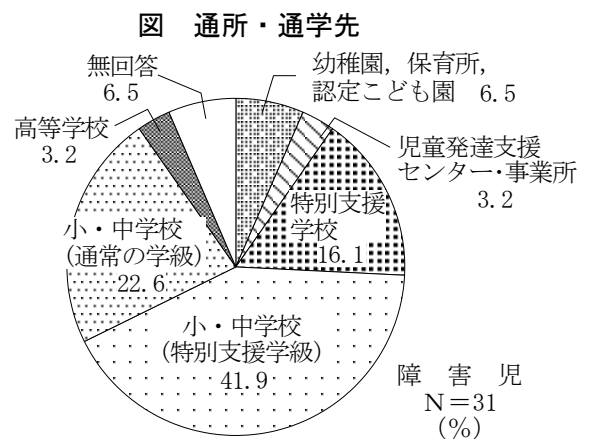
図 就労するために必要だと思うこと（複数回答，回答数3つ以内）（%）

	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
就労できる場所の増加	22.3	20.8	29.8	17.8	45.2
障害に応じた仕事がある	36.8	35.5	44.0	34.4	48.4
通勤時間が短い	5.1	5.0	4.8	6.7	6.5
通勤手段が確保されている	8.7	8.0	14.3	6.7	3.2
勤務時間や勤務日数の調整ができる	6.2	6.4	2.4	11.1	6.5
体調に合わせて勤務時間等を変更できる	12.8	11.2	8.3	25.6	12.9
働きながら通院できる	12.0	10.4	9.5	23.3	3.2
賃金面で満足のいく待遇が受けられる	5.8	4.6	4.8	11.1	12.9
在宅勤務ができる	3.9	4.6		1.1	3.2
職場で差別や偏見がない	11.7	9.0	16.7	20.0	25.8
事業主や上司、同僚に障害への理解がある	17.4	16.4	27.4	15.6	25.8
職場に慣れるまで介助や援助等が受けられる	2.2	2.0	6.0	1.1	9.7
職場がバリアフリー等に配慮されている	3.8	4.2	1.2		
就労、生活面を含めた相談・支援を受けられる	7.3	6.0	8.3	8.9	25.8
仕事について職場外で相談・支援を受けられる	1.6	1.6		3.3	6.5
その他	1.1	1.2	3.6	1.1	3.2
特にない	11.7	12.8	6.0	10.0	
無回答	29.4	32.3	26.2	21.1	16.1

(ウ) 保育・教育について（保育所，幼稚園等，学校に通っている人）

① 通所・通学先

通所・通学先は「小・中学校（特別支援学級）」と答えた人の割合が41.9%で最も高く、次いで「小・中学校（通常の学級）」が22.6%、「特別支援学校」が16.1%の順となっています。



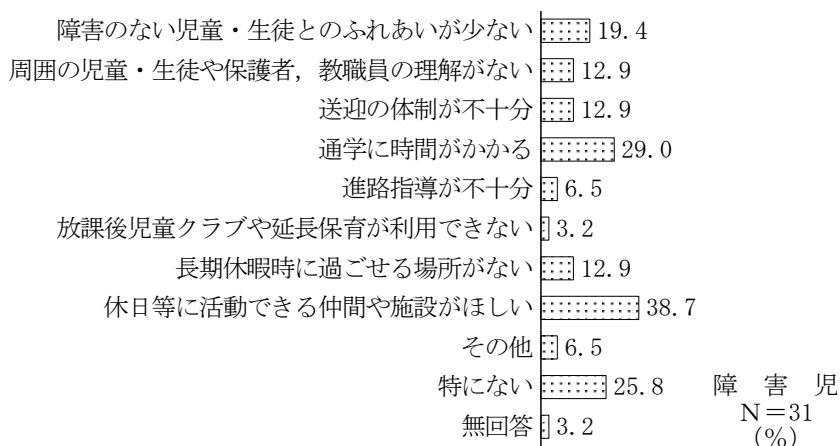
注：選択肢のうち「大学・短大・専門学校」「その他」を選んだ人はいない。

（「カ(7) 平日の主な過ごし方」で「幼稚園，保育所，児童発達支援センターなどに通っている」「学校に通っている」のいずれかを答えた人）

② 通所・通学時に感じること

通所・通学時に感じることは、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」(38.7%)、「通学に時間がかかる」(29.0%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 通所・通学時に感じること（複数回答，回答数無制限）



注：選択肢のうち「通所・通学先で医療的ケアが受けられない」「障害が理由で利用できない設備がある」「その他」を選んだ人はいない。
 （「カ(7) 平日の主な過ごし方」で「幼稚園，保育所，児童発達支援センターなどに通っている」「学校に通っている」のいずれかを答えた人）

キ 相談・支援等について

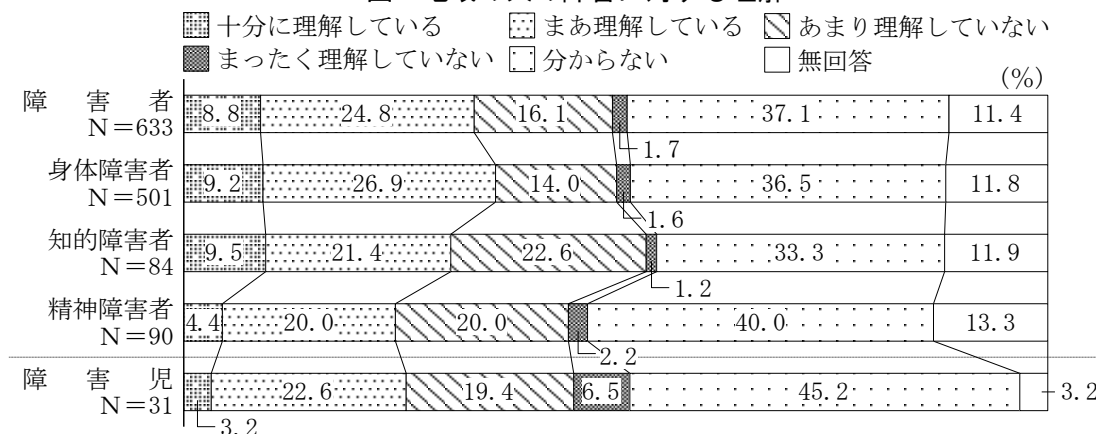
(7) 地域の人への障害に対する理解

地域の人々が、障害に対して「理解している」と感じる人の割合（「十分に理解している」，「まあ理解している」の合計）は、障害者全体で33.6%、障害別では、身体障害者36.1%、知的障害者30.9%、精神障害者24.4%となっています。

一方で、「理解していない」と感じる人の割合（「あまり理解していない」，「まったく理解していない」の合計）は、障害者全体で17.8%、障害別には、身体障害者15.6%、知的障害者23.8%、精神障害者22.2%となっているほか、「分からない」と答えた人の割合も高くなっており、障害に対する理解が進んでいない状況がうかがわれます。

障害児は「理解している」が25.8%、「理解していない」が25.9%、「分からない」が45.2%で、障害者と同様、理解が進んでいない状況がうかがわれます。

図 地域の人への障害に対する理解



(イ) 困っていること、不安に思うこと

現在、困っていることや不安に思うことは、障害者全体では「自分の健康や体力に自信がない」(31.0%)をあげた人の割合が高くなっています。また、知的障害者、精神障害者では「将来生活する場所に不安がある」が高い状況にあります。

障害児では、「ひとりでの外出が不安」(38.7%)、「将来生活する場所に不安がある」(32.3%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 困っていること、不安に思うこと（複数回答、回答数無制限） (%)

	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
介助や支援をしてくれる人がいない	2.7	2.4	3.6	2.2	6.5
結婚できない、結婚生活が続かない	2.8	0.8	7.1	12.2	6.5
親友・友人がいない	5.1	3.0	11.9	8.9	25.8
一緒に暮らす人がいない	3.5	3.6	3.6	2.2	6.5
働くところがない	2.7	1.4	4.8	10.0	3.2
十分な収入が得られない	8.1	5.6	10.7	18.9	3.2
障害が軽度のため年金が受けられない	4.7	4.6	1.2	8.9	12.9
趣味や生きがいが見つけれない	5.8	4.8	7.1	6.7	3.2
生活するうえで必要な情報を得られない	3.0	3.0	2.4	3.3	12.9
自分の健康や体力に自信がない	31.0	32.3	13.1	36.7	
家族など介助者の健康状態が心配	24.8	24.8	27.4	21.1	29.0
同居の家族との関係	3.5	2.6	1.2	6.7	3.2
地域の人との関係	3.6	3.2	4.8	3.3	3.2
ひとりでの外出が不安	15.3	15.4	15.5	16.7	38.7
交通機関の利用が不便、不安	12.6	13.6	7.1	8.9	12.9
街中や交通機関の案内が分かりにくい	2.8	2.4	4.8	4.4	12.9
行き場がない	3.6	3.6	4.8	2.2	6.5
将来生活する場所に不安がある	17.5	13.8	29.8	28.9	32.3
必要な保健・福祉サービス等が受けられない	0.9	1.2		1.1	12.9
その他	3.3	2.8	2.4	6.7	
特にない	21.6	23.4	16.7	10.0	22.6
無回答	14.2	14.8	20.2	21.1	12.9

(ウ) 相談するときには不満なこと、困っていること

相談するときには不満なこと、困っていることは、障害者全体では「どこ(誰)に相談していいかわからない」(10.1%)をあげた人の割合がやや高くなっています。

障害児では、「相談しても満足 of いく回答が得られない」(32.3%)、「どこ(誰)に相談していいかわからない」(25.8%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 相談するときには不満なこと、困っていること（複数回答、回答数無制限） (%)

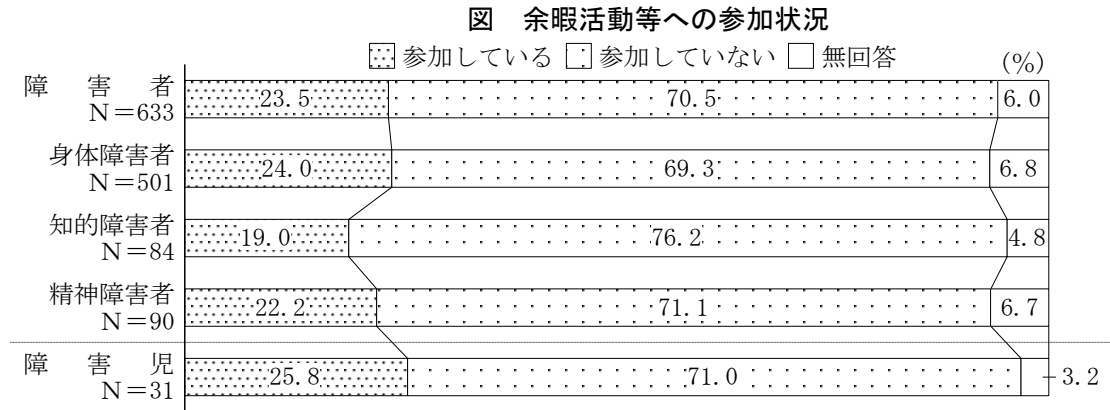
	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
相談できる人がいない	6.2	6.6	2.4	5.6	9.7
住んでいる地域に相談できるところがない	5.4	6.2	3.6	4.4	3.2
夜間や休日などに相談できるところがない	6.0	6.0		8.9	12.9
どこ(誰)に相談していいかわからない	10.1	10.4	8.3	10.0	25.8
相談を十分に聞いてくれない	4.1	3.0	2.4	10.0	3.2
相談しても満足 of いく回答が得られない	8.8	8.2	3.6	13.3	32.3
プライバシーの保護に不安がある	7.7	8.0	6.0	6.7	3.2
その他	3.0	2.0	6.0	7.8	
特にない	46.1	46.1	50.0	40.0	35.5
無回答	22.6	24.2	27.4	17.8	12.9

ク 余暇活動等について

(ア) 現在の余暇活動等への参加状況

自治会やスポーツ，文化芸術，交流などの余暇活動等に「参加している」と答えた人の割合は，障害者全体では23.5%，障害別では，身体障害者24.0%，知的障害者19.0%，精神障害者22.2%となっています。

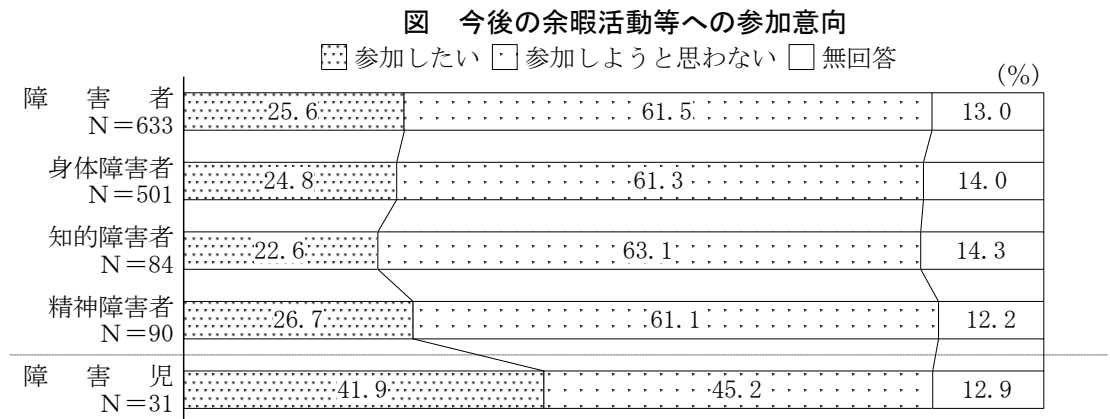
障害児では，「参加している」が25.8%となっています。



(イ) 今後の余暇活動等への参加意向

今後，自治会やスポーツ，文化芸術，交流などの余暇活動等に「参加したい」と答えた人の割合は，障害者全体では25.6%，障害別では，身体障害者24.8%，知的障害者22.6%，精神障害者26.7%で，いずれも，ク(ア)現在の参加状況（参加率）を上回っています。

障害児では，「参加したい」は41.9%で，4割を超えて高い状況にあります。



(ウ) 地域においてやって欲しいこと

今後地域において，やって欲しいことは，障害者全体では，「地域の人同士が交流できる機会や場をつくる」(13.0%)，「趣味，文化芸術活動等の講座などを開く」(11.4%)，「友達や仲間と集まれる場をつくる」(10.7%)などがあげられています。

障害児では，「友達や仲間と集まれる場をつくる」(25.8%)，「地域の人同士が交流できる機会や場をつくる」(22.6%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 地域においてやって欲しいこと（複数回答、回答数無制限）（%）

	障害者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障害児 N=31
友達や仲間と集まれる場をつくる	10.7	8.6	27.4	11.1	25.8
参加しやすいスポーツ活動の場をつくる	5.7	5.2	10.7	5.6	12.9
趣味、文化芸術活動等の講座などを開く	11.4	11.0	7.1	15.6	3.2
地域の人同士が交流できる機会や場をつくる	13.0	13.6	14.3	8.9	22.6
その他	1.6	1.0	1.2	2.2	6.5
特にない	55.1	56.1	46.4	52.2	38.7
無回答	15.5	15.8	15.5	16.7	16.1

ケ 障害福祉サービス等について

(7) 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

① 障害者

障害福祉サービス等を「現在、利用している」と答えた人の割合は、各サービスについて低い状況にあります。

「今後、利用したい」と答えた人の割合は、短期入所(28.9%)、療養介護(26.9%)、生活介護(26.5%)などで高くなっています。

いずれも「利用したい」の割合が「利用している」を上回っています。

② 障害児

障害福祉サービス等を「現在、利用している」と答えた人は、短期入所、補装具費の支給となっています。

「今後、利用したい」と答えた人の割合は、就労継続支援A型(51.6%)、就労移行支援(48.4%)などで高くなっています。

いずれも、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っています。

図 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

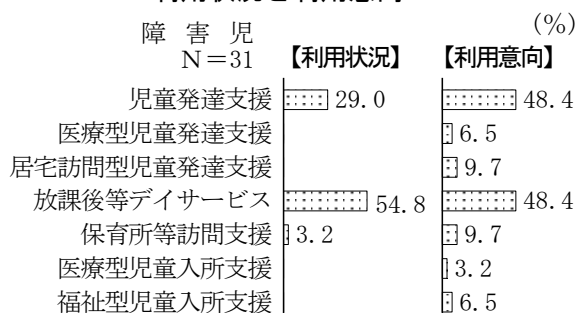
障害者 N=633	【利用状況】	【利用意向】	障害児 N=31	【利用状況】	【利用意向】
居宅介護(ホームヘルプ)	5.2	26.2 (%)	居宅介護(ホームヘルプ)	3.2	3.2 (%)
重度訪問介護	1.7	19.9	重度訪問介護	3.2	3.2
同行援護	1.1	16.7	同行援護	3.2	3.2
行動援護	2.1	20.9	行動援護	29.0	29.0
重度障害者等包括支援	2.2	23.5	重度障害者等包括支援	12.9	12.9
療養介護	4.9	26.9	療養介護	12.9	12.9
生活介護	7.0	26.5	生活介護	9.7	9.7
自立訓練(機能訓練)	3.6	20.5	自立訓練(機能訓練)	25.8	25.8
自立訓練(生活訓練)	3.3	20.4	自立訓練(生活訓練)	38.7	38.7
就労移行支援	0.6	9.0	就労移行支援	48.4	48.4
就労継続支援A型	1.3	7.9	就労継続支援A型	51.6	51.6
就労継続支援B型	4.1	10.0	就労継続支援B型	41.9	41.9
就労定着支援	0.8	8.7	就労定着支援	41.9	41.9
短期入所(ショートステイ)	5.1	28.9	短期入所(ショートステイ)	6.5	25.8
共同生活援助(グループホーム)	1.9	15.5	共同生活援助(グループホーム)	12.9	12.9
自立生活援助	0.9	14.4	自立生活援助	25.8	25.8
施設入所支援	4.1	25.1	施設入所支援	16.1	16.1
補装具費の支給	6.6	25.4	補装具費の支給	12.9	19.4

(イ) 障害児を対象としたサービスの利用状況と利用意向

障害児を対象としたサービスを「現在、利用している」と答えた人の割合は、放課後等デイサービス(54.8%)で特に高いほか、児童発達支援(29.0%)も高くなっています。

「今後、利用したい」と答えた人の割合においても、児童発達支援、放課後等デイサービス(いずれも48.4%)で高くなっています。

図 障害児を対象としたサービスの利用状況と利用意向



(ウ) 「放課後等デイサービス」の利用について

① 現在の利用状況

現在、放課後等デイサービスを利用している人は「大竹市内の事業所を利用」が51.6%、「大竹市外の事業所を利用」が12.9%となっています。

② 「放課後等デイサービス」に希望すること

放課後等デイサービスを利用しやすくするために希望することは「状態に応じた療育、プログラムが受けられる」をあげた人の割合が61.3%で最も高く、「専門的な知識や技能をもった職員の配置」(48.4%)、「学校との連携」(41.9%)も高くなっています。

図 放課後等デイサービスの利用状況 (複数回答, 回答数無制限)

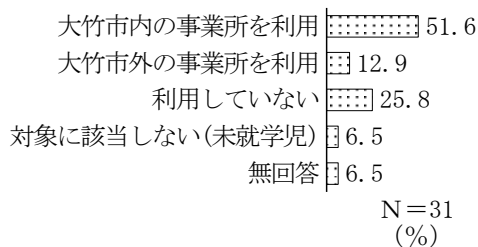
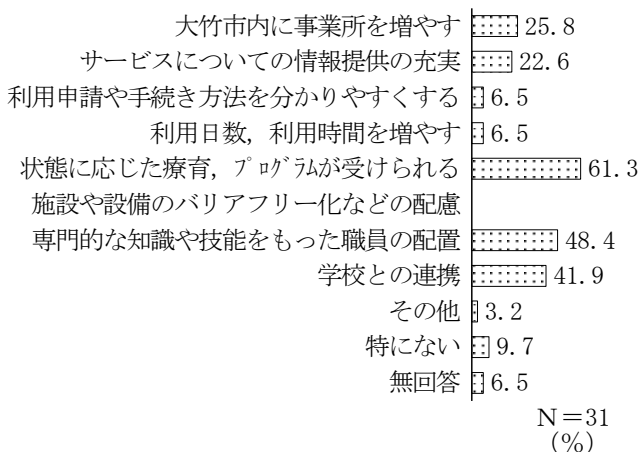


図 放課後等デイサービスに希望すること (複数回答, 回答数3つ以内)



(イ) 「児童発達支援」の利用について

① 現在の利用状況

現在、児童発達支援を利用している人は「大竹市内の事業所を利用」16.1%、「大竹市外の事業所を利用」16.1%となっています。

② 「児童発達支援」に希望すること

児童発達支援を利用しやすくするために希望することは「状態に応じた療育, プログラムが受けられる」(38.7%)、「専門的な知識や技能をもった職員の配置」(29.0%)、「大竹市内に事業所を増やす」(25.8%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 児童発達支援の利用状況
(複数回答, 回答数無制限)

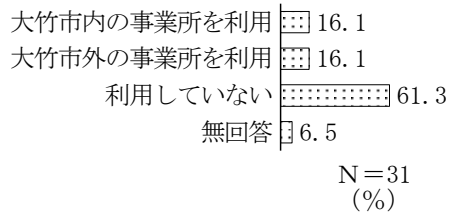
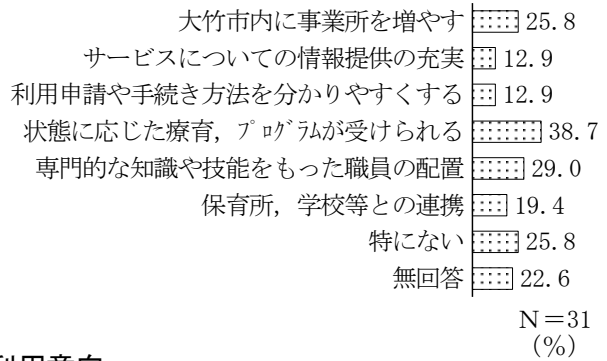


図 児童発達支援に希望すること
(複数回答, 回答数3つ以内)

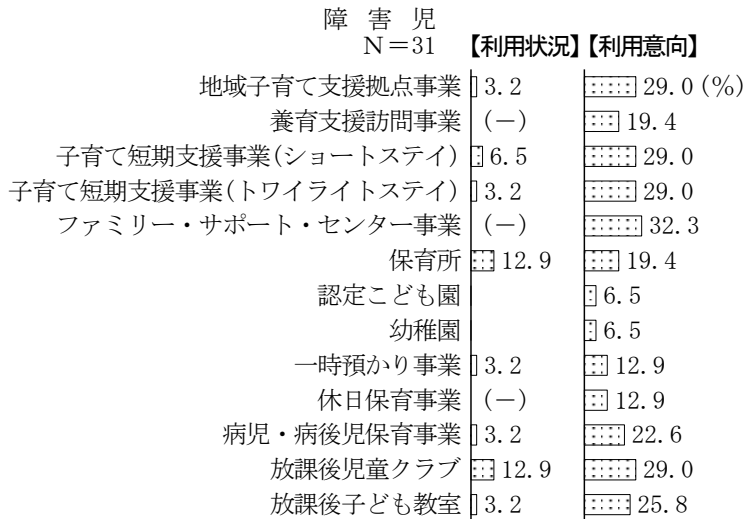


(オ) 子ども・子育て支援施策の利用状況と利用意向

子ども・子育て支援施策について, 「現在, 利用している」と答えた人の割合は, 保育所, 放課後児童クラブ(それぞれ12.9%)で高くなっています。

「今後, 利用したい」と答えた人の割合は, ファミリー・サポート・センター事業(32.3%), 地域子育て支援拠点事業, 子育て短期支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ), 放課後児童クラブ(それぞれ29.0%)で高くなっています。

図 子ども・子育て支援施策の利用状況と利用意向



注: 「養育支援訪問事業」「ファミリー・サポート・センター事業」「休日保育事業」は未実施(18歳未満の人)

(カ) 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

① 障害者

地域生活支援事業を「現在、利用している」と答えた人の割合は、各事業について低い状況にあります。

「今後、利用したい」と答えた人の割合は、移動支援事業(24.0%)、生活協力員紹介事業(20.4%)などで高くなっています。

いずれも、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っています。

② 障害児

地域生活支援事業を「現在、利用している」と答えた人の割合は、日常生活用具の給付(12.9%)でやや高いですが、総じて低い状況にあります。

「今後、利用したい」と答えた人の割合は、日中一時支援事業、生活訓練事業(それぞれ35.5%)などで高くなっています。

いずれも「利用したい」の割合が「利用している」を上回っています。

図 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

障害者 N=633		障害児 N=31	
	【利用状況】		【利用意向】
地域活動支援センター	3.2	3.2	32.3
移動支援事業	3.8	3.2	19.4
重度身体障害者移動支援事業	2.1	0.0	3.2
日中一時支援事業	2.2	6.5	35.5
身体障害者等訪問入浴サービス	1.9	0.0	3.2
自動車改造費助成事業	0.9	0.0	9.7
自動車運転免許取得費助成事業	0.3	3.2	32.3
生活訓練事業	1.1	0.0	35.5
生活協力員紹介事業	1.1	0.0	32.3
意思疎通支援事業	0.5	3.2	9.7
日常生活用具の給付	4.4	12.9	19.4

(キ) 障害福祉サービス等に対する満足度等

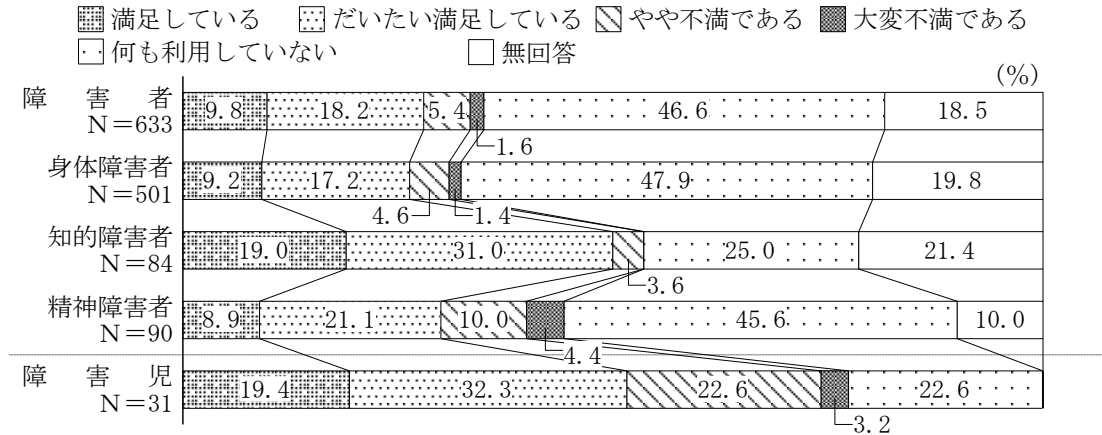
① 障害福祉サービス等に対する満足度

障害福祉サービス等に対して満足していると答えた人の割合(「満足している」, 「だいたい満足している」の合計)は28.0%, 不満(「やや不満である」, 「大変不満である」の合計)は7.0%となっています。

「不満」の割合を障害別にみると、身体障害者6.0%, 知的障害者3.6%, 精神障害者14.4%となっており、精神障害者でやや高くなっています。

障害児では「満足」が51.7%, 「不満」が25.8%で、「不満」の割合は、障害者全体を上回っています。

図 障害福祉サービス等に対する満足度

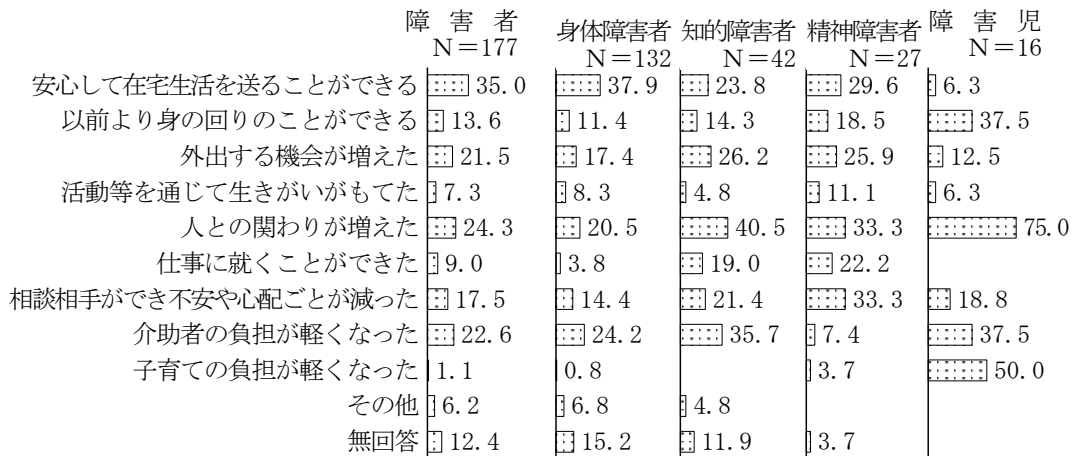


② 障害福祉サービス等を利用して良かったこと

障害福祉サービス等を利用して良かったことは、障害者全体では「安心して在宅生活を送ることができる」(35.0%)、「人との関わりが増えた」(24.3%)、「介助者の負担が軽くなった」(22.6%)、「外出する機会が増えた」(21.5%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「人との関わりが増えた」が75.0%で特に高いほか、「子育ての負担が軽くなった」(50.0%)、「以前より身の回りのことができる」、「介助者の負担が軽くなった」(それぞれ37.5%)も高くなっています。

図 障害福祉サービス等を利用して良かったこと（複数回答，回答数無制限）（%）



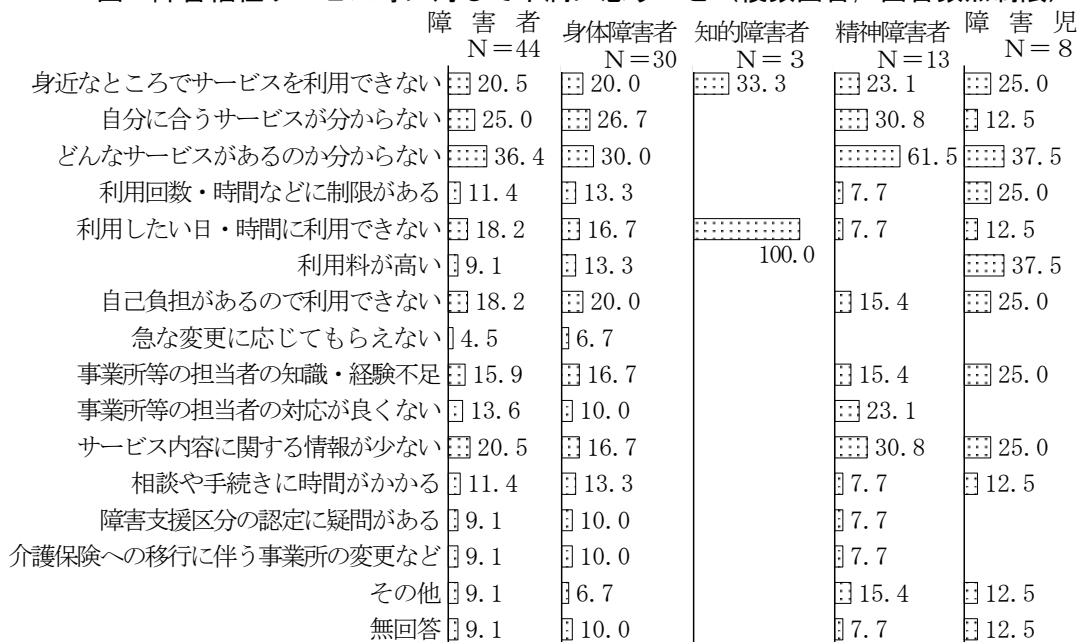
（「ケ(キ) ① 障害福祉サービス等に対する満足度」で「満足している」「だいたい満足している」と答えた人）

③ 障害福祉サービス等に対して不満に思うこと

障害福祉サービス等に対して不満に思うことは、障害者全体では「どんなサービスがあるのか分からない」(36.4%)、「自分に合うサービスが分からない」(25.0%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「どんなサービスがあるのか分からない」, 「利用料が高い」(それぞれ37.5%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 障害福祉サービス等に対して不満に思うこと(複数回答, 回答数無制限) (%)



(「ケ(※)① 障害福祉サービス等に対する満足度」で「やや不満である」「大変不満である」と答えた人)

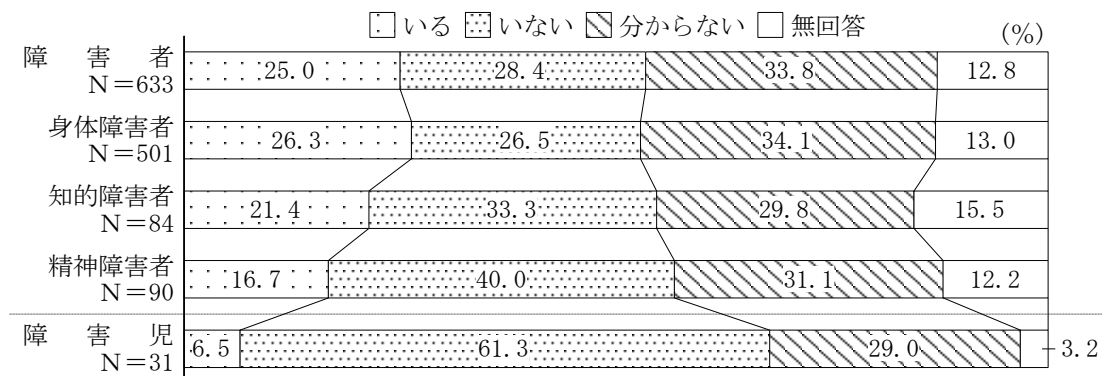
コ 地域防災

(7) 災害時に助けてくれる人の有無

災害時に、近所に助けてくれる人が「いない」または「分からない」を合わせた割合をみると、障害者全体では62.2%、障害別には、身体障害者60.6%、知的障害者63.1%、精神障害者71.1%で、精神障害者で高い状況にあります。

障害児では「いない」が61.3%と高く、「分からない」を合わせると90.3%となり、約9割を占めます。

図 災害時に助けてくれる人の有無

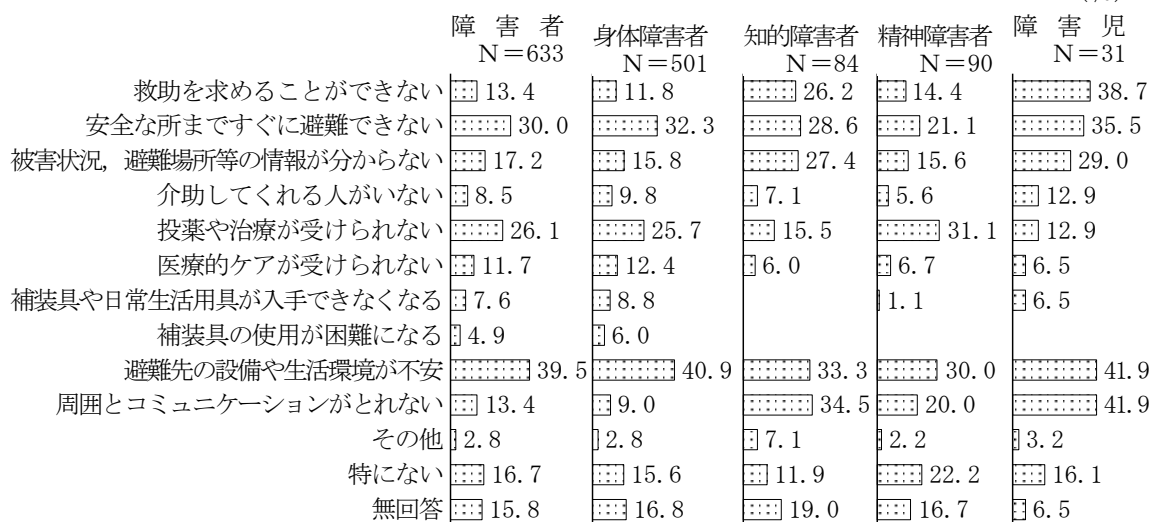


(イ) 災害時に困ること、不安なこと

災害時に困ること、不安なことは、障害者全体では「避難先の設備や生活環境が不安」(39.5%)、「安全な所まですぐに避難できない」(30.0%)、「投薬や治療が受けられない」(26.1%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では、「避難先の設備や生活環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」(それぞれ41.9%)、「救助を求めることができない」(38.7%)、「安全な所まですぐに避難できない」(35.5%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 災害時に困ること、不安なこと（複数回答，回答数無制限） (%)



(ウ) 災害時に必要な支援等

災害時に必要な支援等として、障害者全体では「携帯電話等への災害・避難情報通知」(29.9%)、「障害者の受入可能避難所の確保」(26.1%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「携帯電話等への災害・避難情報通知」、「障害者の受入可能避難所の確保」(それぞれ41.9%)、「避難所の事前通知」(25.8%)をあげた人の割合が高くなっています。

図 災害時に必要な支援等（複数回答，回答数3つ以内） (%)



サ 住みよいまちにするための取組について

障害のある人にとって住みよいまちにするために必要だと思うことは、障害者全体では「相談体制の充実」(40.4%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(32.1%)、「災害時の安全安心な体制の整備」(26.2%)をあげた人の割合が高くなっています。

障害児では「療育や発達支援に向けた体制の充実」が61.3%と特に高いほか、「相談体制の充実」(41.9%)、「日中の活動の場、施設、サービスの充実」(35.5%)、「障害者の家族が休養等できるサービスの充実」(29.0%)をあげた人の割合も高くなっています。

図 障害者等にとって住みよいまちにするために必要だと思うこと
(複数回答, 回答数5つ以内)

	障 害 者 N=633	身体障害者 N=501	知的障害者 N=84	精神障害者 N=90	障 害 児 N=31
相談体制の充実	40.4	41.3	39.3	36.7	41.9
サービス利用の手続きの簡素化	32.1	31.7	29.8	22.2	19.4
福祉に関する情報提供の充実	20.1	19.8	19.0	21.1	25.8
障害者の権利を守るための取組の充実	11.4	10.0	19.0	11.1	19.4
専門的な人材の育成と資質の向上	11.8	11.0	19.0	12.2	12.9
在宅生活を支えるサービスの充実	14.8	16.0	6.0	8.9	3.2
日中の活動の場、施設、サービスの充実	11.1	10.4	20.2	12.2	35.5
生活の場の確保	12.5	11.8	16.7	12.2	6.5
療育や発達支援に向けた体制の充実	3.3	1.6	7.1	8.9	61.3
就労訓練などの充実や働く場所の確保	8.2	5.4	10.7	20.0	22.6
参加しやすい活動等の充実	6.8	6.4	8.3	8.9	12.9
市民同士が集まり交流できる機会や場の充実	8.2	8.8	7.1	5.6	6.5
福祉教育や広報活動の充実	12.0	10.8	19.0	6.7	22.6
ボランティアの育成や活動の支援	10.4	10.6	14.3	8.9	9.7
道路や施設のバリアフリー化の推進	20.9	24.2	8.3	7.8	9.7
災害時の安全安心な体制の整備	26.2	26.5	27.4	18.9	16.1
障害者の家族が休養等できるサービスの充実	12.8	12.2	13.1	15.6	29.0
介助者等の緊急時の受入体制の充実	23.4	23.2	29.8	15.6	22.6
その他	1.6	1.6	1.2	3.3	
特にない	7.6	7.4	8.3	12.2	
無回答	15.6	16.4	17.9	13.3	9.7

2 関係団体等に対する調査

障害者関係団体、障害福祉サービス提供事業所の障害福祉に関する意見、意向を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

	関係団体	障害福祉サービス提供事業所
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の概要 ・障害福祉サービス等の利用状況 ・施設入所者等の地域生活への移行 ・福祉施設から一般就労への移行 ・相談支援体制 ・障害者等への支援のあり方について ・団体の活動について 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の概要 ・サービス実施状況と今後の受入れ見通し ・事業の運営に関する課題等 ・障害者等への支援のあり方 ・共生型サービスについて ・第3次障害者基本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に関する意見
調査対象	市内で活動する関係団体：15団体	市内のサービス提供事業所：15事業所
調査方法	調査票の郵送配布、郵送回収	調査票の郵送配布、郵送回収
調査期間	令和2年9月23日～10月19日	令和2年9月23日～10月19日
回収数	<ul style="list-style-type: none"> ・配布：15団体，回収：12団体 ・回収率：80.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布：15事業所，回収：13事業所 ・回収率：86.7%

(2) 調査結果の概要

ア 関係団体調査

(7) 障害福祉サービス等の利用

障害福祉サービス等に対するニーズは「地域生活支援事業」，「訪問系サービス」，「日中活動系サービス」で多くなっています。

障害福祉サービス等の改善点は「情報取得のための支援の充実・改善」，「移動支援の充実」，「人材の確保・育成」に関する意見が多くあげられています。

	種類	件数(件)
① 障害福祉サービス等に対するニーズ	訪問系サービス	6
	日中活動系サービス	4
	居住系サービス	2
	相談支援	2
	障害児に対するサービス	3
	地域生活支援事業	8
	その他	4
② 障害福祉サービス等の改善点等	サービス利用に関する支援	2
	サービスの拡充，改善	2
	移動支援の充実	3
	意思疎通支援の充実	2
	情報取得のための支援の充実・改善	5
	相談体制の充実	2
	人材の確保・育成	3

(イ) 施設入所者等の地域生活への移行に必要な支援

施設入所者等の地域生活への移行に必要な支援は「地域の理解，支援」，「訪問・見守り」，「日中活動の場の提供」，「意思疎通支援の充実」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
施設入所者等の地域生活への移行に必要な支援	訪問・見守り	2
	日中活動の場の提供	2
	地域生活支援拠点等の整備	1
	相談体制の充実	1
	意思疎通支援の充実	2
	地域の理解，支援	6
	まちのバリアフリー化	1
その他	1	

(ウ) 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設から一般就労への移行に関して，企業及び福祉施設の理解については「企業の意識」，「就労支援」に関する意見などがあげられています。

障害者等の一般就労への意向（可能性）については「就労の可能性あり」，「難しい」とする意見が同程度です。

障害者等の一般就労に必要な支援等については「周囲の理解，支援」，「就労支援」に関する意見が多くあげられています。

	分類	件数(件)
① 企業及び福祉施設の理解	企業の意識	7
	就労の場の確保	1
	就労支援	2
	環境整備	1
	その他	3
② 障害者等の一般就労への意向(可能性)	就労の可能性あり	2
	就労の場の確保	2
	周囲の理解，支援	1
	難しい	2
	その他	1
③ 障害者等の一般就労に必要な支援等	障害者等本人の意識	1
	就労支援	6
	周囲の理解，支援	7
	通勤の支援	2
	相談の充実	1
	その他	2

(イ) 相談支援の充実のために必要な取組

相談支援の充実のために必要な取組は「相談体制の拡充」，「人材の配置」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
相談支援の充実のために必要な取組	専門的な人材の育成	2
	人材の配置	4
	相談体制の拡充	7
	情報提供	1
	緊急時の対応	1
	自立支援協議会の活用	1

(オ) 障害者等への支援のあり方について

障害者等が地域において自立した生活を送るために必要な支援については「地域・周囲の理解，支援」，「福祉サービス等の充実」，「緊急時の対応」，「まちのバリアフリー化」に関する意見などがあげられています。

障害者等の地域活動等への参加，外出促進のために必要な支援については「福祉サービス等の充実」，「障害に対する理解」，「地域における支援，働きかけ」に関する意見などがあげられています。

障害者等の生活を支えるための地域連携については「周囲の理解，支援」，「行政との連携」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
① 障害者等の地域における自立生活の支援	障害者等本人の意識	1
	福祉サービス等の充実	3
	就労支援	1
	情報取得の支援	1
	緊急時の対応	3
	地域・周囲の理解，支援	7
	まちのバリアフリー化	3
	行政との連携	1
② 障害者等の地域活動等への参加，外出促進	情報提供の充実	1
	福祉サービス等の充実	6
	障害に対する理解	4
	地域における支援，働きかけ	3
	ボランティアによる支援	2
	参加しやすい環境整備	2
③ 障害者等の生活を支えるための地域連携について	周囲の理解，支援	4
	相談体制の充実	1
	他団体との連携	1
	関係機関との連携	1
	行政との連携	3
	その他	2

(カ) 団体の活動について

団体の活動で困っていることは「活動上の問題」，「情報取得の支援の充実」，団体の会員等の不足に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
団体の活動について	会員が少ない	3
	参加者が少ない	3
	活動上の問題	6
	情報取得の支援の充実	4
	イベントの充実	1
	その他	2

イ 障害福祉サービス提供事業所調査

(7) 事業の運営に関する課題等・問題点について

施設・事業所等の運営に関する課題等は「人材の確保，育成」，「サービス提供者の質の向上」，「利用者の確保」に関する意見が多くあげられています。

障害福祉サービス等の質・量の確保に向けた課題は「人材の確保，育成」，「利用者等のニーズへの対応」，「サービス提供者の質の向上」に関する意見が多くあげられています。

地域や他団体等との連携における課題は「団体，事業所間等の連携」に関する意見が多くあげられています。

	分類	件数(件)
① 施設・事業所等の運営に関する課題等	人材の確保，育成	8
	サービス提供者の質の向上	4
	利用者の確保	4
	収入(工賃)の確保	2
	関係機関との連携	2
	その他	1
② 障害福祉サービス等の質・量の確保に向けた課題	人材の確保，育成	7
	サービス提供者の質の向上	5
	利用者等のニーズへの対応	6
	相談体制の充実	1
	安心して暮らせる環境づくり	2
	その他	3
③ 地域や他団体等との連携における課題	企業との連携	1
	地域との連携	1
	団体・事業所間等の連携	11
	その他	3

(4) 障害者等への支援のあり方について

障害者等が地域において自立した生活を送るために必要なことは「福祉サービス等の充実」，「地域の理解，支援」に関する意見が多くあげられています。

	分類	件数(件)
① 障害者等が地域において自立した生活を送るために必要なこと	情報提供の充実	1
	相談支援の充実	2
	福祉サービス等の充実	6
	居住の場の確保	2
	緊急時への対応	2
	収入の確保	1
	地域資源の活用	2
	地域の理解，支援	5
	安心して暮らせる環境づくり	1
	家族の協力	2
	事業所間等の連携	1
	その他	3

障害福祉サービス等を利用しやすくするために必要なことは「情報提供の充実」，「サービス提供体制の充実」に関する意見が多くあげられています。

障害者等の就労の促進に必要なことは「就労受入側の理解，支援」，「就労支援」に関する意見が多くあげられています。

障害者等の地域活動等への参加促進のために必要な支援は「本人ニーズの把握」，「サポーターの確保」，「地域における支援，働きかけ」に関する意見が多くあげられています。

その他，障害者等への支援のあり方に関する意見等は，「周囲の理解，支援」，「地域の理解，支援」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
② 障害福祉サービス等を利用しやすくするために必要なこと	情報提供の充実	9
	サービス利用に関する支援	2
	サービス提供体制の充実	4
	その他	1
③ 障害者等の就労の促進に必要なこと	就労支援	7
	雇用の拡大	3
	就労受入側の理解，支援	9
	就労定着のための支援	1
	情報提供の充実	2
④ 障害者等の地域活動等への参加促進のために必要な支援	企業との連携	1
	本人ニーズの把握	4
	情報提供の充実	1
	障害に対する理解	1
	福祉サービス等の充実	3
	サポーターの確保	4
	地域における支援，働きかけ	4
	ボランティアによる支援	3
イベント等の開催	1	
⑤ その他，障害者等への支援のあり方に関する意見等	情報提供の充実	1
	相談支援の充実	1
	周囲の理解，支援	2
	地域の理解，支援	2
	ニーズへの対応	1

障害児や医療的ケア児に対する支援は「関係機関との連携」，「ライフステージに応じた支援」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
① 障害児や医療的ケア児に対する支援	人材の確保	1
	福祉サービス等の充実	1
	ライフステージに応じた支援	2
	インフラ整備	1
	関係機関との連携	3
	その他	1

また、「放課後等デイサービス事業」への参入意向等については「ニーズへの対応」，「サービス提供者の質の向上」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
② 放課後等デイサービス事業への参入意向等	ニーズへの対応	2
	サービス提供者の質の向上	2
	参入意向なし	1

(ウ) 共生型サービスの実施に伴う介護保険サービスの実施について

① 「共生型サービス」への対応状況

「共生型サービス」への対応状況は「既に介護保険サービスを実施している」が3事業所，「介護保険サービスの実施を検討したい」が3事業所，「介護保険サービスは考えていない」が4事業所となっています。

選択肢	事業所数(事業所)
1. 既に介護保険サービスを実施している	3
2. 介護保険サービスの実施を予定している	-
3. 介護保険サービスの実施を検討したい	3
4. 介護保険サービスは考えていない	4
5. その他	-
無回答	3

② 実施(予定, 検討中)している介護サービス

介護サービスについて、「既に介護保険サービスを実施している」事業所では「身体介護」，「生活介護」，「訪問介護」，「重度訪問介護サービス」を実施しています。

また、「介護保険サービスの実施を検討したい」事業所では「身体介護」，「生活介護」，「訪問入浴」，「ショートステイ」の実施が検討されています。

③ 「共生型サービス」の実施上の課題等

「共生型サービス」の実施上の課題は、「サービス提供のための環境整備」，「制度の違いへの対応, 理解」に関する意見が多くあげられています。

	分類	件数(件)
共生型サービスの 実施上の課題等	制度の違いへの対応, 理解	6
	サービス提供のための環境整備	14
	人材の確保	3

(イ) 大竹市第3次障害者基本計画及び大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画に対する意見

大竹市第3次障害者基本計画及び大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画策定に関しては「自立生活支援の充実」に関する意見などがあげられています。

	分類	件数(件)
計画策定に関する 意見等	自立生活支援の充実	3
	緊急時の対応	1

第5章 本市における障害福祉の課題

障害者等の動向、障害福祉サービス等の利用状況、障害者等に対するアンケート結果、関係団体等に対する調査結果等を踏まえて、本市における障害福祉の課題を列記すると次のとおりです。

(1) 障害福祉サービス等のニーズへの対応

アンケート結果では、障害福祉サービス等に対する今後の利用意向は総じて高いですが、障害福祉サービス等の利用に不満なこととして「どんなサービスがあるか分からない」、「自分に合うサービスが分からない」などがあげられています。

関係団体等調査では、障害福祉サービス等を利用しやすくするために「情報提供の充実」、「サービス提供体制の充実」を求める意見、障害福祉サービス等に対する改善点、課題等として「人材の確保、育成」、「サービス提供者の質の向上」、「利用者等のニーズへの対応」に関する意見があげられています。

このため、障害者等や家族の障害福祉に関するニーズの的確な把握、分かりやすいサービス内容の説明、情報提供の充実等を図るとともに、関係機関が連携し、障害福祉サービス等の提供体制の充実、人材の確保・育成等を図る必要があります。

また、65歳以上の障害者手帳所持者数の割合は、平成27年度から令和2年度の間に、身体障害者等が72.4%から74.1%、知的障害者等が7.2%から11.7%、精神障害者等が16.1%から23.5%と、いずれも上昇傾向にあります。

今後、障害者の高齢化はさらに進むものと見込まれ、高齢となっても通い慣れた事業所でサービスが受けられるよう、事業所等に対し、共生型サービスに関する理解の促進、サービス提供のための環境整備に関する支援等を行い、共生型サービスの提供事業所を確保する必要があります。

(2) 地域における生活の支援

第5期福祉計画等では、広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し、「地域生活支援拠点等の整備」を進めることとしていましたが、現時点で未整備です。

アンケート結果では、障害者等が住み慣れた地域で生活するために必要な支援として「理解者が身近にいる」、「地域に何でも相談できる相談員・窓口がある」、「医療的ケア等が在宅で適切に受けられる」、「必要な在宅サービスが適切に受けられる」などをあげた人の割合が高くなっています。

また、障害福祉サービス等を利用して良かったこととして「安心して在宅生活を送ることができる」をあげた人の割合が高くなっています。

関係団体等調査でも、障害者等の地域生活への移行のための支援、地域生活を支えるための支援として「福祉サービス等の充実」、「地域の理解、支援」、「居住の場の確保」、「緊急時への対応」に関する意見があげられています。

このため、障害者等が地域において自立した生活を送ることができるよう、安心して暮らせる居住の場の確保、障害福祉サービス等の提供体制の充実と利用の促進、相談体制の整備、緊急時の支援、地域住民への障害への理解を深めるための取組など、地域における総合的な支援体制の構築を進める必要があります。

(3) 介助者に対する支援

アンケート結果では、主な介助者のうち60歳以上が約7割を占めており、介助していて困ることや不安に思うこととして、全体では「将来に対する不安」，「精神的な疲労」をあげた人の割合が高く、特に「将来に対する不安」は知的障害者，障害児で，「精神的な疲労」は精神障害者で高い状況にあります。また，精神障害者では「経済的負担」をあげた人の割合も高くなっています。

一方で，障害福祉サービス等を利用して良かったこととして，「介助者の負担が軽くなった」をあげた人が，障害者で約2割，障害児では約4割となっています。

また，障害者等にとって住みよいまちにするために必要なこととして，障害者では「介助者等の緊急時の受入体制の充実」をあげた人が約2割，障害児では「家族が休養できるサービスの充実」が約3割と高くなっています。

このため，介助者が抱える障害者等の将来への不安や，介助するうえでの悩みなどをいつでも相談できる体制の整備，各種制度の周知や障害福祉サービス等の利用の促進，介助者が休養できる環境づくり，緊急時の対応の充実など，介助における不安の軽減や介助者に対する支援策の充実を図る必要があります。

(4) 就労の支援

第5期福祉計画等では，福祉施設から一般就労への移行を支援するため，就労移行支援事業利用者数，職場定着率など4項目について目標を掲げました。職場定着率は目標を達成しましたが，そのほかの3項目は達成できていません。

アンケート結果では，就労意向のある人の割合が，知的障害者，精神障害者で約4割と高く，生活するために必要な支援として「仕事に就く」をあげた人の割合が，知的障害者，精神障害者，障害児で高くなっています。

また，就労するために必要なこととして「障害に応じた仕事がある」，「就労場所の増加」などをあげた人の割合が高くなっています。

関係団体等調査では，障害者等の就労促進に必要なこととして「就労受入側の理解，支援」，「就労支援の充実」に関する意見が多くあげられています。

このため，働く意欲のある障害者等が，その適性に応じた能力を發揮できるよう，就労に関する障害福祉サービスの提供体制の充実，就労に関する情報提供の充実，職業相談，職場定着のための継続的な支援，企業等に対する理解の促進等により，障害者等の就労を支援する必要があります。

(5) 保健，医療の充実

アンケート結果では，医療機関に通院している人の割合は高い状況にありますが，診療等で困っていることとして「交通費の負担」，「医療費の負担」，「専門的治療を行う医療機関が近くにない」などをあげた人の割合が比較的高くなっています。

このため，身近な地域における医療体制の整備等を進めるとともに，健康診査や保健指導等の周知と利用促進，保健，医療等の連携の強化により，障害者等の健康の維持，障害の重度化，重複化を防ぐ必要があります。

(6) 相談支援体制の充実

アンケート結果では，障害者等が住み慣れた地域で生活するために必要なこととして「地域

に何でも相談できる相談員・窓口がある」をあげた人が約4割、障害者等にとって住みよいまちにするために必要なこととして「相談体制の充実」をあげた人が約4割と、いずれも高い状況にあります。

また、関係団体等調査では、相談支援の充実のために必要な取組として、「相談体制の拡充」、「人材の配置」に関する意見が多くあげられています。

このため、相談に関する専門的な人材の育成、身近な地域における相談場所の確保と周知、関係機関との連携などにより、相談支援体制の充実を図る必要があります。

(7) 障害児に対する支援の充実

アンケート結果では、障害児を対象としたサービスのうち、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用意向が高い状況にあります。これらのサービスに対して希望することとして、「状態に応じた療育、プログラムが受けられる」、「専門的な知識や技能をもった職員の配置」、「大竹市内に事業所を増やす」などがあげられています。

また、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として「仕事に就く」、「地域に何でも相談できる相談員・窓口がある」、「自立生活のための機能訓練等の充実」など、住みよいまちにするために必要なこととして「療育や発達支援に向けた体制の充実」をあげた人の割合が高くなっています。

このため、障害児や家族のニーズに対応したサービス等が提供できるよう、市内におけるサービス提供事業所の確保、専門的な人材の育成、配置等を進めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害に気づいた段階から、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行う必要があります。

また、アンケート結果では、発達障害と診断されている障害児が約6割、医療的ケアを受けている障害児も約2割となっています。

このため、発達障害児やその家族等に対する支援体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関の連携を強化する必要があります。

(8) 社会参加の促進

アンケート結果では、余暇活動等に「参加したい」人が約3割、地域においてやって欲しいこととして「地域の人が交流できる機会や場をつくる」、「趣味、文化芸術活動等の講座などを開く」、「友達や仲間と集まれる場をつくる」をあげた人の割合が高くなっています。

また、関係団体等調査では、地域活動等への参加を促進するため、移動支援等の「福祉サービス等の充実」、「障害に対する理解」、「地域における支援、働きかけ」に関する意見が多くあげられています。

このため、障害者等が、地域の人や地域活動等に関わることができる機会や場の確保、活動等に関する情報提供、障害者等の参加を支えるボランティア等人材の確保、移動支援の充実等を図り、障害者等の社会参加を促進する必要があります。

一方、障害者では、余暇活動等に「参加しようと思わない」人が約6割と高く、今後、参加しない理由を把握、分析しながら、対策を講じる必要があります。

(9) まちのバリアフリー化の促進

アンケート結果では、外出時に困ることとして「道路や建物の段差」、「公共交通機関の利用が不便」、住みよいまちにするために必要なこととして「道路や施設のバリアフリー化の推進」をあげた人の割合が高くなっています。

このため、安全に外出、移動できるよう、歩道等の整備、道路や建物の段差解消、利用しやすい施設の整備等を進める必要があります。

(10) 災害時の安全の確保

アンケート結果では、災害時に近所に助けてくれる人が「いない」または「分からない」と答えた人が、障害者で約6割、障害児で約9割と高くなっています。

また、災害時に困ることや不安に思うことは「避難先の設備や生活環境」、「安全な所まですぐに避難できない」などをあげた人の割合が高くなっています。

このため、地域住民等と連携し、避難が困難な障害者等の把握、安否確認が行える体制を整備するとともに、障害者等が避難先で安心して過ごせるよう配慮、支援する必要があります。

(11) 障害者等に対する理解の促進

アンケート結果では、地域の人が障害を「理解していない」と感じる人が、障害者で約2割、障害児では約3割、外出時に困ることについても、知的障害者で「周囲の人の理解不足、人の目が気になる」をあげた人の割合が高くなっています。

また、関係団体等調査でも、障害者等が地域で暮らすために必要なこととして「地域の理解、支援」に関する意見が多くあげられています。

このため、地域の人との交流機会の確保、障害に関する広報や啓発活動、福祉教育等の推進等、障害者等への理解を深めるための取組を進める必要があります。

第6章 計画の基本理念と目標

1 上位計画における位置づけ

(1) 国の障害者基本計画（第4次）における基本理念

国の障害者基本計画（第4次）（平成30年3月、内閣府）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としています。

また、同計画では、このような社会の実現に向け、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向が定められています。

(2) 第4次広島県障害者プランにおける基本理念

第4次広島県障害者プラン（平成31年3月、広島県）では、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を基本理念としています。

また、目指すべき姿として、「障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切に、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現」、「障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上」を設定し、基本理念の実現に向けた施策の推進を図ることとしています。

(3) 大竹市まちづくり基本構想・第1期大竹市まちづくり基本計画における障害福祉施策の位置づけ

大竹市まちづくり基本構想では、「笑顔・元気♡かがやく大竹」をキャッチフレーズに、何十年先の未来でも実現していただきたいまちの姿を「未来にあふれる8つの幸せ」として掲げています。

これを受け、第1期大竹市まちづくり基本計画では、「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」をまちづくりのテーマとし、分野ごとに取組の方向性を示しています。

障害者施策については、「健康・福祉」分野において「誰もが自分らしく生きるまち」、「見守り支え合うまち」を将来像とし、「高齢や障害、要介護などの有無に関わらず、誰もが自分らしいライフスタイルで自立した生活を送るための支援」により「障害のある方が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしている」、「支援が必要な方への見守りの輪が市全体に広がり、住民同士で困りごとを解決できる顔の見える地域づくりが進んでいる」をめざす姿として掲げています。

本計画は、第1期大竹市まちづくり基本計画で定める障害者施策のめざす姿の実現に向けて、具体的な取組を推進するための計画として位置づけられます。

(4) 第3期大竹市地域福祉計画における位置づけ

第3期大竹市地域福祉計画（令和2年3月策定）は、基本理念を「支え合い 共に生きる助縁のまちづくり」とし、地域福祉の将来像を「人々がつながり、そのつながりを全体で共有し、みんなで築く幸せな地域社会」として、様々な取組を進めています。

第3次大竹市障害者基本計画は、地域福祉計画の個別計画のひとつとして位置づけられ、

地域共生社会の実現に向け、障害福祉に係る具体的な施策を推進するものです。

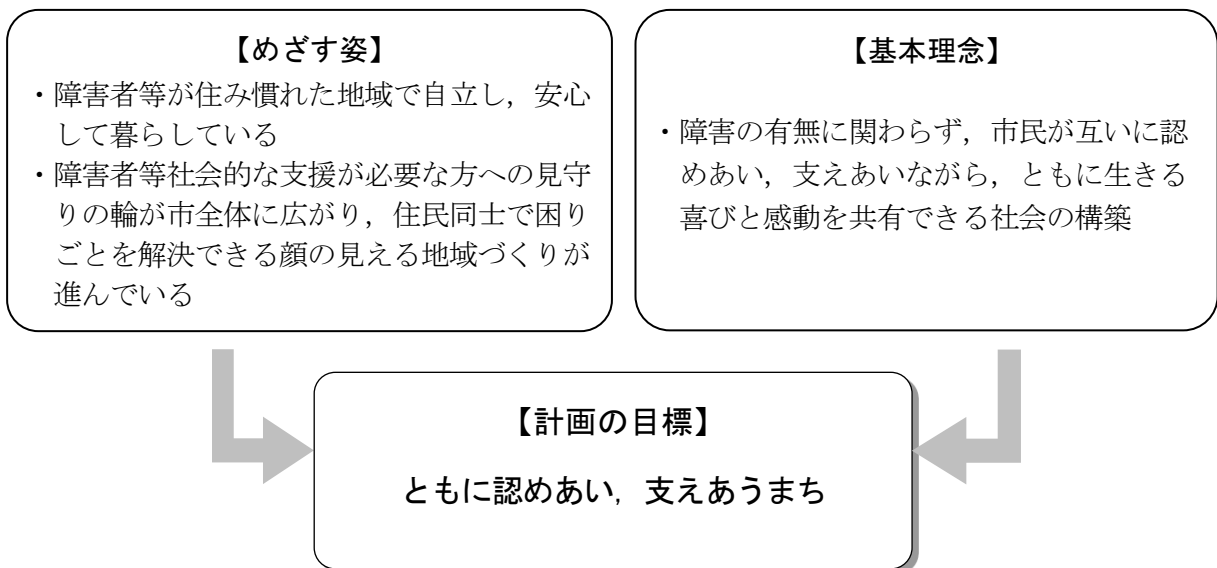
2 計画の基本理念

障害のある人が自分らしく生きるためには、障害の有無に関わらず、市民が互いに認めあい、支えあいながら、ともに生きる喜びと感動を共有できる社会を構築していくことが必要です。

本計画は、このような社会の実現に向け、障害者等が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加し、その能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、地域住民、保健、医療、福祉、行政等が連携し、地域社会において障害者等が自立し、安心して住み続けられる環境づくりを目指します。

3 計画の目標

上位計画における位置づけ、計画の基本理念を受け、本計画の目標を「ともに認めあい、支えあうまち」とします。



4 障害者施策の方針

計画の目標の実現に向け、障害者施策の方針を次のとおりとします。

(1) 健康で安心して暮らせるまちづくり

障害者等一人ひとりに応じた障害福祉サービス等の提供や利用の促進、介助者に対する支援の充実等により、障害者等やその家族が、住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 生き生きと暮らせるまちづくり

障害者等に対する就労支援の充実、地域活動等や文化・スポーツ活動等に親しむことのできる環境整備等により、障害者等の自立生活を支援するとともに、生きがいをもって生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(3) ふれあい豊かな共生のまちづくり

福祉教育の推進等による障害に対する理解の促進、権利擁護等に関する取組などにより、誰もが支え合う、ふれあい豊かな共生のまちづくりを進めます。

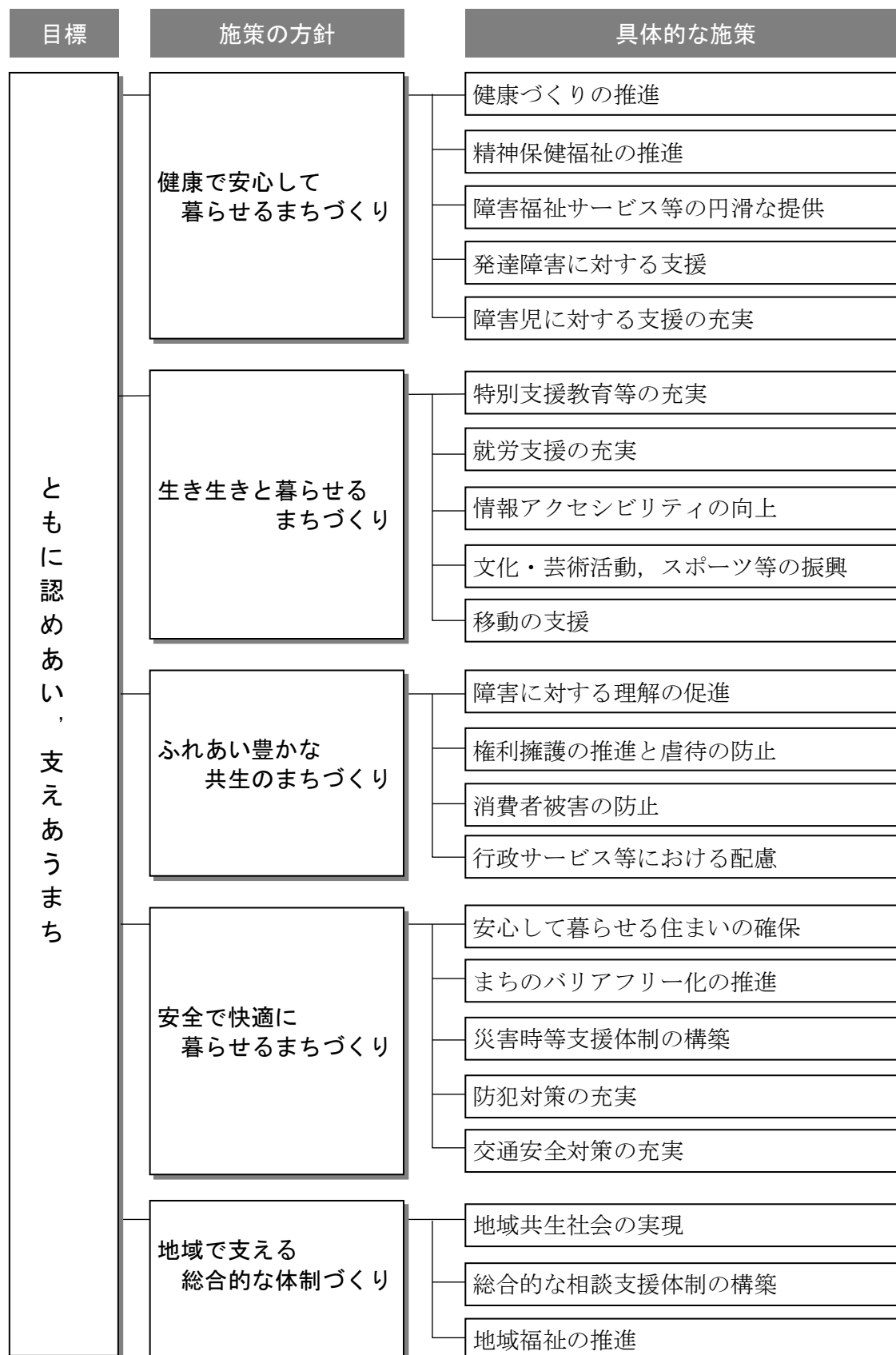
(4) 安全で快適に暮らせるまちづくり

安心して暮らせる居住の場の確保、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化等を進めるとともに、災害時における避難支援体制の整備等により、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(5) 地域で支える総合的な体制づくり

保健・福祉・医療の連携強化、相談支援体制の充実、情報提供体制の構築、人材の育成等により、障害者等を地域全体で支える総合的な体制づくりを進めます。

5 施策の体系



第7章 施策の方針

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 障害の原因となる疾病等の予防に関する保健・医療サービスを提供し、障害の予防・早期発見・早期治療に努めます。
- 精神障害、高次脳機能障害、難病患者等の療養生活を支える体制の構築を図ります。
- 障害者等やその家族のニーズに応じた障害福祉サービス等の提供等により、住み慣れた地域における日常生活を支援します。
- 近隣市町との連携による療育体制の充実、発達障害児・者や家族等に対する支援の充実を図ります。

(1) 健康づくりの推進

ア 健康づくりの支援

- 市民一人ひとりが、生涯を通じて健やかでいきいきとした生活を営むことができるよう、「健康おおたけ21（第2次）」に基づき、健康づくりを支援します。

イ 障害の早期発見

(7) 総合的な相談支援

- 安心して出産、育児ができるよう、子育て世代包括支援センターを核として構築した支援体制（以下、「おおたけ版ネウボラ」といいます。）を中心に、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 発育・発達に遅れのある乳幼児、障害のある乳幼児に対し、関係機関と連携し、療育相談、発育・発達相談などを実施します。

【おおたけ版ネウボラの概要】



(イ) 妊婦健康診査，乳幼児健康診査

- 母親および乳幼児の健康の保持増進のため，妊婦健康診査や乳児一般健康診査，乳幼児健康診査（4か月児，1歳6か月児，3歳児等）の受診勧奨を行います。

ウ 保健・医療サービスの充実

(ア) 疾病の予防

- 障害者等やその家族の健康を維持するため，健康診査，がん検診を周知し，受診率の向上に努めます。
- 疾病の予防，重症化を防ぐため，保健指導，健康教育，健康相談等を周知し，利用を促進するとともに，個別の事情に応じた指導等に取り組みます。
- 障害者等が受診，利用しやすい環境整備に努めます。

(イ) 歯科診療の支援

- 障害者等の口腔機能を維持するため，大竹市歯科医師会と連携し，歯科診療所に通院が困難な在宅の障害者等に対して，訪問歯科健診を行います。

(ウ) リハビリテーションの充実

- 障害者等の自立と社会復帰を促進するため，広島西医療センター等と連携し，障害特性に応じた総合的なリハビリテーションの充実に努めます。

(エ) 医療サービスの充実

- 障害者等が身近な地域で受診できるよう，広島西医療センター，大竹市医師会，大竹市歯科医師会と連携し，障害者等の診療体制の充実や訪問診療の実施を促進します。
- 障害児の健康増進のため，医療機関等と連携し，障害児に対する医療サービスの充実に図ります。
- 近隣市町，医療機関と連携し，障害者等の救急医療体制の整備を促進します。

エ 難病患者等に対する支援

(ア) 在宅生活の支援

- 難病患者等の実態把握に努めます。
- 関係機関と連携し，難病に関する理解促進に努めます。
- 在宅療養上の適切な支援が行えるよう，保健所，難病対策センター等と連携し，難病患者等の在宅生活を支援します。
- 障害福祉サービス等について，内容の周知，情報提供を行うとともに，サービス提供体制の充実に図り，利用を促進します。

(イ) 保健・医療体制の充実

- 広島県難病医療拠点病院である広島西医療センター，その他の医療機関，保健所，福祉施設等と連携し，難病患者等の病態に応じた保健，医療，福祉サービスの提供，総合的な相談支援体制の充実に努めます。

（ウ） 経済的支援

- 難病患者等の医療費の負担軽減等を図るため、難病医療費助成制度に関する情報提供を行います。

オ 高次脳機能障害者に対する支援

- 高次脳機能障害者の実態把握に努めます。
- 関係機関と連携し、高次脳機能障害に関する理解促進に努めます。
- 広島県高次脳機能センター等と連携し、日常生活や治療に関する相談など総合的な相談への対応、情報提供の充実を図り、高次脳機能障害者の地域生活、社会復帰を支援します。

カ 感染症対策

- 広島県、医療機関、関係機関・団体、事業所等と連携し、障害者等に対する感染症予防に関する知識の周知・啓発を行います。
- サービス提供事業所、市関係課等と連携し、感染症対策に関する知識の周知・普及を行うとともに、感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制に関する協議を行い、円滑な実施に向けて整備を進めます。
- 広島県、医療機関等と連携し、感染症発生時における障害者等、サービス提供事業所等の支援・応援体制などの構築に努めます。

（2） 精神保健福祉の推進

ア 精神保健福祉の普及啓発

- 広島県立総合精神保健福祉センター、保健所、社会福祉協議会、地域活動支援センター等の関係機関と連携し、関係者研修会の開催などにより、精神障害に対する理解の促進、支援の充実に取り組みます。
- 「こころの健康づくり」について、市広報、市ホームページへの掲載などにより啓発を行います。
- 本人、家族等の相談に迅速に対応できるよう、各種相談窓口を周知します。

イ 在宅生活の支援

- 保健所と連携しながら、訪問指導の充実に努めます。
- 症状の悪化により、緊急に医療を必要とする精神障害者等に対し、適切な医療を提供できるように、市内の医療機関との連携を強化します。
- 精神障害者等に関する障害福祉サービスについて、その内容を周知するとともに、提供体制の充実を図り、利用を促進します。
- 地域活動支援センター、日中一時支援事業など、精神障害者等が利用しやすい地域生活支援事業の充実に努めます。

ウ 入院患者の地域生活への移行の促進

- 地域における精神障害者等への医療提供体制の強化、グループホームの整備などによる居住の場の確保とともに、相談支援関係者等の連携強化等により、入院中の精神障害者

等の地域生活への移行促進，退院後の支援について取組を進めます。

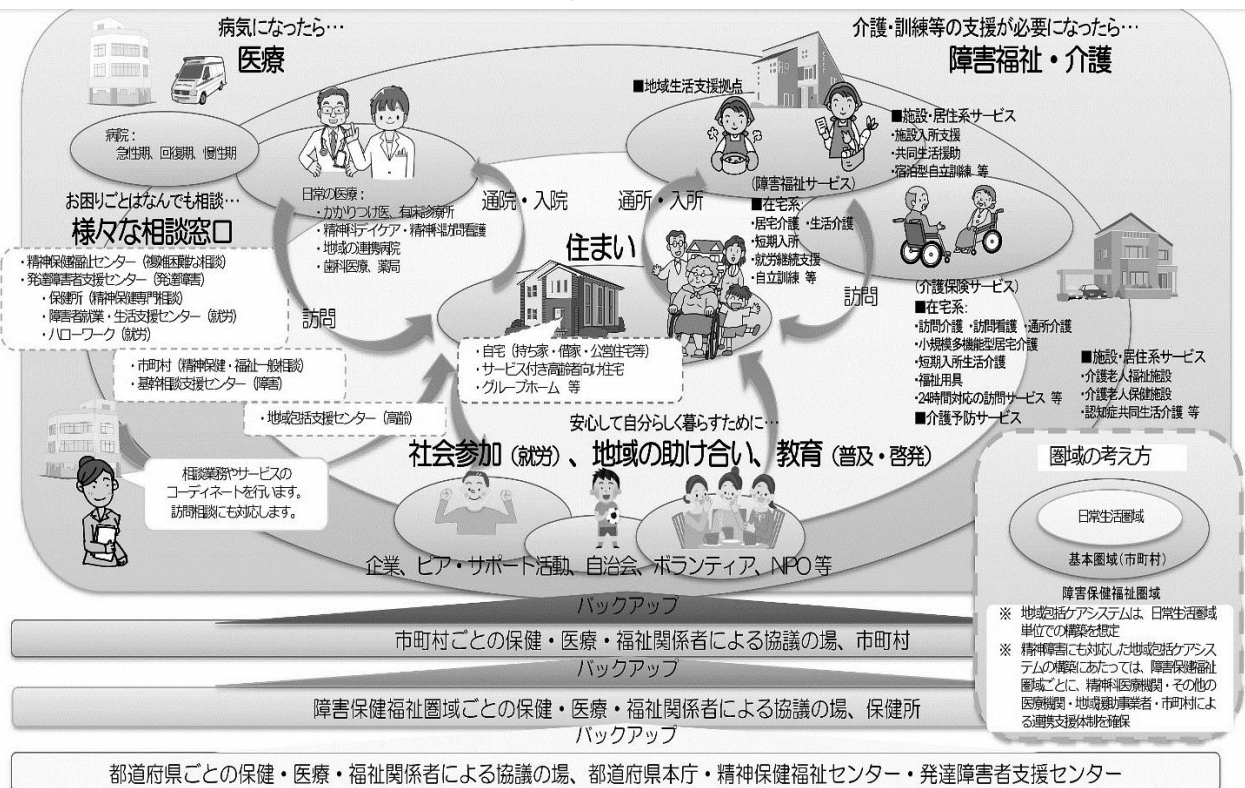
エ 社会復帰への支援（ソーシャルクラブ）

○ソーシャルクラブ「青空」では，在宅の精神障害者等を対象に，レクリエーション，料理，スポーツなどを通じて，仲間づくりや社会生活への順応性を育成しており，今後も，精神障害者等が，様々なサービスや地域の人々の支援を受けて生活できるよう支援します。

オ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○広島県，広島西障害保健福祉圏域，近隣市町と連携し，精神障害者が地域生活に移行しても，安心して自分らしく暮らせるよう，精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

【精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）】



(厚生労働省資料)

(3) 障害福祉サービス等の円滑な提供

ア 分かりやすい情報提供，相談への対応

- 障害福祉サービス等の利用方法，内容等について，分かりやすい情報提供を行うとともに，障害者等や家族への声かけなどにより周知します。
- 指定計画相談事業所と連携し，適切なサービス等利用計画の作成，サービス利用に関する相談への迅速な対応を進めます。

イ 障害福祉サービス等の充実

- 障害の状態や障害者等のライフステージ，ニーズに沿ったサービスが円滑に提供できるよう，事業者の新規参入，サービス拡大を働きかけ，サービス量の確保，充実に努めま

す。

- 「共生型サービス」の提供事業所の確保に努めます。

ウ 高齢者福祉サービスの充実

- 介護保険サービスと障害福祉サービスの連携，適切な移行を進めます。
- 大竹市地域自立支援協議会等の場を活用して，地域包括支援センターとの連携を図ります。
- 介護予防，認知症予防に関する事業の充実を図ります。

エ 地域生活支援事業の推進

- 障害者等が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，地域生活支援事業を着実に実施します。

オ 家族介護者の支援

- 家族介護者が休息の時間を確保できるよう，障害福祉サービス等を周知し，利用を促進します。
- 家族介護者の緊急時の速やかな対応や，ピアサポート等の整備に努めます。
- 介助者が抱える障害者等の将来への不安や，介助するうえでの不安などをいつでも相談できるよう，地域における相談窓口の充実を図ります。
- 各種制度を周知し，障害者等や家族の経済的不安の解消を図ります。
※ピアサポート：同じような立場にある仲間同士（ピア）の支え合い。

カ その他のサービス等の充実

- 福祉タクシー・バス利用券，福祉有償運送を周知し，障害者等の外出を支援します。
- 常時紙おむつの使用を必要とする在宅の障害者等のいる世帯を対象に，もやすごみ指定袋を無償配布する制度を周知し，障害者等のいる世帯を経済的に支援します。
- ごみステーションへのごみ出しが困難な在宅の障害者等のみの世帯を対象に，自宅を訪問して無料でごみを収集する「ふれあい戸別収集」の制度を周知し，障害者等の在宅生活を支援します。

キ 経済的支援の充実

(7) 手当・年金等の支給

- 障害者等やその家族に対して，各種手当や年金等を周知し，受給資格を有する障害者等が，確実に手当・年金等を受給できるよう支援します。

(4) 各種制度の活用

- 医療費の助成制度，広島県心身障害者扶養共済制度等，各種制度の周知，ケースに応じた制度の案内などにより，障害者等やその家族の経済的不安の解消を図り，安心して暮らせるよう支援します。

ク 障害福祉人材の育成・確保

- 広島県社会福祉人材育成センター，社会福祉協議会等と連携し，障害福祉人材の育成・

確保に向けた取組について検討します。

- 福祉分野への就業，地域福祉に関する活動への市民参加を進めるため，福祉教育，体験活動等に取り組むとともに，福祉活動にふれる機会の確保に努めます。
- 事業所間，多職種間の連携によるネットワーク構築を支援し，研修会等の合同開催，情報交換・共有，人事交流等を通じた効果的な研修の実施，人材の育成を図ります。
- 相談支援従事者研修等への参加を促進します。

(4) 発達障害に対する支援

ア 相談支援の充実

- 発達障害に関する専門的な人材を育成し，相談などへの適切な対応に努めます。
- 保育所，認定こども園，幼稚園，学校，児童館，子育て支援センター，子育て世代包括支援センター（おおたけ版ネウボラ），こども相談室，放課後児童クラブ及び担当課等が連携し，総合的な支援体制の構築に取り組みます。
- 大竹市地域自立支援協議会を中心とした総合相談支援体制の充実を図ります。
- 手帳取得が困難な場合においても，円滑に福祉サービスが受けられるよう支援します。
- 発達障害に対して適切な対応が行えるよう，家族等に対し，ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施します。

イ 療育体制の整備

- 障害児の成長段階に応じて，適切な療育等が継続的に行われるよう，サポートファイルの活用を促進するとともに，保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し，一貫した療育体制を構築します。
- 身近な地域で療育指導，相談等が受けられるよう，障害児等療育支援事業等を実施する事業所の確保に努めるとともに，効果的な運用方法，体制について検討します。
- 発達段階に応じた児童発達支援，保育所等訪問支援，放課後等デイサービス等の提供体制の整備，専門的な知識をもった職員の配置などにより，一人ひとりの状態に応じた適切な支援が行えるよう努めます。

(5) 障害児に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

- 子どもとその家族に対し，ライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう，妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援する「おおたけ版ネウボラ」をはじめ，関係機関等と連携し，総合的な支援体制の構築に取り組みます。

イ 障害児に対するサービス提供体制等の充実

- 障害児通所支援事業所の参入を促進し，ニーズに応じたサービス量を確保するとともに，支援の質の向上等に努めます。
- 障害児が地域の子ども同士とのふれあいの中で健やかに育つよう，保育所や放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- 「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，障害児のニーズに応じた子ども

も・子育て支援施策が利用できるよう、障害児の受入体制の整備を進めます。

ウ 医療的ケア児に対する支援体制の整備

- 医療的ケア児の実態把握に努めます。
- 医療的ケア児が、身近な場所で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

2 生き生きと暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 障害児の自立、社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を行います。
- 働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する総合的な支援を行います。
- 障害者等が文化・芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動等に参加しやすい環境の整備を進めます。
- 障害者等の社会参加を支援するため、移動支援の充実を図ります。

(1) 特別支援教育等の充実

ア 就学前教育、障害児保育の充実

- 保育所、認定こども園、幼稚園における障害児の受入体制の整備を促進します。
- 保育士等の専門性の向上を図るなど、障害児保育の充実に努めます。

イ 相談体制の充実

- 障害児や保護者の主体的な進路選択のための相談体制、情報提供の充実を図ります。
- こども相談室など、利用しやすい相談の場の確保と充実に努めます。
- 障害児や保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによるカウンセリング等の機会の充実を図ります。
- 高等部3年生に対し、特別支援学校と連携し、障害福祉サービスや年金制度の説明、相談窓口の案内等を行うとともに、卒業後に必要となる相談やサービス等に対応します。

ウ 就学指導体制の充実

- 障害のある児童生徒に対し、適切な就学指導を行うため、就学指導委員会の機能の充実を図ります。
- 就学先を適正に選択・決定できるよう、障害児や保護者に対する情報提供の充実を図るとともに、本人、保護者等との情報交換を十分に行い、一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えるよう努めます。

エ 教育内容等の充実

(7) 教育内容の充実

- 特別支援学級においては、障害の特性、程度に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との情報交換を行い、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。
- 学校訪問などにより特別支援学校との連携を図り、障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進します。
- 卒業後、円滑に社会の変化に適應できるよう、体験的な学習の充実、雇用・福祉・教育の一層の連携強化等により、進路指導の充実、就労支援の充実に努めます。

(4) 医療的ケア児に対する支援

- 医療的ケア児が、他の児童生徒とともに学ぶ機会を確保するため、医療的ケア児への支援体制について検討します。

オ 教育環境の向上

(7) 障害児に対する理解の促進

- 障害のない児童生徒との交流機会の確保，交流学習の実施，継続的な福祉教育の推進等により，相互に支え合う意識の醸成，障害に対する理解を深めます。
- 教職員に対し，障害に対する理解促進を図るとともに，特別支援教育の専門性を高めるための取組について検討を行います。

(4) 教育環境の整備

- 誰もが快適な学校生活を営めるよう，スロープの設置，トイレの改修など，学校施設の改造・改修を実施します。
- 障害児の教育的ニーズに応じた授業，円滑なコミュニケーションが行えるよう，ICTの活用も含め，教科書，教材，支援機器等の活用について検討を行います。

(4) 教職員の専門性の向上

- 障害の種類，特性及び程度に応じた教育が行えるよう，特別支援教育に携わる教職員の専門性及び指導力の向上並びに人材の育成等に努めます。

(2) 就労支援の充実

ア 総合的な就労支援

(7) 就労に関する情報提供等の充実

- 広島障害者職業能力開発校などで実施されている職業訓練，職業指導の紹介等を行い，障害者の就労を支援します。
- 広島西障がい者就業・生活支援センター，ハローワーク等の関係機関と連携し，市窓口や市広報，市ホームページにおいて，専門機関への紹介や福祉的就労も含めた就労情報の提供に努めます。
- 広島西障がい者就業・生活支援センターと連携し，市役所において就労相談会を実施します。

(4) 就労支援体制の充実

- 大竹市地域自立支援協議会ネットワークの中で，就労部会を定期的に開催し，就労意欲向上や企業への意識改革のための取組を実施します。
- 障害の種類，程度など，障害者一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行えるよう，広島西障がい者就業・生活支援センター，ハローワーク等の就労関係機関との連携強化に努めます。
- 障害者の能力を引き出し，職業生活に対応できる知識・技能の習得をめざす職業リハビリテーションなど，各種支援制度を周知します。
- 障害者の職場への適応を促進するため，職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を進めます。
- 障害者の一般就労を支援するため，就労移行支援事業等の提供体制の充実を図ります。

イ 障害者雇用の促進

- ハローワークと連携し、障害者雇用などの状況把握に努めます。
- 市内事業所に対し、ハローワークと市の連名による障害者雇用の依頼文を送付し、障害者雇用の理解促進、さらなる雇用拡大につながるよう努めます。
- 障害者雇用の不安を解消するとともに、事業主の障害者雇用に対する理解を深めるため、障害者のトライアル雇用を促進します。
- 市においては、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率（地方自治体の法定雇用率2.60%）を上回る障害者雇用に努めます。

ウ 多様な就業機会の確保

- 障害者が多様な働き方を選択できるよう、短時間労働、ICTを活用したテレワークの導入など、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方の普及を図ります。
- 福祉農園の整備、専門家の事業所への派遣による営農指導や技術指導など、農福連携による障害者雇用、就農について検討します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業、就労継続支援事業等について、就労の場の充実や仕事内容の多様化を働きかけます。

エ 福祉的就労の場の充実

- 就労継続支援B型事業所等における工賃向上に向け、仕事量の確保、販路拡大等に、事業所と連携して取り組みます。
- 市においては、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等の提供する物品などの優先購入を進めます。

(3) 情報アクセシビリティの向上

ア 情報のバリアフリー化

- 点訳、音訳（デージー図書）の市広報の作成などにより、障害に配慮した効果的な情報提供を行います。
- 聴覚障害、視覚障害等に配慮し、アクセシビリティの向上に資する市ホームページの作成に取り組みます。
- 災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制を整備します。

※デージー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。視覚障害や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デージーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムをいう。

※デージー図書とは、視覚障害者等向けデジタル録音図書のことで、CD 1枚におよそ60時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるといった機能がある。

イ 意思疎通支援の充実

- 手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣、設置などにより、意思疎通支援を行います。
- 広島県、社会福祉協議会と連携しながら、手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員の養成、確保に努めます。

- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、ニーズに応じた支援体制の整備に努めます。

(4) 文化・芸術活動、スポーツ等の振興

ア 生涯学習、文化・芸術活動の参加の促進

- 障害者等が活動等に参加しやすいよう、活動団体・内容等に関する情報提供を行います。
- 身近な施設において、誰もが気軽に集い、余暇活動や仲間づくりなどが行える交流の場づくりを進めます。
- 地域における障害者等の作品展の開催などにより、障害者等の活動を支援するとともに、地域住民との交流等を促進します。
- 自主的なグループ、サークル活動等を支援し、障害者等の参加を促進します。
- 地域活動等への企画・運営への障害者等の参加など、障害者等が地域活動等へ主体的に関わることができる機会の確保に努めます。
- 障害者等の文化・芸術活動を普及啓発するため、障害者等の文化芸術振興の総合的な支援拠点である「広島県アートサポートセンター」を周知します。

イ 障害者スポーツの推進

- 障害者等が参加しやすいよう各種スポーツ大会、教室などに関する情報提供を行います。
- 障害者等が自主的に開催・運営する「大竹市障害者ふれあいスポーツ大会」を支援します。
- 障害者スポーツ等の指導者やボランティアの育成、支援体制の充実に努めます。
- 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの紹介、参加機会の確保に努めます。
- スポーツ、レクリエーションを行う施設のバリアフリー化等に取り組みます。

ウ 読書バリアフリーの推進

- デージー図書、オーディオブックなどにより、視覚障害者等の図書館利用を支援します。
- 市立図書館、学校図書館における障害者等の読書環境の整備を進めます。

※オーディオブックとは、主に書籍の朗読を録音したもののこと。カセットブック、CDブック等があるが、近年、インターネットの普及により、音声データをダウンロードする形式が主流となっている。

(5) 移動の支援

ア 各種制度の周知

- 有料道路、旅客運賃における障害者割引制度、自動車税等の減免、身体障害者自動車運転免許取得費助成事業等、各種助成・補助制度を周知し、障害者等の外出を支援します。
- 福祉タクシー・バス利用券、福祉有償運送を周知し、障害者等の外出を支援します。

イ 移動支援事業等の充実

- 障害福祉サービスの同行援護、行動援護、地域生活支援事業の移動支援について、サービス内容を周知し、利用を促進します。
- 障害者等の移動支援に関するニーズを把握するとともに、ニーズに応じたサービス量を確保するため、サービス提供事業者の参入促進、地域の社会資源の活用等を図ります。

3 ふれあい豊かな共生のまちづくり

【基本的な考え方】

○誰もが暮らしやすい社会をめざし、心の中にある障壁や社会的な障壁を取り除くための取組を進めます。

(1) 障害に対する理解の促進

ア 広報・啓発活動の充実

- 「障害者週間」などの機会をとらえ、イベント等を通じた交流、啓発活動に努めます。
- 「ふれあい健康・福祉まつり」において、障害者等や福祉関係団体と市民との交流・啓発機会の創出に努めます。
- 広島県や保健所、社会福祉協議会等関係機関・団体との連携により、各種媒体や活動等を通じて、障害に対する正しい知識の普及、啓発に努め、心のバリアフリーを進めます。
- 広島県が重点的に取組を進める「あいサポート運動」による出前講座「あいサポーター研修」を継続的に実施し、障害や障害者等に対する理解や配慮が深まるよう取り組みます。

イ 差別の解消

- 障害者差別解消法に基づき、市担当課等と連携して、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

ウ 福祉教育の推進

- 障害や障害者等に対する理解を深め、相互に協力し支え合う意識を養うため、家庭、地域、学校における継続的な福祉教育を推進します。
- 小・中学校において、手話・点字の学習、ボランティア体験などに取り組みます。

エ 交流活動の推進

- 公民館、集会所、学校などの地域資源を活用し、年齢や障害などに関係なく、地域住民が気軽に集える場づくりやふれあえる機会づくりに努めます。
- 市内の福祉施設で行われる行事への地域住民の参加を促進するとともに、福祉施設の地域開放など、広く住民と交流できる機会づくりに努めます。
- 小・中学校における障害者等と児童生徒との交流機会の確保、交流学习の実施等により、相互に支え合う意識の醸成、障害に対する理解を深めます。

オ 障害者団体の支援

- 各種団体の活動を市広報やチラシなどにより周知します。
- 障害者団体が実施している自主的活動に対して助言するなど、その活動を支援します。
- 団体の相互連携の場としての機能をもつサントピア大竹等の施設が、気軽に利用できるよう、利用ニーズの把握に努めるとともに、利用料減免制度を周知します。
- 社会福祉協議会を中心として、障害者等に関する団体活動等を支援するボランティアの育成に努めます。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

ア 人権意識の啓発

- 偏見や差別をなくし、誰もが自分らしくありのままでいられる社会になるよう、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 人権擁護委員や人権問題啓発活動推進グループと連携して、人権教室や講演会などの開催に努めます。
- 人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談窓口の周知に努めます。
- 学校教育の場や公民館等の社会教育施設における講座の開催により、人権教育に取り組みます。

イ 権利擁護の推進

- 社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」を周知し、利用を促進します。
- 成年後見制度について、市広報などを通じて制度を周知し、適切かつ円滑な利用を促進するとともに、手続きの支援等を行います。
- 相談支援事業所、関係課、関係団体、広島県等と連携し、障害者等の権利擁護や権利行使についての学習機会の確保、市民への啓発活動を実施します。

ウ 虐待の防止

- 障害者虐待防止法に関する広報、啓発活動を行うとともに、同法に基づき、障害者虐待の防止、養護者に対する支援に取り組みます。
- 大竹市虐待等防止ネットワークを周知するとともに、地域活動団体、関係機関等と連携し、障害者等に対する虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくりに取り組みます。
- 事業所等に対し、広島県が実施する虐待防止・権利擁護研修会の受講の徹底を図ります。

(3) 消費者被害の防止

- 消費者被害の防止と救済のため、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者被害に関する、分かりやすい周知、啓発に努めます。

(4) 行政サービス等における配慮

ア 窓口業務での配慮

- 行政窓口等においては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁を取り除くための合理的配慮(障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供すること)を行います。
- 市職員に対する研修会の実施等を通じて、障害に対する理解を深めるとともに、障害者等への配慮の徹底を図ります。
- 障害者施策に関する情報提供、緊急時における情報提供等を行う場合には、障害特性に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

イ 選挙等における配慮

- 投票所のバリアフリー化，障害者の利用に配慮した案内方法や投票設備の設置など，投票所における投票環境の向上に努めます。
- 指定病院等における不在者投票，郵便等による投票など，投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

4 安全で快適に暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 地域において、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
- 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化など、まちのバリアフリー化を進めます。
- 災害時における安全の確保，防犯対策，交通安全対策に取り組みます。

(1) 安心して暮らせる住まいの確保

ア 住宅改修の促進

- 日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）），大竹市住宅リフォーム事業等を周知し，利用を促進します。
- 住宅リフォームに関する相談に適切に対応できるよう，関係課と連携して，相談体制の構築に努めます。

イ グループホームの整備の促進

- 社会福祉法人や近隣市町などと連携し，グループホームの整備を促進します。
- グループホームに対する地域住民の理解を深め，安心して生活できる環境づくりに努めます。

ウ 障害者向け住宅の確保

- 市営住宅の建替等に当たっては，障害者等の利用に配慮した設備等を備えた住宅の確保に努めます。

エ 民間賃貸住宅等への入居の支援

- 民間賃貸住宅等への入居を希望する障害者に対し，広島県あんしん賃貸支援事業の利用を促進するとともに，広島県居住支援協議会を活用し，効果的な情報提供を行います。

(2) まちのバリアフリー化の推進

ア 福祉のまちづくりの推進

- バリアフリー法，広島県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。
- 施設整備やまちづくり事業の際には，ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。
- 障害者等の外出を支援するため，障害者専用駐車スペースの確保を促進するとともに，専用スペースを利用しやすくするための「思いやり駐車場制度」を周知します。

イ 公共施設のバリアフリー化

(ア) 公共施設整備の推進

- 誰もが安全で快適に利用できる公共施設整備を推進します。
- 障害者等の利用に配慮し，主な公共施設への多目的トイレ（オストメイト対応多目的トイレ）の整備を進めます。

(イ) 道路，歩行者空間のバリアフリー化

- バリアフリー基本構想制度に基づき，国や広島県と連携を図り，道路空間のバリアフリー化を推進します。
- 「大竹市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき，歩道と車道の段差解消，視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善に努めるとともに，放置自転車や歩行に支障のある看板の撤去等，誰もが安全に安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- 音響式信号機など，交通安全施設の整備を関係機関に要請します。

(ウ) 公園の整備

- 身近なふれあいの場である公園については，「大竹市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき，出入口の段差解消，利用しやすいトイレの整備，ベンチの設置などにより，ユニバーサルデザインに配慮した公園となるよう努めます。

ウ 公共交通機関のバリアフリー化

- 低床バスの導入を進めます。
- 市内ＪＲ各駅において，段差の解消，エレベーター等の設置について交通事業者に働きかけを行い，バリアフリー化を促進します。
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供について，様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

(3) 災害時等支援体制の構築

ア 緊急時の対応

- 障害者等の緊急時に，ＦＡＸや電子メールによる119番通報のほか，スマートフォン等を利用した「大竹市NET119緊急通報システム」により消防署に通報できる体制を整備しており，障害者等の日常生活の安全・安心を確保するため，引き続き，通報事前登録を促進します。

イ 災害時支援体制の充実

(ア) 障害者等への情報提供

- 地域におけるハザードマップの作成・配布により，あらかじめ，災害時の危険度や避難場所を周知し，障害者等の安全を確保します。
- 情報を必要とする障害者等や介助者が，迅速かつ確実に情報を入手できるよう，緊急速報メール，防災行政無線，広島県「広島県防災Web」などの情報伝達手段を周知し，利用を促進します。
- 災害時に，要配慮者（高齢者，障害者，乳幼児等）に対して正確な防災情報の提供がなされるよう，自主防災組織及び地域住民と連携し，情報伝達体制の整備に努めます。

(イ) 避難の支援

- 緊急時の迅速な対応につなげるため，避難行動要支援者を把握し，名簿への登録を呼び

かけるとともに、同意を得た障害者等の名簿を自主防災組織等と共有し、災害時における避難誘導に活用することで、迅速な避難につなげます。

- 避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）の作成に努めます。
- 要配慮者の避難誘導について、地域住民と避難支援体制を構築し、避難誘導方法の確認、避難に関する情報の共有、意識の醸成に努めるとともに、地域における避難訓練等の取組を支援します。
- 緊急通報システムの利用拡大を図ります。

(ウ) 避難所の整備

- 障害者等の避難生活を支えるため、避難所における受入体制の整備，安心して生活できる避難施設の確保，補装具や医療品等の備蓄など，関係機関の連携強化による避難生活支援のための体制を構築します。
- 福祉避難所の充実に努めます。

(エ) 自主防災組織の整備

- 自治会に自主防災組織結成の働き掛けを行い，組織の結成，拡大を図るとともに，その活動を支援します。
- 災害時に備え，組織間の協力体制の構築，講習会の開催，広報等を行い，地域における防災意識の向上，活動の活性化を図ります。

(4) 防犯対策の充実

- FAXや電子メール等による110番通報，スマートフォン等を利用した緊急通報「110番アプリシステム」について周知します。
- 障害者等が安全に，安心して暮らせるよう，大竹市防犯連合会や警察，PTA，市などで構成される地域防犯連絡会により，地域の防犯活動の強化に努めます。
- 障害者施設等を利用する障害者等が安心して生活できるよう，防犯に関する安全確保のための施設整備，点検等の取組を促進するとともに，関係機関や地域住民等と連携し，安全確保体制の構築を図ります。

(5) 交通安全対策の充実

- 障害者等が安心して外出できるよう，交通安全運動等を通じた交通安全意識の向上を図るとともに，安全な交通環境の整備に努めます。

5 地域で支える総合的な体制づくり

【基本的な考え方】

- 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、障害者等やその家族が、地域において安心して暮らし続けることができるよう、居住支援機能をもつ地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- 障害者等の地域における生活を支援するため、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域福祉を推進します。
- 障害者等が円滑に情報を取得するとともに、意思疎通を行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

(1) 地域共生社会の実現

- 基幹相談支援センターの設置を進め、当該センターを中心とした包括的な相談支援体制の充実、住民主体の地域づくり、地域課題の解決に向けた取組等により、地域共生社会の実現を目指します。
- 障害者等の地域生活を支えるとともに、障害の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援などを行う「地域生活支援拠点等」について、広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し、整備を進めます。

(2) 総合的な相談支援体制の構築

ア 人材の養成・確保

- 相談支援従事者に対する研修等の実施により、相談業務の質の向上を図ります。
- 民生委員児童委員協議会等と連携し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

イ 身近な地域における相談体制の充実

- 大竹市地域自立支援協議会の円滑な運営と機能強化を図ります。
- 障害者等がいつでも気軽に相談できるよう、分かりやすい相談窓口の設置を進め、周知します。
- 障害者等や家族、介助者等からの様々な相談に対し、必要な情報提供、助言等を行う相談支援事業を周知し、障害者等の地域生活を支援します。

ウ 総合的な相談支援体制の構築

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 大竹市地域自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図りながら、適切に相談に対応できる体制を強化します。

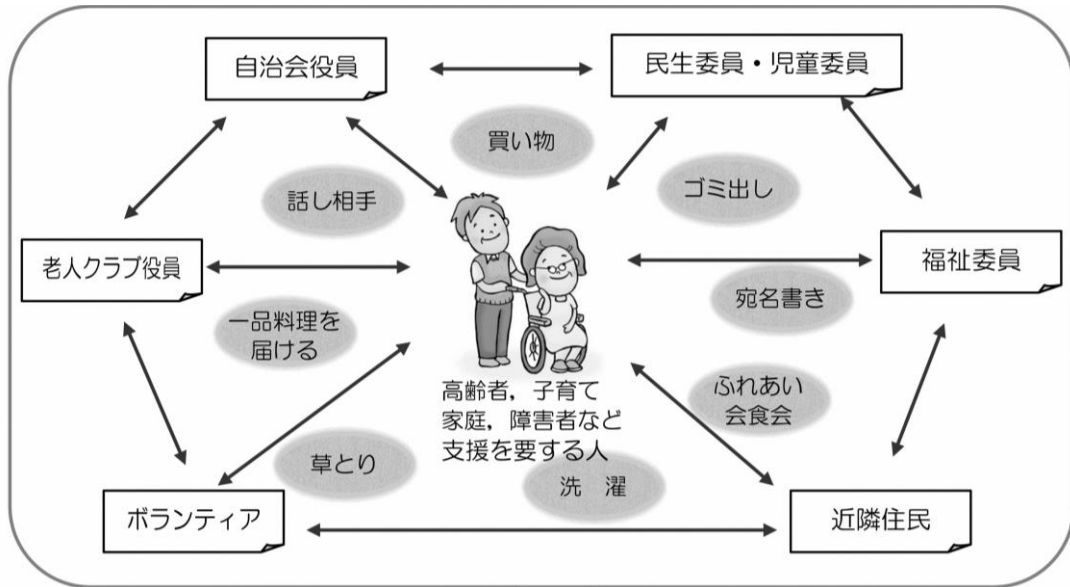
(3) 地域福祉の推進

ア 地域福祉活動の推進

- 「第3期大竹市地域福祉計画」に基づき、計画的かつ総合的な地域福祉の推進に努めます。

- 地域ケア会議などを利用して、地域の困りごとを地域住民と一緒に考える取組を進めます。
- 社会福祉協議会と自治会、民生委員・児童委員等による小地域ネットワーク活動の取組を中心として、関係者等が重層的に支え合う仕組みを整備します。
- 地域で気軽に集える場づくりと地域福祉活動の拠点となる施設の機能の充実を図ります。

【小地域ネットワーク活動による支え合いの仕組み】



イ ボランティア等の育成, 支援

- 社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 各種広報, 市ホームページ, 講演会などの機会を活用し、ボランティアやNPOに関するさまざまな情報提供や啓発を行い、広く市民の関心と参加を促進します。
- ボランティア団体同士の連携を図り、情報共有がなされるよう支援するとともに、ボランティア活動の場の提供に配慮します。

第8章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、基本指針に即して策定します。

(1) 基本的理念

基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本的理念として、次の事項が示されています。

- | |
|---|
| <p>① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者等が障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本とした共生社会の実現 <p>② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者等の誰もが、障害種別によらず障害福祉サービスを受けられるよう、市町村を実施主体としたサービスの充実 <p>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源を最大限に活用し、地域全体で支えるシステムの実現・地域生活を希望する障害者が、地域での暮らしを継続するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の整備・精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築 <p>④ 地域共生社会の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現 <p>⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <ul style="list-style-type: none">・障害の疑いがある段階から、身近な地域においてライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できる地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進・医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 <p>⑥ 障害福祉人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・安定的な障害福祉サービス等、障害福祉に関する事業の実施のために必要な提供体制の確保とそれを担う障害福祉人材の確保 <p>⑦ 障害者の社会参加を支える取組</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進・読書バリアフリー法（令和元年法律第49号）を踏まえた視覚障害者等の読書環境の計画的な整備 |
|---|

(2) 基本的考え方

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、次の事項が示されています。

ア 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① **全国で必要とされる訪問系サービスの保障**
 - ・訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援）の保障
- ② **希望する障害者等への日中活動系サービスの保障**
 - ・日中活動系サービス（療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援及び地域活動支援センター）の保障
- ③ **グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**
 - ・グループホームの充実，自立生活援助等の推進による入所等から地域生活への移行
 - ・訪問系サービス，日中活動系サービスの保障による障害者等の地域生活の維持及び継続
 - ・地域生活支援の機能を強化するための地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実
- ④ **福祉施設から一般就労への移行等の推進**
 - ・就労移行支援事業，就労定着支援事業等の推進による障害者の福祉施設から一般就労への移行・定着
- ⑤ **強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実**
 - ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して，適切な支援を行うための人材育成等を通じた支援体制の整備
- ⑥ **依存症対策の推進**
 - ・地域における多様な機関の密接な連携による依存症である者等及びその家族に対する支援

イ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① **相談支援体制の構築**
 - ・福祉全般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備，相談支援を行う人材の育成支援，個別事例における専門的な指導や助言，特定相談支援事業所の充実 等
 - ・地域における相談支援体制に係る検証・評価を行うとともに，総合的な相談支援体制，専門的な指導・助言，人材育成等，各種機能の更なる強化・充実に向けた検討
- ② **地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**
 - ・地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
 - ・障害者等が地域における生活を継続できるための自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③ **発達障害者等に対する支援**
 - ・発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられる体制の整備
 - ・発達障害者等及び家族等への支援体制の確保
 - ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保
- ④ **協議会の設置等**
 - ・関係機関，関係団体，障害者等及びその家族，障害者等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会の設置等

ウ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

- ・ 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援が身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備
- ・ 児童発達支援センターに係る重層的な障害児通所支援の体制の整備，地域支援機能の強化による障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ・ 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と支援内容の適正化

② 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・ 障害児通所支援の体制整備に係る保育所や認定こども園，放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携
- ・ 障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるための関連施策，関連部局との連携
- ・ 学校，障害児通所支援事業所や障害福祉サービス提供事業所等の緊密な連携
- ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたり，学校の空き教室の活用等，関連施策との緊密な連携を促進することができる実施形態の検討
- ・ 保育，保健医療，教育等の関係機関との連携による難聴児の支援

③ 地域社会への参加・包容の推進

- ・ 保育所等訪問支援を活用した障害児の保育所等の育ちの場での支援による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・ 重症心身障害児が身近な地域の児童発達支援，放課後等デイサービス等を受けられる等支援体制の充実
- ・ 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるための障害児支援等の充実，総合的な支援体制の構築
- ・ 心身の状況に応じた支援を受けられるよう，保健，医療，障害福祉，保育，教育等の各関連分野の関係者の連携を図るための協議の場の設置等，総合的な支援体制の構築
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する適切な支援ができる体制の整備
- ・ 虐待を受けた障害児に対する状況等に応じたきめ細やかな支援

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

- ・ 障害の疑いがある段階からの障害児本人や家族に対する継続的な相談支援，関係機関をつなぐ役割など重要な役割を担う障害児相談支援の質の確保と提供体制の構築

2 重点的な取組の方針

計画期間中の重点的な取組事項は、次のとおりとします。

(1) 地域生活の支援

障害者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民等の障害や障害者等に対する理解を深めるとともに、地域住民、関係機関、サービス事業所等との連携、ネットワークの構築などにより、地域全体で障害者等とその家族を支える仕組みづくりに取り組みます。

また、広島県や広島西障害保健福祉圏域、近隣市町等と連携し、障害者等の地域生活を支援するための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等について、整備を進めます。

(2) 地域生活への移行の支援

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備等による居住の場の確保、地域移行支援、地域定着支援等の相談支援事業の周知と提供体制を整備するなど、地域生活への移行に関する支援体制の構築を進めます。

また、退所後の生活を見据え、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携強化を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の提供基盤の整備

障害福祉サービス等の円滑な利用を図るため、計画相談支援や障害児相談支援に関する情報提供を行うとともに、事業所等と連携して、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

障害福祉サービス等に対する障害者等のニーズを把握し、適切に対応できるよう、事業所等と連携し、サービス提供基盤の整備を進めます。

年齢や障害の程度に関わらず、高齢者や障害者等が共に利用できる「共生型サービス」の提供事業所の確保に努めます。

広島県社会福祉人材育成センター、社会福祉協議会等と連携し、障害福祉人材の確保、育成に向けた取組について検討します。

(4) 就労の促進

福祉施設から一般就労への移行を支援するため、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の障害福祉サービスを周知し、利用を促進するとともに、広島西障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所等との連携による企業開拓を進めます。

また、大竹市地域自立支援協議会において、就労部会を定期的開催し、就労意欲向上や企業への意識改革のための取組を実施します。

(5) 社会参加の促進

障害者等が芸術及び文化活動、スポーツ活動等に参加しやすいよう、移動支援の充実、同行サポーターの確保など、外出するための支援の充実を図るとともに、障害者等の能力や可能性を発揮する機会の確保、地域住民の障害への理解と認識を深めます。

(6) 相談支援体制の充実

大竹市地域自立支援協議会等と連携し、情報共有、地域の実情を踏まえた対応策の協議等を行い、障害者等やその家族からの相談に迅速かつ適切に対応するなど、相談支援体制の充実に努めます。

また、相談窓口を周知するとともに、相談に携わる市職員等に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上、人材の育成等を図ります。

(7) 障害児支援の体制整備

障害児とその家族に対し、障害に気づいた段階から、ライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援をする「おおたけ版ネウボラ」をはじめ、子育て支援施策、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関や事業所等と連携し、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

また、障害児のニーズに対応した障害児通所支援が利用できるよう、事業所等と連携し、サービス提供体制の整備を進めます。

発達障害に関して、早期に適切な療育が提供できるよう、発達障害に関する知識の普及、福祉サービス等や専門機関に関する情報提供、療育支援体制の整備の検討を進めるとともに、家族等に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施します。

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、広島西障害保健福祉圏域等で連携し、関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

「大竹市子ども・子育て支援事業計画」と連携し、総合的な障害児支援の体制とサービスの充実に努めるとともに、教育、保育等の関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に対して、必要な支援を身近な場所で提供する体制の構築に取り組みます。

3 障害者等の将来見通し

障害者等の将来見通しは、将来人口に対する障害者等の割合を想定して推計しました。推計結果は次のとおりです。

(1) 身体障害者等

令和5年度の身体障害者等は、約1,050人になるものと見込まれます。

表 身体障害者等の推計 (人)

	令和2年度	推 計		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	19	20	20	20
18～64歳	255	250	260	250
65歳以上	784	790	780	780
合 計	1,058	1,060	1,060	1,050

(2) 知的障害者等

令和5年度の知的障害者等は、約230人になるものと見込まれます。

表 知的障害者等の推計 (人)

	令和2年度	推 計		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	38	40	40	40
18～64歳	165	160	160	160
65歳以上	27	30	30	30
合 計	230	230	230	230

(3) 精神障害者等

令和5年度の精神障害者等は、約330人になるものと見込まれます。

表 精神障害者等の推計 (人)

	令和2年度	推 計		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	8	10	10	10
18～64歳	207	220	230	250
65歳以上	66	70	70	70
合 計	281	300	310	330

【推計方法】

- ・将来人口：今回推計による。（平成27年国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所推計（平成30年3月）を用いて推計した。）
- ・障害者数推計：将来人口に障害者等出現率を乗じて推計（令和2年度障害者数は，令和2年4月1日時点）<障害者出現率の設定>
- ・身体障害者等：0～17歳，65歳以上はH30～R2の平均値，18～64歳はH30～R2の年上昇率を参考に設定
- ・知的障害者等：0～17歳はH30～R2の平均値，18～64歳，65歳以上はH30～R2の年上昇率を参考に設定
- ・精神障害者等：各年齢層とも，R1～2の年上昇率を参考に設定

4 成果目標の設定

基本指針，広島県の考え方にに基づき，本計画における成果目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに，福祉施設入所者の削減数目標を1人とします。

項目	現状 (R元年度) 施設入所者 ①	目標 (R5年度)			参考／基本指針 (削減割合目標)
		施設入所者 ②	削減者数 ③ (①-②)	削減割合 ③/①*100	
福祉施設入所者の削減	39人	38人	1人	2.6%	・現状の1.6%以上

注：令和元年度は3月実績

また，令和5年度末までに，福祉施設から地域生活への移行者数目標を3人とします。

項目	現状 (R元年度) 施設入所者 ①	目標 (R5年度)		参考／基本指針 (移行率目標)
		地域生活への 移行者 ②	移行率 ②/①*100	
地域生活への移行	39人	3人	7.7%	・現状の6.0%以上

注：令和元年度は3月実績

(2) 地域生活支援拠点等の整備等

令和5年度末までに，広島西障害保健福祉圏域，近隣市町と連携し，地域生活支援拠点等を整備します。

また，地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討について，年1回実施します。

項目	現状 (R元年度)	目標 (R5年度)	参考／基本指針
地域生活支援拠点等の整備	未整備	整備	・各市町又は各圏域単位で1つ以上確保
地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた検証及び検討	-	1回/年	・機能充実のため，年1回運用状況を検証及び検討

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

令和5年度中に，福祉施設利用から一般就労への移行者数目標を5人（現状の1.25倍）とし，そのうち，就労移行支援事業利用者を2人（現状維持），就労継続支援A型利用者を2人（現状維持），就労継続支援B型利用者を1人とします。

項目	現状 (R元年度) 移行者数 ①	目標 (R5年度)		参考/基本指針 (移行割合目標)
		移行者数 ②	移行割合 ②/①	
福祉施設利用から一般就労移行者(a)	4人	5人	1.25倍	・現状の1.27倍以上
aのうち就労移行支援事業利用者	1人	2人	1.0倍	・現状の1.30倍以上
aのうち就労継続支援A型利用者	2人	2人	1.0倍	・現状の1.26倍以上
aのうち就労継続支援B型利用者	1人	1人	-	・現状の1.23倍以上

※福祉施設：生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

イ 就労定着

令和5年度に，福祉施設利用から一般就労に移行する者（5人）のうち，就労を継続する期間が6か月経過した人数の目標を5人とします。また，就労を継続する期間が6か月経過した者（5人）のうち，就労定着支援事業の利用者数目標を3人（利用割合6割）とします。

基本指針では，「就労定着支援事業所のうち，就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上」とする目標が掲げられていますが，本市においては現在，就労定着支援事業所が開設されていないことから，近隣市町と連携し，サービス提供量を確保します。

項目	目標 (R5年度)				参考/基本指針 (就労定着事業利用割合)
	福祉施設利用から一般就労移行者(a) ①	aのうち就労を継続する期間が6か月経過した人数(b) ②	bのうち就労定着支援事業利用者 ③	利用割合 ③/②	
就労定着支援	5人	5人	3人	6割	・一般就労移行者数のうち7割

※福祉施設：生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは，広島西障害保健福祉圏域において整備されており，運営体制の充実を図ります。

また，保育所等訪問支援を利用できる体制については，既に構築されており，今後も充実を図ります。

項目	現状 (R元年度)	目標 (R5年度)	参考/基本指針
児童発達支援センターの設置	1か所	継続 (1か所)	・各市町村に少なくとも1カ所以上設置を基本 ・単独での設置が困難な場合は圏域でも可
保育所等訪問支援の体制の構築	構築済	継続	・全市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本 ・単独での設置が困難な場合は圏域でも可

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、広島西障害保健福祉圏域において整備されており、運営体制の充実を図ります。

項目	現状 (R元年度)	目標 (R5年度)	参考／基本指針
児童発達支援事業所の確保	1か所	継続 (1か所)	<ul style="list-style-type: none"> 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保を基本 単独での確保が困難な場合は圏域でも可
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	継続 (1か所)	

ウ 医療的ケア児に対する支援

令和5年度末までに、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

また、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実を図ります。

項目	現状 (R元年度)	目標 (R5年度)	参考／基本指針
関係機関の協議の場の設置	未設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> 県、圏域及び市において、関係機関等が連携するための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本 単独での確保が困難な場合は、県が関与した上での圏域での設置も可
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、大竹市地域自立支援協議会、相談支援事業所と連携し、総合的、専門的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	目標(R5年度)	参考／基本指針
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> 大竹市地域自立支援協議会、相談支援事業所との連携による総合的、専門的な相談支援体制の充実・強化 事業所等に対する各種研修会等の情報提供による相談支援専門員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 市又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保を基本

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、大竹市地域自立支援協議会との連携を強化し、事業者が利用者に対して、真に必要なとするサービスを適切に提供することができるよう努めます。

項目	目標(R5年度)	参考／(基本指針)
質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 大竹市地域自立支援協議会との連携による情報交換、意見交換、勉強会の実施 広島県が実施する研修の周知、積極的な参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を基本

5 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の見込量は、利用実績、障害福祉に関するアンケート結果等を考慮して設定しました。

(1) 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

(ア) サービスの種類、内容

訪問系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 訪問系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護（入浴、排せつ、食事等）、家事（調理、洗濯、掃除等）、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。
行動援護	常に介護が必要で、行動に困難がある知的障害者等や精神障害者等に対し、行動時の危険回避のための援助や外出時の移動の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、特に介護の必要度が高い場合に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(イ) 見込量

訪問系サービスの見込みは、次のとおりとします。

表 訪問系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	利用者数	人/月	32	33	33	33	・実績、利用意向等を参考に設定
	利用時間	時間/月	623	627	627	627	
重度訪問介護	利用者数	人/月	0	2	2	2	・実績、利用意向等を参考に設定
	利用時間	時間/月	0	280	280	280	
同行援護	利用者数	人/月	1	3	3	3	・実績、利用意向等を参考に設定
	利用時間	時間/月	7	24	24	24	
行動援護	利用者数	人/月	0	1	1	1	・外出の支援、利用意向高い ・1人を見込む。
	利用時間	時間/月	0	30	30	30	
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	1	1	1	・在宅生活の支援 ・1人を見込む。
	利用時間	時間/月	0	30	30	30	

注-1：令和2年度は10月実績

-2：利用意向は「障害者等に対するアンケート」による。（以下同様）

イ 日中活動系サービス

(7) サービスの種類、内容

日中活動系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 日中活動系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
生活介護	常に介護が必要な人に、主に昼間、事業所において、介護、家事、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者または難病患者等に対し、事業所や居宅等において、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者または精神障害者に対し、事業所や居宅等において、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人で、事業所への雇用が可能と見込まれる人に対して、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、職場探し、就労に関する相談や支援などを行います。
就労継続支援 A型	企業等への就労は困難だが、継続的な就労が可能な65歳未満の障害のある人で雇用契約等に基づき就労する人に対して、事業所において、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B型	就労経験はあるが雇用が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが雇用に結びつかなかった障害のある人に対し、雇用契約はせず、生産活動等の機会の提供、就労移行へ向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したが、生活面での課題が生じている人に対し、施設職員による企業・自宅等への訪問や来所により課題を把握するとともに、課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常時介護が必要な障害のある人に対し、医学的管理の下、介護、日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の管理、看護等を行います。医療機関において、医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供するものです。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が、病気等で介護ができない場合、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

(イ) 見込量

日中活動系サービスの見込みは、次のとおりとします。

表 日中活動系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用者	人/月	72	73	74	75	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	1,350	1,460	1,480	1,500	
自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	0	1	1	1	・在宅生活の支援 ・1人を見込む。
	利用量	人日/月	0	20	20	20	
自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	2	3	3	3	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	29	39	39	39	
就労移行支援	利用者	人/月	3	5	5	5	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	59	80	80	80	
就労継続支援A型	利用者	人/月	18	17	17	17	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	389	357	357	357	
就労継続支援B型	利用者	人/月	63	65	66	66	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	1,124	1,040	1,056	1,056	
就労定着支援	利用者	人/月	2	2	2	3	・実績，利用意向等を参考に設定
療養介護	利用者	人/月	13	15	15	15	・実績，利用意向等を参考に設定
短期入所(福祉型)	利用者	人/月	23	26	27	28	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	211	182	189	196	
短期入所(医療型)	利用者	人/月	0	1	1	1	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	0	22	22	22	

注：令和2年度は10月実績

ウ 福祉施設から一般就労への移行者数の見込み

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数について、次のとおりとします。

表 就労移行支援事業等利用者のうち一般就労への移行者数の見込み

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労移行支援事業利用	移行者	人/年	0	1	1	2	・成果目標を受けて設定
就労継続支援A型事業利用	移行者	人/年	0	1	1	2	
就労継続支援B型事業利用	移行者	人/年	0	0	0	1	

注：令和2年度は見込み

エ 居住系サービス

(7) サービスの種類、内容

居住系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 居住系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
共同生活援助（グループホーム）	身体、知的又は精神障害のある人に対し、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等での生活から、ひとり暮らしへの移行を希望する人に対して、安心して地域で生活できるよう施設の職員が一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメール等で随時対応します。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間、介護（入浴、排せつ、食事等）、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

(4) 見込量

居住系サービスの見込みは、次のとおりとします。

表 居住系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
共同生活援助	利用者	人/月	13	16	24	24	・実績、利用意向等を参考に設定
自立生活援助	利用者	人/月	0	1	1	1	・地域生活を支援 ・1人を見込む。
施設入所支援	利用者	人/月	35	39	39	38	・実績、利用意向等を参考に設定

注：令和2年度は10月実績

オ 相談支援

(7) サービスの種類、内容

相談支援の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援の種類、内容等

種類	サービスの内容等
計画相談支援	適切に障害福祉サービスが利用できるよう「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	施設等から退所、病院から退院後、地域生活への移行を希望する人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談など、地域生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	地域生活を継続するため、緊急時等の支援が必要な単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた時に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(イ) 見込量

相談支援の見込みは、次のとおりとします。

表 相談支援の見込量

種 類	区分	単位	令和2 年 度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	
計画相談支援	利用者	人/月	56	56	58	60	・実績を参考に設定
地域移行支援	利用者	人/月	0	1	1	1	・地域生活への移行促進 ・1人を見込む。
地域定着支援	利用者	人/月	0	1	1	1	・地域生活の定着促進 ・1人を見込む。

注：令和2年度は10月実績

(2) 障害児を対象としたサービス等（児童福祉法に基づくサービス）

ア 相談支援

(ア) サービスの内容

障害児相談支援は、障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後の連絡調整、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行うものです。

(イ) 見込量

障害児相談支援の見込量は、次のとおりとします。

表 障害児相談支援の見込量

種 類	区分	単位	令和2 年 度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	
障害児相談支援	利用者	人/月	14	15	16	17	・実績を参考に設定

注：令和2年度は10月実績

イ 障害児通所支援

(ア) サービスの種類、内容

障害児通所支援の種類、内容は次表のとおりです。

表 障害児通所支援の種類、内容等

種類	サービスの内容等
児童発達支援	障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 (医療的管理下での支援や理学療法等の機能訓練が必要と認められた肢体不自由児には「医療型児童発達支援」を行います。)
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童に対し、児童発達支援サービスと治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、施設の職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどに、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害児に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(イ) 見込量

障害児通所支援の見込量は、次のとおりとします。

表 障害児通所支援の見込量

種 類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用者	人/月	8	14	14	14	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	78	98	98	98	
医療型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1	1	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	0	4	4	4	
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1	1	・在宅生活の支援 ・1人を見込む。
	利用量	人日/月	0	2	2	2	
放課後等デイサービス	利用者	人/月	40	40	41	42	・実績，利用意向等を参考に設定
	利用量	人日/月	566	600	615	630	
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	1	1	1	・提供体制の整備 ・1人を見込む。
	利用量	人日/月	0	1	1	1	

注：令和2年度は10月実績

ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて，関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を進めます。

表 医療的ケア児コーディネーターの配置見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備 考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
コーディネーターの配置	配置人数	人/年	1	1	1	2	・引き続き，コーディネーターの育成に努める。

注：令和2年度は見込み

(3) 子ども・子育て支援施策

ア 子ども・子育て支援施策の種類、内容

本市において実施している子ども・子育て支援施策の種類、内容は次のとおりです。

障害児やその保護者が、子ども・子育て支援施策の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

表 子ども・子育て支援施策の種類、内容等

種類	内容等
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等において、子育て中の親子の交流・育児相談などを行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に、保健師や看護師、子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、相談支援、育児・家事援助等を行います
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で子どもを一定期間預かります。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事などの理由により、平日夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設等で子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行います。
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互援助活動を行います。（令和3年度実施予定）
保育所	保護者の就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行います。
小規模保育園	保護者の就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行います。（0歳児から2歳児クラスまでの児童を対象）
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域における子育て支援も行います。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行います。
一時預かり事業	家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を対象に、主に昼間、保育所やその他の場所で一時的に預かります。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が、一時的に保育を行います。
放課後児童クラブ	保護者が、仕事などで昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、放課後及び長期休暇などに学校施設等で、遊びや生活の場を提供します。
放課後子ども教室	年長児から小学6年生までを対象に、放課後や週末などに、地域住民等と連携し、学校の校庭や教室、社会教育施設等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行います。

イ 見込量

子ども・子育て支援施策のうち、保育所、認定こども園、放課後児童クラブについて、障害児受入人数の見込量を次のとおりとします。

表 子ども・子育て支援施策の見込み（障害児受入人数の見込み）

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所	受入人数	人/年	20	20	20	20	・受入体制整備済み
認定こども園	受入人数	人/年	-	-	-	-	
放課後児童クラブ	受入人数	人/年	8	8	8	8	

注-1：実績及び見込量には、集団生活の中で配慮が必要な児童を含む。

-2：令和2年度は、保育所・認定こども園は4月1日時点、放課後児童クラブは7月1日時点

(4) 発達障害者等に対する支援

ア 発達障害者等に対する支援施策

発達障害者等に対する支援の充実を図るため、支援プログラム等の開催、ペアレントメンターの養成等を行います。

イ 見込量

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、次のとおりとします。

表 発達障害者等に対する支援等に関する見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
支援プログラム等の受講	受講者数	人/年	8	8	8	8	
ペアレントメンター	人数	人/年	0	0	1	1	
ピアサポートの活動への参加	参加人数	人/年	0	0	1	1	

注-1：令和2年度は見込み

-2：支援プログラム等は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等

※ペアレントプログラム：子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としている。

※ペアレントトレーニング：保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチのひとつ。

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」を意味し、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、次の取組を進めます。

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的に開催し、精神障害者の地域生活における課題を把握するとともに、地域生活継続のために必要な支援を行います。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
協議の場の開催	開催回数	回/年	5	6	6	6	・広島西障害保健福祉圏域
協議の場への関係者の参加	参加者数	人/回	10	10	10	10	
協議の場における目標設定及び評価	実施回数	回/年	5	6	6	6	

注-1：令和2年度は見込み

-2：関係者は、保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等

イ 精神障害者の障害福祉サービスの利用者数

精神障害者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスの周知、利用に関する支援等により、障害福祉サービスの利用を促進します。

表 精神障害者の障害福祉サービス種別の利用者数の見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
精神障害者の地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0	1	
精神障害者の共同生活援助	利用者	人/月	4	4	4	4	
精神障害者の地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1	
精神障害者の自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	1	

注：令和2年度は10月実績

ウ 精神障害者の地域生活への移行に伴う精神保健医療福祉体制の整備

精神障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携して支える体制の整備に取り組みます。

また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者及び市等との重層的な連携による支援体制の構築を進めます。

※地域援助事業者とは、精神障害者又はその家族からの相談に応じ、退院支援や地域生活支援のために必要な情報提供を行う相談支援専門員、介護支援専門員を有する相談支援事業所等のこと。

(6) 相談支援体制の充実・強化

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めるため、相談支援事業所、大竹市地域自立支援協議会と連携し、専門的な相談支援の実施、指導・助言等を行います。

表 相談支援体制の充実・強化の取組に関する見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害種別やニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	-	実施有無	実施	実施	実施	実施	・相談支援事業所との連携強化
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	助言件数	件/年	5	6	6	6	・自立支援協議会事業所部会の機会を利用
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	支援件数	件/年	1	1	1	1	・自立支援協議会合同部会の機会を利用
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	実施回数	回/年	5	6	6	6	・自立支援協議会事業所部会の機会を利用

注：令和2年度は見込み

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するため、市職員の研修への参加、障害者自立支援審査支払等システムを活用した分析などを行います。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する見込み

項目	区分	単位	令和2年度	見込量			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加	参加人数	人/年	3	3	3	3	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（事業所や関係自治体等との共有）	体制整備	-	有	有	有	有	
	実施回数	回/年	12	12	12	12	

注：令和2年度は見込み

6 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の状況等に応じて市が実施するもので、本市において実施している地域生活支援事業は、次のとおりです。

地域生活支援事業の見込量は、現在の実施・利用状況、アンケート結果等を考慮して設定しました。

表 本市において実施する地域生活支援事業

		事業名・内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業
	相談支援事業	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業
		相談支援機能強化事業	-
	成年後見制度利用支援事業		-
	意思疎通支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者・奉仕員派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業 手話通訳者設置事業
	日常生活用具給付等事業		<ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具 情報・意思疎通支援用具 自立生活支援用具 排泄管理支援用具 在宅療養等支援用具 居宅生活動作補助用具(住宅改修)
	移動支援事業		-
	地域活動支援センター		<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター事業 I 型
任意事業	身体障害者等訪問入浴サービス事業		-
	日中一時支援事業		-
	社会参加促進事業		<ul style="list-style-type: none"> 点字・声の広報等発行事業 点訳・手話・要約筆記奉仕員養成事業 自動車運転免許取得費助成事業 自動車改造費助成事業 重度身体障害者移動支援事業
	生活支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練事業 生活協力員紹介事業

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(7) 事業の種類、内容

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の内容は、次のとおりです。

表 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容等
理解促進研修・啓発事業	・あいサポートアート展や、市民、事業者に対し障害への理解を深めるための研修などを行います。
自発的活動支援事業	・障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

(4) 見込量

理解促進研修・啓発事業は引き続き実施、自発的活動支援事業は、実施に向けた検討を行います。

表 事業の実施見込み

種類	令和2年度	見込み			見込量設定の考え方
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	・引き続き実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	・引き続き実施

イ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等やその保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行い、障害者等の地域における自立した生活を支援するものです。

(7) 事業の種類、内容

相談支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容等
障害者相談支援事業	障害者等やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
相談支援機能強化事業	専門的な能力を有する職員を配置し、支援困難事例への対応等各相談支援事業者への専門的な指導、助言などを行います。

(4) 見込量

相談支援事業の見込みは、次のとおりとします。

表 相談支援事業の見込量

種類	区分	単位	令和2年度	見込み			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害者相談支援事業	実施か所	か所	4	4	4	4	・引き続き4か所で実施
相談支援機能強化事業	-	-	実施	実施	実施	実施	・引き続き実施

ウ 成年後見制度利用支援事業

(7) 事業の内容

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、障害者の権利擁護を図るものです。

(イ) 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込みは、次のとおりとします。

表 成年後見制度利用支援事業の見込量（年間）

種 類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/年	1	1	1	1	・利用意向高い。 ・1人を見込む。

注：令和2年度は見込み

エ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、円滑な意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行い、日常生活上の意思疎通を支援するものです。

(7) 事業の種類、内容

意思疎通支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 意思疎通支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容等
手話通訳者・奉仕員派遣事業	聴覚障害者等の外出時など手話通訳が必要な場合に、手話通訳者、手話奉仕員の派遣を行います。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者等の社会参加、意思疎通の円滑化等を図るため、要約筆記奉仕員の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話を必要とする聴覚障害者等の社会生活のコミュニケーションを円滑に行うため、聴覚障害者等が利用する場所に、手話通訳者を設置するものです。

(イ) 見込量

意思疎通支援事業の見込みは、次のとおりとします。

表 意思疎通支援事業の見込量

種 類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話通訳者・奉仕員派遣事業	利用件数	件/月	2	2	2	2	・実績を参考に設定
要約筆記奉仕員派遣事業	利用件数	件/月	3	3	3	3	・実績を参考に設定
手話通訳者設置事業	-	-	設置	設置	設置	設置	・広島市との連携によるインターネットを利用したオンライン上での対面通訳

注：令和2年度は10月実績

オ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活の利便性と自立度を高めるため、日常生活用具を必要とする障害者、難病患者等に対し、日常生活用具を給付または貸与するものです。

(7) 事業の種類等

日常生活用具給付等事業の種類等は次表のとおりです。

表 日常生活用具給付等事業の種類等

種類	品目（例示）
介護・訓練支援用具	特殊寝台，特殊マット，移動用リフト 等
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具，便器，火災警報器 等
在宅療養等支援用具	吸入器，電気式たん吸引器，盲人用体温計 等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置，点字器，聴覚障害者用通信装置 等
排泄管理支援用具	紙おむつ等，ストマ装具 等
居宅生活動作補助用具	住宅改修費

(イ) 見込量

日常生活用具給付等事業の見込量は、次のとおりとします。

表 日常生活用具給付等事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護・訓練支援用具	給付数	件/年	0	3	3	3	・実績等を参考に設定
自立生活支援用具	給付数	件/年	1	6	6	6	
在宅療養等支援用具	給付数	件/年	3	3	3	3	
情報・意思疎通支援用具	給付数	件/年	2	3	3	3	
排泄管理支援用具	給付数	件/年	256	700	700	700	
居宅生活動作補助用具	給付数	件/年	0	2	2	2	

注：令和2年度は10月末時点の決定件数

カ 移動支援事業

(7) 事業の内容

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者等に対し、自立生活の支援及び社会参加の促進のため、外出の支援を行います。

(イ) 見込量

移動支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 移動支援事業の見込量

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
移動支援事業	利用者数	人/月	17	24	25	25	・利用意向高い。 ・実績，利用意向等を参考に設定
	利用時間	時間/月	161	336	350	350	

注：令和2年度は10月実績

キ 地域活動支援センター

(7) 事業の内容

地域活動支援センターは、社会との交流の促進を図るため、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うもので、本市では、地域活動支援センター事業Ⅰ型を実施しています。

Ⅰ型は、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、創作的活動、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供するものです。

(イ) 見込量

地域活動支援センター事業Ⅰ型の見込量は、次のとおりとします。

表 地域活動支援センター事業Ⅰ型の見込量

種 類	区 分	単 位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター事業Ⅰ型	実施か所数	か所	1	1	1	1	・引き続き1か所で実施
	利用者数	人/月	32	46	47	48	・利用意向高い。 ・実績、利用意向等を参考に設定

注：令和2年度は10月実績

(2) 任意事業

ア 身体障害者等訪問入浴サービス事業

(7) 事業の内容

長期にわたり、家庭で入浴することが困難な身体障害者等に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、入浴の機会の確保、介護者の負担軽減を図ります。

(イ) 見込量

身体障害者等訪問入浴サービス事業の見込みは、次のとおりとします。

表 身体障害者等訪問入浴サービス事業の見込量

種 類	区 分	単 位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
身体障害者等訪問入浴サービス事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	・引き続き1か所で実施
	利用者数	人/月	2	2	2	2	・実績等を参考に設定

注：令和2年度は10月実績

イ 日中一時支援事業

(7) 事業の内容

日中一時支援事業は、家族・介護者の就労支援、一時的な休息支援のため、障害者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会適応訓練、機能訓練などのサービスを提供するものです。

(イ) 見込量

日中一時支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 日中一時支援事業の見込量

種 類	区 分	単 位	令和2 年 度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	
日中一時支援 事業	利用者数	人/月	19	22	22	22	・実績を参考に設定
	利用日数	日/月	181	211	211	211	

注：令和2年度は10月実績

ウ 社会参加促進事業

(7) 点字・声の広報等発行事業

① 事業の内容

障害に配慮した情報提供として、点字・声の広報などを発行しています。

② 見込量

点字・声の広報等発行事業の見込みは、次のとおりとします。

表 点字・声の広報等発行事業の見込量（年間）

種 類	区 分	単 位	令和2 年 度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	
点字・声の広報 等発行事業	点訳	発行数	回/年	36	36	36	・実績を参考に設定
	音訳	発行数	回/年	36	36	36	

(イ) 点訳・手話・要約筆記奉仕員養成事業

① 事業の内容

障害者等の意思疎通を支援する手話奉仕員，要約筆記奉仕員，点訳奉仕員等の養成を行います。

② 見込量

点訳・手話・要約筆記奉仕員養成事業の見込みは、次のとおりとします。

表 点訳・手話・要約筆記奉仕員養成事業の見込量（年間）

種 類	区 分	単 位	令和2 年 度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	
奉仕員養成 事業	点 訳	受講者数	人/年	0	1	1	・実績，関係団体等 調査を参考に設定
	手 話	登録者数	人/年	12	1	1	
	要約筆記	登録者数	人/年	11	1	1	

注：令和2年度は見込み

(ウ) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

① 事業の内容

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業の内容は次表のとおりです。

表 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業の内容等

種類	事業の内容等
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者に対し、生活圏の拡大と職業的自立を図り、社会復帰を促進するため、自動車運転免許の取得費の一部を助成するものです。
自動車改造費助成事業	身体障害者本人が所有する自動車を、自らの運転に適合するように改造する場合に、改造費の一部を助成するものです。

② 見込量

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業の見込みは、次のとおりとします。

表 自動車運転免許取得費助成事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	件/年	0	1	1	1	・外出支援のため、1件を見込む。
自動車改造費助成事業	利用件数	件/年	0	1	1	1	

注：令和2年度は見込み

(イ) 重度身体障害者移動支援事業

一般の交通手段を利用することが困難なため、車いすを使用する人が利用できるリフト付き乗用車を運行します。

エ 生活支援事業

(ア) 事業の内容

生活支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 生活支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容等
生活訓練事業	障害者等に対し、家事や買い物などの日常生活に必要な訓練、指導を行い、社会的自立を促進します。
生活協力員紹介事業	障害者等が、安心して地域生活を送ることができるよう、本人の生活を見守り、相談相手となりながら、必要な援助を行う生活協力員の紹介を行います。

(イ) 見込量

生活支援事業の見込みは、次のとおりとします。

表 生活支援事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和2年度	見込量			見込量設定の考え方
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活訓練事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	・引き続き1か所で実施 ・実績を参考に設定
	利用者数	人/年	49	55	55	55	
生活協力員紹介事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	・引き続き1か所で実施 ・利用意向高い。 ・1人を見込む。
	利用者数	人/年	0	1	1	1	

注：令和2年度は見込み

7 サービス見込量確保のための方策

障害福祉サービス等、地域生活支援事業が円滑に提供されるよう、サービス提供事業者等の関係機関等と連携しながら、見込量が確保できる体制を整備します。

(1) 障害福祉サービス等

ア 訪問系サービス、日中活動系サービス

- ・必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス内容を周知します。
- ・サービス利用者の個々の状態に応じたサービスが提供されるよう、適切なニーズの把握に努めます。
- ・サービス提供事業者との連携により、適切な計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援等の作成）の実施を促進するとともに、相談支援従事者に対する研修などの実施により、相談業務の質の向上を図ります。
- ・サービスの安定的な供給を図るため、提供事業者の参入を促進するとともに、近隣市町と連携し、必要量を確保します。
- ・就労移行支援や就労継続支援について、福祉施設、企業等との連携を図り、就労の場の充実や仕事内容の多様化を働きかけるとともに、大竹市地域自立支援協議会就労部会において、障害者の就労意欲の向上、企業の意識改革に取り組みます。
- ・大竹市地域自立支援協議会と連携し、情報交換や意見交換、勉強会の実施などを通じて、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。
- ・事業者等に対し、広島県が実施する研修を周知するとともに、積極的な参加を促進し、質の向上を図ります。

イ 居住系サービス

- ・障害者の地域生活への移行を促進するため、社会福祉法人や近隣市町と連携し、グループホームの整備、利用定員の拡大などを進めます。
- ・自立生活援助について、関係機関等と連携し、サービス提供体制の整備を図ります。

(2) 子ども・子育て支援施策との連携

- ・障害福祉サービス等、地域支援事業等について、障害児が必要とするサービスが適切に利用できるよう、内容等について周知します。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについて、個々の状態に応じた療育等の提供、専門的知識をもった職員の配置の促進、学校との役割分担など、サービス提供事業者や関係機関と連携、協議しながら提供体制の整備を進め、障害児の成長、発達を支援します。
- ・障害児の発達段階に応じてサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障害児のニーズを的確に把握するとともに、事業者等と連携し、必要量を確保します。
- ・保育所、認定こども園、幼稚園について、障害児の通所・通園に適した環境整備、受入体制の整備を進めます。
- ・障害のある児童生徒の教育的ニーズの把握に努め、特性に応じた教育を行います。あわせて、特別支援教育支援員を配置するなど、障害のある児童生徒のサポート体制の充実を図ります。
- ・放課後や長期休暇時に障害児が過ごす場となる放課後児童クラブ、放課後子ども教室に

ついて、障害の程度に応じた指導員の確保、教室等の設備の改善などを進めるとともに、地域住民の参画を促し、活動の機会づくりに努めます。

- ・子ども・子育て支援に関する情報提供を行い、保護者の緊急時への対応、子育てについての不安、介助等による身体的・精神的負担の軽減を図ります。

(3) 地域生活支援事業

- ・必要とする地域生活支援事業を適切に利用できるよう、事業内容等について周知します。
- ・大竹市地域自立支援協議会の活用等により、障害者等やその家族への相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援に携わる人材の育成、資質の向上等に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、手話通訳者、要約筆記奉仕員等、意思疎通支援に必要な人材の養成、確保に努めます。
- ・移動支援について、障害者等の障害特性やニーズに対応できるサービスの質・量の確保に努めます。
- ・障害者等を支える介護者を支援するため、介護者の就労の支援、レスパイト（休息、息抜き）等に配慮して、サービスの充実を図ります。
- ・地域活動支援センターは、様々な日中活動の場を求める障害者等に対する柔軟なサービス提供が可能であることから、提供体制の強化を図ります。

第9章 計画の推進方策

1 市民意識の醸成

「ともに認めあい、支え合うまち」を実現するため、市広報や市ホームページの活用、福祉教育、人権教育及び人権啓発活動の一層の推進により、障害者等に対する理解と意識啓発に取り組めます。

また、障害者施設等で行われているイベントや講演会などの機会を活用し、障害者等と市民との交流を促進し、互いに理解と協力を深め合います。

さらに、地域コミュニティ、ボランティア団体、関係諸機関等と連携しながら、市民意識の醸成に努めます。

2 計画の推進体制づくり

(1) 地域との連携

社会福祉協議会と自治会、民生委員・児童委員等関係者による小地域ネットワーク活動の取組を中心として、障害者等を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

(2) 関係機関等との連携

障害者等のニーズに対応した適切なサービス利用や相談への迅速な対応が図られるよう、市の障害福祉部局と大竹市地域自立支援協議会との一層の連携を図るとともに、相談支援事業所、学校や医療機関等の関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の整備を進めます。

また、サービス提供事業所、相談業務の資質の向上を図りながら、障害者等や家族のニーズに対応したサービス量の確保、質の高いサービスの提供を図ります。

(3) 行政内部の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅等、あらゆる分野にわたっていることから、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努め、総合的、効果的な取組を推進していきます。

また、市職員に対し、障害福祉に関する研修を実施するなど障害への理解を深め、円滑な行政サービスが行えるよう努めます。

(4) 国、広島県等との連携

本計画を推進するため、近隣市町と連携し、円滑なサービス提供に努めます。

また、広域的に実施する必要があるサービス等については、広島西障害保健福祉圏域等で協議しながら、効果的なサービス提供等を進めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直し等について、広島県や他の市町と連携しながら、国に働きかけを行います。

3 大竹市地域自立支援協議会の機能強化

相談支援事業を中心に、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場である「大竹市地域自立支援協議会」は、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っています。

今後も、地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、さらなる支

援体制ネットワークの充実・強化を図ります。

また、支援困難事例への対応や、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の対応策などを検討するネットワーク組織として活用するなど、その機能強化を図ります。

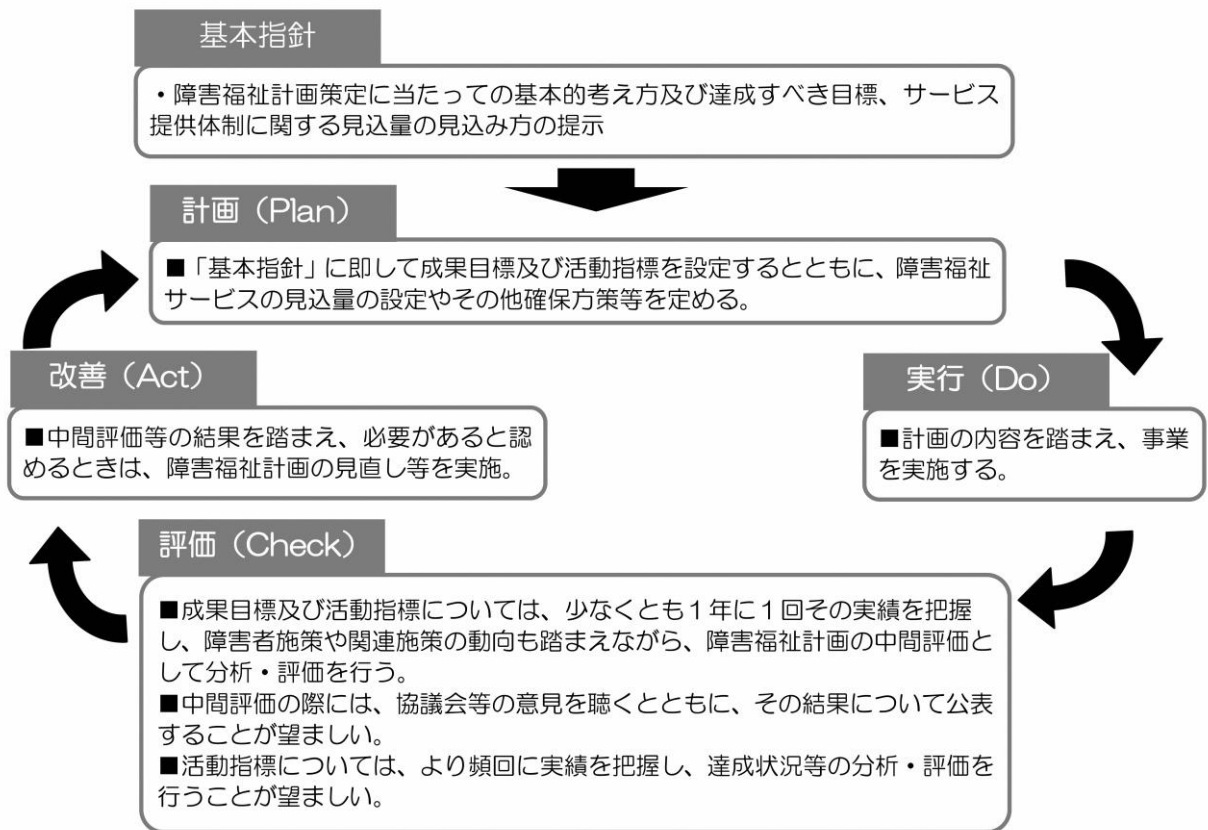
4 計画の進行管理

計画の進捗状況や内容について、大竹市地域自立支援協議会や関係機関と協議しながら年度ごとに点検を行います。

また、PDCAサイクルの考え方にに基づき計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直しなどを行います。

また、障害福祉に関する国の動向、社会経済情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料：厚生労働省

資 料 編

資料 1 計画策定の経緯

年月日	内容
令和2年7月21日	○令和2年度 第1回大竹市地域自立支援協議会 ・大竹市第3次障害者基本計画・大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画について ・障害福祉に関するアンケート調査票(案), ヒアリングシート(案) (サービス提供事業所用及び関係団体用) について
令和2年8月28日 ～9月18日	○障害福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年9月23日 ～10月19日	○障害者関係団体, 障害福祉サービス提供事業所に対する調査の実施
令和2年12月11日	○令和2年度 第2回大竹市地域自立支援協議会(書面会議) ・大竹市第3次障害者基本計画・大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画について ・障害福祉に関するアンケート調査結果の報告 ・障害者関係団体等に対する調査結果の報告 ・計画素案について
令和3年2月15日 ～3月1日	○パブリックコメントの実施
令和3年3月9日	○令和2年度 第3回大竹市地域自立支援協議会 ・大竹市第3次障害者基本計画・大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画について ・計画案の報告

資料2 大竹市地域自立支援協議会

1 大竹市地域自立支援協議会設置要綱

大竹市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援制度の実施に当たり、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議の場とするため、福祉課に大竹市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、中立・公平な相談支援事業の実施のほか地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、市職員、関係機関の職員、関係団体の代表者等から市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、当該委員の職を失うものとし、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、協議会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(相談支援事業者)

第7条 大竹市障害者等相談支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第2条ただし書の規定により委託された相談支援事業者は、協議会の運営に協力するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第

1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

2 委員名簿

団体・機関	氏名	備考
社会福祉法人大竹市社会福祉協議会	山本和彦	委員長
一般社団法人大竹市医師会	高路修	副委員長
社会福祉法人広島友愛福祉会	桜田雅文	
医療法人社団知仁会	中川大輔	
社会福祉法人美和福祉会	嵐川純一	任期：令和3年1月12日まで
	平岡龍一郎	任期：令和3年1月13日から
廿日市公共職業安定所大竹出張所	金本友樹	
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	齋藤ひとみ	
大竹市身体障害者福祉協会	杉本守正	
大竹市心身障害児・者手をつなぐ育成会	乃美晴一	
アイビー作業所利用者家族	中川秀子	
広島西医療センター	湊崎和範	
大竹市地域包括支援センター	満井敦子	
大竹市健康福祉部地域介護課	山田智徳	
大竹市教育委員会事務局総務学事課	真鍋和聰	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

資料3 用語解説

【あ～お】

○あいさポーター研修

「あいさポーター」になるための研修。「あいさポーター」は、様々な障害特性や配慮の仕方を理解し、日常生活で障害者等が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する人のことをいう。

○あいサポート運動

障害について理解し、障害者等に対する配慮や手助けなどを行うことにより、誰もが暮らしやすい共生社会となるよう取り組んでいくこと。

○ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

○アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

○医療的ケア

たんの吸引や経管栄養など、在宅などで家族が日常的に行う医療的な行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して、医療的ケアと呼ぶ。

○インクルージョン

本来は「包含、包み込む」という意味。障害福祉分野では、地域社会において、すべての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを意味する。

○NPO（NonProfit Organization）

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、社会貢献活動に充てることとなる。

○大竹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

大竹市全体の高齢者を対象とした福祉計画及び介護を必要とする介護保険被保険者を対象とした事業計画。

○大竹市住宅リフォーム事業

市内居住者及びその予定者に対して、住宅リフォームに要する費用の一部を市が補助する制度。

○大竹市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

○大竹市障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づき策定される、大竹市の障害者等のための施策に関する基本的な計画。

○大竹市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定される、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関することを定める計画。

○大竹市地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定されたもので、関係機関等の連携により、地域における障害者等への

支援体制に関する課題等について情報を共有し、協議する機関のこと。

○大竹市地域自立支援協議会ネットワーク

大竹市地域自立支援協議会の構成機関・団体により構築されたネットワーク。個別ケースにおける課題に応じて、随時ネットワークを活用し、連携・調整を図っている。

○大竹市地域福祉計画

地域住民が共に支え合い、助け合って、健康で、安全・安心な生活を送ることのできる地域社会づくりを推進していくための計画。

○大竹市まちづくり基本構想・基本計画

大竹市のまちづくり全般の目標とその実現に向け、中・長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政経営を行うための指針を示す計画。

○オーディオブック

主に書籍の朗読を録音したもののこと。カセットブック、CDブック等があるが、近年、インターネットの普及により、音声データをダウンロードする形式が主流となっている。

○オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の孔（ストーマ）を造設した人のこと。

○思いやり駐車場制度

障害、難病、高齢、けが、妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な方が、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを安心して利用できるための制度。

設置（管理）者の協力により「思いやり駐車場」として登録された専用駐車スペースを必要とする人（制度対象者）に「利用証」を交付する。

【か～こ】

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる。基幹相談支援センターでは、障害者等の相談支援に関する業務を総合的に行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を行う。

○共生型サービス

介護保険事業所が障害福祉サービス等事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障害者等の双方の利用を可能とする制度。

○強度行動障害

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動などが著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいう。

○グループホーム（共同生活援助）

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、相談支援その他の日常生活上の援助を受けながら、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する場所。

○健康おおたけ21

大竹市の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「健康増進計画」と、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「食育推進計画」の二つからなる計画。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利を表明すること。

○コーディネーター（医療的ケア児の支援）

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する専門的な知識等をもつ人のこと。

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。

○高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置づけられる。

○合理的配慮

障害者等が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供すること。

○こども相談室（大竹市こども相談室）

家庭などでさまざまな悩みを持って生活している子どもやその保護者に対して、幼児期から青年期まで一貫した相談や、学校に行きたくても行けない子どもに対する支援及び指導を行うもの。

【さ～そ】

○サポートファイル

障害のある人のライフステージを通じて、一貫した支援を図ることを目的として作られたもので、成育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式のノートのこと。

○自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的とした組織。

○指定難病

原因が不明で、治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病をいう。障害者総合支援法の対象となる疾病は 361疾病（令和3（2021）年3月時点）である。

○児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行ったり、障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う、地域の中核的な児童福祉施設。

○就学指導委員会

障害のある幼児児童生徒の就学すべき学校を判断するにあたって、専門的な立場から調査や審議を行い、教育委員会に助言を行うもので、市町村教育委員会において設置されている。

○重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。

○手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市で実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国統一試験に合格し「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人のこと。

○手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人のこと。

○障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、非該当及び区分1～6までである。区分6が、必要とする支援の度合いが最も高い。この区分によってサービス支給量等が決定される。

認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

○障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者に対する虐待の禁止、予防、早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等の措置、養護者への支援等の措置を定めることにより、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律（平成23年6月24日法律第79号）

○障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害を理由とする差別の禁止に関する具体的な規定を示し、それを守るための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律（平成25年6月26日法律第65号）

○障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間である。

○障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした法律（平成24年6月20日成立、同年6月27日公布）

○障害者優先調達推進法

障害者が自立した生活を送るため、就労による経済的な基盤を確立することをめざし、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立の促進のため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等について必要な措置を講じることを定めた法律（平成24年6月27日法律第50号）

○障害保健福祉圏域

障害福祉サービスのうち、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定される区域として広島県が定めるもので、県内7圏域が設定されている。本市は、廿日市市とともに「広島西障害保健福祉圏域」に属している。

○小地域ネットワーク活動

地域住民のもつ課題やニーズへ対応するため、福祉関係者がリーダー役となって、地域住民の参画を得て行う福祉活動のこと。

○小児慢性特定疾病医療費助成

慢性的な疾病を抱える子どもの医療費の自己負担分の一部を助成する制度。

○職業リハビリテーション

障害があるため職業に就くことや維持していくことが困難になっている人に対し、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会をつくり出していく取組。

○職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害者等の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う人のこと。

○自立支援医療（育成医療，更生医療，精神通院医療）

心身の障害を除去するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

○心身障害者扶養共済制度

心身障害者等を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づき、その生存中一定額の掛金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に、残された心身障害者等に年金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る制度。

○身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。

○スクールカウンセラー

心の問題の専門家として、学校において、児童生徒や保護者の悩みを聞き、指導助言（カウンセリング）を行う。

○スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、保護者や教職員等に対する支援・相談、情報提供などにより、問題解決を図る。

○精神障害者保健福祉手帳

知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。

○成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

【た〜と】

○地域共生社会

サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者、障害者、児童生徒、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現を目指すもの。

○地域コミュニティ

「コミュニティ」とは、共通の目標、活動など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーション（意思や感情、情報の伝達）を行っている集団（人々や団体）をいい、その中で共通の生活地域の集団によるコミュニティを「地域コミュニティ」という。

○地域生活支援拠点等

障害者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

○地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、その発生を予防するための社会福祉施策と、それに基づく実践のこと。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが一体的に確保、提供される支援体制のこと。

○地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域の中核機関。

○デイジー

Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。視覚障害や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムをいう。

○デイジー図書

視覚障害者等向けデジタル録音図書のことで、CD 1枚におよそ60時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるといった機能がある。

○テレワーク

「tele(離れた所)」と「work(働く)」をあわせた造語で、情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

○読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目指した法律（令和元年法律第49号）。

○特別支援学級

障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行うため、小・中学校に設置された障害種別（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）ごとに編成された少人数の学級。

○特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する、という視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、事業所で3か月間の試行雇用を行うもので、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図ることを目的としている。

【な～の】

○ニュースポーツ

誰もが、いつでも、どこでも、気軽に自由に楽しむことを目的としたスポーツのこと。例えば、グラウンドゴルフ、キンボール、ターゲットバードゴルフ、ストラックアウトなどがある。

○認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

○NET119緊急通報システム

聴覚や言語機能に障害があり、音声で緊急通報をすることが困難な人が、スマートフォン・携帯電話を使い、119番に通報することができるシステムのこと。

○農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

【は～ほ】

○ハザードマップ

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など、住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

○発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害と定義されている。生来あるいは生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられている。

○パブリックコメント

市の基本的な政策を策定する時に、策定しようとする政策などを広く公表し、公表したものに対する市民から寄せられた意見などを考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見などの概要や意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続きのこと。

○バリアフリー

障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

○ピアサポート

同じような立場にある仲間同士（ピア）の支え合い。

○PDCA

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Act（Action、企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

○避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害者等、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

○110番アプリシステム

聴覚や言語に障害があり、音声による110番通報が困難な人が事件や事故にあった時、スマートフォン、携帯電話から文字や画像による110番通報ができるシステム。

○広島県アートサポートセンター

障害者芸術文化活動の推進、芸術家の育成を図ることを目的とし、障害者芸術文化活動の情報発信から人材育成、創作活動等を総合的に支援する拠点として、広島県が開設した組織（平成28年4月～）。

○広島県あんしん賃貸支援事業

低額所得者、高齢者、障害者等、子育て世帯、被災者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）等の情報提供や、居住支援を行うことにより入居をサポートする事業で、広島県が実施している。

○広島県福祉のまちづくり条例

すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて、平成7年に広島県が制定した条例。多数の人が利用する建築物や道路、公園等について、すべての人が円滑に利用できるよう、スロープや手すりを設けること等を定めている。

○広島西障がい者就業・生活支援センター

就職を希望する障害者等や在職中の障害者等の抱える課題に応じて、雇用及び福祉等の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

○福祉サービス利用援助事業「かけはし」（日常生活自立支援事業）

福祉サービスの利用や日常の金銭管理などの支援をする制度。

○福祉避難所

既存の施設を活用し、介護の必要な高齢者や障害者等など、一般の避難所では生活に支障をきたす方に対しケアを行ったり、利用に配慮したトイレ、手すり、スロープが設置されているなど、バリアフリー化が図られた避難所のこと。

○ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチのひとつ。

○ペアレントプログラム

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としている。

○ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」を意味し、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。

【ま～も】

○モニタリング

現状を観察して把握すること。

【や～よ】

○ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などを超えて、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくという考え方に基づいたもので、例えば、幅広歩道、レバー式ドアハンドル、ワイドスイッチなどがあげられる。

【ら～ろ】

○ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

○リハビリテーション

障害者等の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障害者等のライフステージのすべての段階において全人間的復権（障害者等が個々に持っている能力を発揮し、人間らしく生きる権利のこと）に寄与し、障害者等の自立と参加を目指す考え方。

○療育

障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる医療・保育のこと。

○療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。

大竹市第3次障害者基本計画
大竹市第6期障害福祉計画
大竹市第2期障害児福祉計画



発行年月／令和3年3月

発行／広島県大竹市

編集／大竹市健康福祉部福祉課

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号

TEL : 0827-59-2146 FAX : 0827-57-7185

e-mail : fukushi@city.otake.hiroshima.jp
